

CONTENTS

基本構想

2006年度(平成18年度)～2015年度(平成27年度)

第①章	総合計画の策定にあたって	
	1. 背景と目的	2
	2. 総合計画策定の意義	3
	3. 総合計画の役割	3
	4. 総合計画の構成と目標年次	3
	5. まちづくりの課題	4
第②章	中間市の概況	
	1. 中間市の地理的位置	7
	2. 自然条件	8
	3. 沿革	9
	4. 人口	11
	5. 土地利用	15
	6. 産業構造	16
	7. 交通体系	20
第③章	中間市の将来像	
	1. 将来の都市像	22
	2. 都市のフレーム	22
第④章	施策の基本的方向	
	1. 快適な暮らしを支える社会基盤の整備	26
	2. 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実	26
	3. 豊かな生活環境の創造	26
	4. 新世紀に適応した産業の振興	27
	5. 次世代を担う教育の充実	27
	6. 市民との協働・交流による開かれたまちづくり	27

☆ 都市づくりのビジョンと施策の体系

本文中「※」のマークは用語解説、「◎」のマークは法令・計画・制度等解説が記載してあります。

- 第①章** 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
- 第1節 都市計画
 - 第2節 土地利用
 - 第3節 水利用
 - 第4節 道路・橋りょう
 - 第5節 住 宅
- 第②章** 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
- 第1節 保健・医療
 - 第2節 福 祉
 - 第3節 社会保障
- 第③章** 豊かな生活環境の創造
- 第1節 上水道
 - 第2節 下水道
 - 第3節 消防・防災
 - 第4節 交通安全
 - 第5節 情報化
 - 第6節 環境衛生
- 第④章** 新世紀に適応した産業の振興
- 第1節 農 業
 - 第2節 商 業
 - 第3節 工 業
 - 第4節 雇 用
 - 第5節 観 光
- 第⑤章** 次世代を担う教育の充実
- 第1節 学校教育
 - 第2節 社会教育
 - 第3節 文化の振興
 - 第4節 生涯学習
- 第⑥章** 市民との協働・交流による開かれたまちづくり
- 第1節 人 権
 - 第2節 住民サービス
 - 第3節 男女共同参画
 - 第4節 国際交流
 - 第5節 広報・広聴
 - 第6節 行財政計画
 - 第7節 広域行政

第1章 総合計画の策定にあたって

「元氣な風がふくまち なかま」の都市づくり ～ 市民の元氣が まちの元氣 ～

1 背景と目的

昭和33年に市制を施行し、第3次総合計画中に市制施行40周年を迎えた。この間、石炭産業という分野で高度経済成長の一端を担っていたが、石炭から石油へというエネルギー革命の直撃を受けて、昭和39年には市内全ての炭鉱が閉山したことから本市の経済基盤は崩壊し、人口流出にも拍車がかかった。そのことに呼応するようにまちの灯りも消えていき、人々の生活のなかにあった活気ある声もあちこちで聞かれない状態に陥った。

しかし、隣接する北九州市は、わが国の四大工業地帯としてその繁栄は著しいものがあり、安定した成長を続けていたが、就業者の住宅が不足していたことから、その住居を補うため住宅地を開発し、住宅都市として本市の再生を図る施策を展開した。そのなかでは、市営住宅の建設、県営住宅の誘致も併行して行ったことから、人口は少しずつではあるが増加していき、昭和60年には5万人を突破した。

これまでの総合計画は、産炭地の後遺症からの脱却のため「明るく住みよい調和のとれた住宅都市」を目指し、昭和60年度を目標年次として第1次総合計画を昭和50年度に策定し、続いて「清潔で活力とふれあいのあるまち」への進展を目指すために目標年次を昭和69年度とした第2次総合計画（昭和60年度に策定）へと継承し、まちづくりを進めてきた。

ところが、平成2年、バブル経済が崩壊し、国中が経済基盤の不安定状態になった。そうしたなかで第3次総合計画を策定するにあたっては、第1次、第2次の基本理念を踏襲することを基本として、「人にやさしい愛のまち なかま」をメインフレーズに平成7年度、市民サービスの低下を招くことなく、住みよいまちづくりを進めていくことを目標として策定した。

今日、地方自治体を取り巻く状況は、平成12年の地方分権一括法を機に、議論の段階から実行の段階に入った。地方分権の推進により、国と地方の役割が分担される一方で、平成の大合併が国の施策として推進されるなかにあって、本市も合併の成否によっては今後のまちづくりが大きく変わる状況におかれたが、単独での行政運営の道へと進むことになった。

今回策定する第4次総合計画は、地方分権と三位一体改革による自立した行政運営と、好転の兆しが見られる経済情勢のなかで、若者が定住できる環境整備に主眼を置き、多世代が住みよさを実感できるまちづくりのビジョンを掲げ、これを実現するための方針を示すものとした。

2 総合計画策定の意義

地方自治法第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されており、この趣旨に沿って合理的かつ効率的な行政運営を図るための将来像を展望し、長期的・総合的な振興計画を策定するもので、その中での基本構想は、議会の議決を経るものである。

3 総合計画の役割〔まちづくりの目標と基本指針〕

本計画は、市民及び行政のニーズが的確に捉えられ、住民自治に立脚したまちづくりの将来像を具現化していくための基本方向を策定し、本市の健全な行財政運営を実施するにあたっての基本指針とするとともに、住民参加のまちづくりの目標となる総合計画である。この計画は、住民自治の理念に基づいたまちづくりの目標と基本指針であり、国・県などが諸計画の策定及び事業を展開していくなかでは、尊重されるべきものである。

4 総合計画の構成と目標年次

長期的な目標としての「基本構想」と、基本構想を具体化していくための「基本計画」、基本計画を実施していくための「実施計画」の三部から構成する総合計画とする。なお、実施計画については別途策定するものとする。

(1) 基本構想

基本構想は、今後10年間を見据えた本市のあるべき将来像の実現に向けた基本理念及び基本施策の大綱を示すものとする。

施策期間と目標年度は、長期的な視点に立つことから初年度を平成18年(2006年)度とし、目標年度を平成27年(2015年)度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた目標及び将来像を実現していくための、行政の各分野におけるまちづくりの施策についての基本方針を示すものとする。

計画期間は5年を目処とするが、今後の社会経済情勢の著しい変動が生じた場合には、変動の内容に的確に対応し、所定の見直しを行うものとする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画のなかで定めた各分野における施策を、健全な行財政運営を推進していくなかで具現化していくための年次計画である。計画期間は、基本的に3年とするが、進捗度合いを検証するため毎年度ローリング方式で進行管理を行う。

なお、この間においても、社会経済情勢及び本市の行財政運営の情勢変化に応じ、弾力的かつ柔軟に対応できるものとする。

5 まちづくりの課題

炭鉱の町から住宅都市へと変遷して40年が経過した。炭鉱景気の崩壊後、一旦は活力を喪失しかけたが、まちの賑わいを取り戻すために展開されてきた住宅都市形成に向けた施策で、今日の市勢となった。幹線道路網の整備で周辺地域との往来も円滑化、スピード化され、文化や人々の交流も深まっていた。他方では、市東部の商業ゾーンは近隣にない活況を呈するなど、消費行動は活発になった。

また、文化・スポーツ、医療・保健の拠点として形成されたコミュニティゾーンは、市の玄関口であるJR中間駅からショッピングモールを結ぶ主要幹線市道に集積され、さらに福祉行政の拠点としての地域総合福祉会館（ハピネスなかま）はその延長線上に展開した。

市民の念願であった遠賀橋の架け替えも完了し、主要幹線のボトルネックは解消され、中間大橋とともに東西の交通の流れは格段に改善されている。

生活用水の供給拠点である唐戸浄水場の改善事業も終え、下水道整備の進捗も順調であり、普及率も平成17年度末現在で37%（水洗化率では73%）に達し、平成27年度の完成をめざすなど、課題であった生活基盤は着々と整備が進んでいる。

公共交通機関では、福北ゆたか線（筑豊本線）の電化による快適な車内、輸送量増加とスピードアップ、また市内を巡回する私鉄バスの運行便数の充実、特に福岡市（天神）と本市を結ぶ高速バスの運行は市のイメージアップに貢献している。

このように、本市における社会資本や公共施設、福祉施設はほぼ整備され、一定の生活水準は確立できている。しかし、全国的な地方自治体の人口減は、本市においても同様の傾向が続いている。

今回の第4次総合計画では、若者定住を主要な柱とするが、そのまちづくりをめざしていくために、「子育てがしやすい環境の整備」、「若者の就業環境の整備」、「保健、医療、福祉、介護の充実」、「市民と市が協働し、元気が出る地域環境の整備」、そして「市民サービスを低下させることなく、財政基盤の確立に向けた行財政改革の推進」を展開していく施策を掲げた。

住む人が主役であることが最も重要であり、行政はそうした市民の生活や活動をサポートする立場にたって行政運営をしていかなければならない。市民の元気は、まちの元気である。

21世紀の主役となる子どもと若者が住んでよかったと思えるまちづくりには、先人の知恵と経験も必要であるが、市民の相互間の交流はもとより、行政との情報交換も活発に行いながら、市民と行政が歩調を合わせ、どのような境遇や環境の変化があっても安心と安全が常に保持される状況を堅持していくことが重要である。

(1) 都市基盤の整備

人々の移動には自動車は欠かせない存在であり、そのことが行動範囲を広げる大きな一因となっている。本市でも、大型小売店舗を中心とした商業集積地へ多くの人が集まっているが、念願であった遠賀橋の架け替えや道路網の整備により、渋滞は緩和されている。

また、下水道の整備も着々と推進され、快適な生活環境区域は拡大されつつある。一方で生活用水も、安全でおいしい水づくりが行われていることから、都市としての生活基盤は確立されつつある。

今後も、快適で便利がよく、そのうえで安全が保たれる都市基盤の整備に向けては、地域の隅々にまで視線を向け、人びとが隔たりのない環境を楽しむことができる状況をつくりあげることが重要であり、活性化への指標となるよう整備を図る。

(2) 良好な住環境の保持と自然環境の保全

住宅都市として再生を果たした本市は、都市基盤の整備を進めるなかで、良好な住環境の確保にも努めてきた。市域を見回してみると、東部地区では、岩瀬北東部や五反田といった地域に、良好で快適な住宅地の形成に適した地区もある。また、西部地域の緑豊かな農地についても適正な農業環境を保持しながら、一定程度の住宅地が展開できる地区もある。民間活力の導入に向けた施策の検討も必要である。

本市の都市公園である「垣生公園」は、市民の憩いの場として最も定着していることから、遠賀橋の架け替えによりイベントのステージとしてその活用幅が広がった遠賀川河川敷とともに四季を通じた自然の潤いを市民に提供する一体的な利活用を目指すことにより、子ども・若者・高齢者が自然とふれあえる新たな環境づくりを目指す。

さらに、中間・遠賀リサイクルプラザの運営が軌道に乗った今日、資源の有効活用が図られており、より一層の市民のリサイクル、リユースに対する意識の向上を図りながら、人と自然にやさしい生活環境づくりを目指していく。

(3) 市民福祉の向上

高齢社会が拡大するなかで、少子化も深刻な状況である。将来にわたって、安全で安心して暮らせる環境の整備にむけて市民一人ひとりが自立することを基本としながら、支えあい、助け合う地域社会の構築が必要である。そのためには、住民相互の連帯と協調が欠かせない。

地域福祉の核施設としての地域総合福祉会館（ハピネスなかま）を中心に、市立病院や保健センター等の施設で、保健、医療、福祉の連携が深まり、市民の福祉サービスは従前に比して向上しているが、少子化に歯止めをかける施策の拡充が伴うことで住みやすいまちが実現し、元気のあるまちへと発展していくものである。

要介護者の増加を防止し、多世代がいつも笑顔のなかで交歓できる生活環境、地域環境の実現に向けて、官と民が一体となって、相互に支援体制を確立することで充実した福祉のまちづくりの実現を目指していく。

(4) 文化の振興

市民が文化にふれる環境づくりに向けては、歴史民俗資料館、垣生羅漢や堀川の中間唐戸（水門）といった県指定遺跡による歴史遺産は市民が地域の文化に触れることができる財産であり、周辺自治体との遺跡を通じた交流も展開されてきた。また、中央公民館やなかまハーモニーホール、生涯学習センターなどの施設で幅広く展開される市民が主催する文化にも、多くの市民が関わりをもち、余暇における趣味や文化に費やす時間も拡大されつつある。

このような文化は、母なる遠賀川が育んだ文化と先人の知恵で創出されたものであり、大人たちが遊ぶという感覚で将来を担う子どもたちと一緒に触れることにより伝承が可能となり、将来に残す遺産・財産として活用することで心ゆたかなまちづくりができるものである。

また、活発に展開されるスポーツでは、一層の振興に力が注がれているが、そのなかでは、技術面の向上のみならず、連帯と協調、思いやりをも身に付ける指導により、健全な青少年の育成がなされている。このことから、こうしたスポーツ環境の拡充が元気なまちの源とし、スポーツと文化あふれるまちが実現するものである。

(5) 都市防災

比較的地震災害の少ない北部九州地方といわれているが、平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」では、福岡市とその周辺に大きな被害をもたらし、生活に直結したライフラインの被害は少なかったものの、混乱は広範囲にわたった。本市は震源からは離れていたものの、市民は多大の不安を抱いた。また、近年は大きな台風も襲来し、市民生活を脅かす気象災害が懸念される。

自然の猛威に立ち向かうことはできないが、災害発生時においては、日常の対策を心がけ、準備することは自らの生命、財産を守ることにつながる。それには地域全体が支援できる体制の整備が不可欠であり、市民の不安を軽減できる対策を講じることが、災害に強い防災のまちづくりにつながるものである。

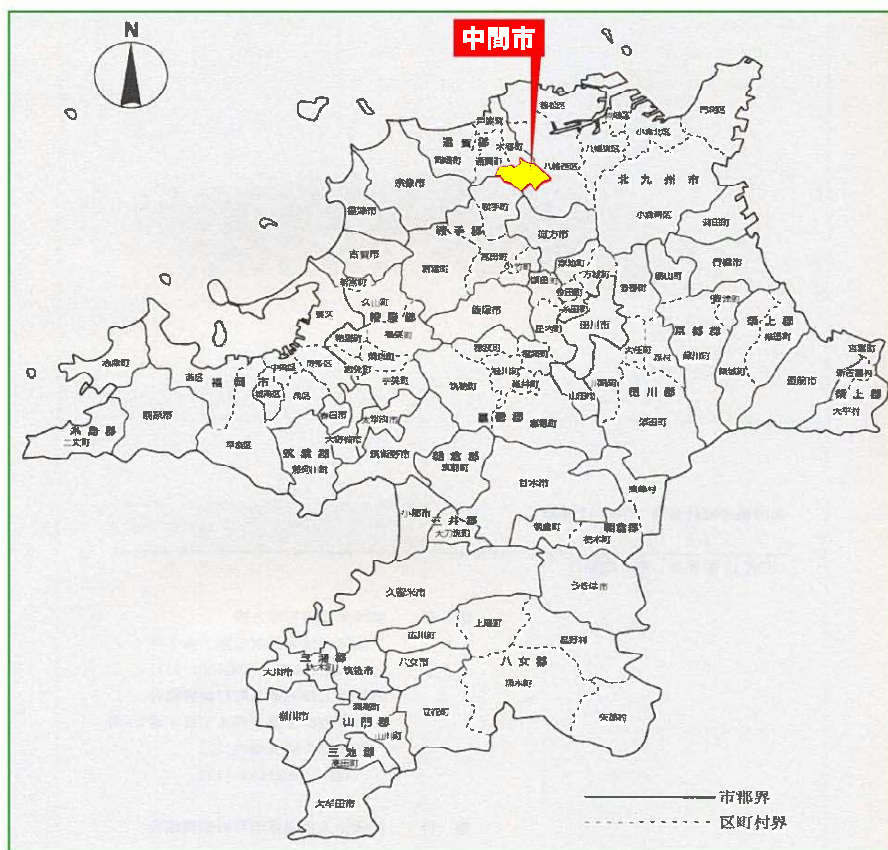
第2章 中間市の概況

1 中間市の地理的位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東及び南側は北九州市八幡西区に、西及び南側は遠賀郡遠賀町と鞍手郡鞍手町に、北側は遠賀郡水巻町と接しており、北九州経済圏の一員として、昭和33年11月に県下20番目の市として市制を施行し、住宅都市として発展してきた。

本市は、北九州市の副都心黒崎までは約8.5kmで、自動車では約20分。小倉へは北九州都市高速道路を利用すれば30分ほどの距離である。また、福岡市へは一般道で1時間20分、九州自動車道で40分、高速バスでは60分で結ばれるという地理的条件に恵まれている。

なお、平成18年3月16日には、北九州市小倉南区の海上に北九州空港が開港され、国内及びアジアへの交通もさらに活性化が見込まれている。



※ 平成17年10月1日現在

2 自然条件

(1)地 勢

市域は市の中央部を南北に貫流する遠賀川によって東西に2分されている。東部地区は、主に北九州市との市境沿いに丘陵地帯が連なり、住宅地を形成している。また、平地部分では市街地と住宅地が広がり、全人口の90%が集中している。

西部地区は、農耕地で占められた広い沖積平野となっており、また2つの工業団地が立地している。

(2)気 象

本市の気候は、山陰型気候と西九州内陸型気候との接点にあり、冬は北西の季節風が吹き、最低気温は0度を下回ることが多い。平均気温はここ10年で16.3度と変化はないものの、最高気温の平均は1.3度ほど上昇している。また、降水量の平均も65mm増加している。

降雪はほとんど観測していないが、平成16年1月に北部九州は数年ぶりに5cmの積雪を観測した。

気象に一定の変化があるが、穏やかで温暖な気候地である。

年 次	気 温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
昭和 60 年	16.2	34	-1	1,834
昭和 61 年	15.6	32	-1	1,375
昭和 62 年	16.6	32	0	1,458
昭和 63 年	16.2	33	0	1,181
平成元年	16.7	34	0	1,293
平成2年	17.4	34	-2	1,271
平成3年	16.3	33	-1	1,432
平成4年	16.2	35	-2	1,327
平成5年	15.4	34	-2	1,806
平成6年	16.0	37	-3	922
平成7年	15.5	35	-3	1,611
平成8年	15.7	36	-4	1,307
平成9年	16.5	35	-2	1,949
平成10年	17.1	35	-3	1,562
平成11年	16.2	35	-2	1,472
平成12年	16.5	33	-1	1,196
平成13年	16.4	37	-4	1,679
平成14年	16.5	35	-1	1,188
平成15年	16.1	35	-2	1,503
平成16年	16.7	35	-4	1,601
平成17年	15.6	36	-3	1,122

3 沿革

〔中間市の変遷〕

本市の本格的な学校教育の始まりは、明治7年に、底井野小学校、中間小学校が建設されてからである。また、官公署では、明治13年に底井野郵便局が開局、明治20年には底井野村に、翌年には中間村に巡査派出所がそれぞれ設置されている。

また、鉄道も筑豊本線が、筑豊地区の石炭運送のため明治24年から明治26年にかけて若松・飯塚間が敷設され、香月線も明治41年に開通するなど、鉄道による交通機関の利便性は当時としては飛躍的に向上している。

本市における石炭採掘は、大正鉱業(株)と九州採炭(株)による大小炭鉱が八幡市(現・北九州市八幡東区)の(株)八幡製鐵所(現・新日本製鐵(株))を中心に発展した製鉄好況を支える一因として大きく発展した。その間には、長津村(中間、岩瀬両村の合併によるもの)から長津町、中間町と名称変更した後、昭和7年に底井野村(垣生、上底井野、中底井野、下大隈4村の合併によるもの)と合併し、昭和33年11月には市制を施行して、中間市が誕生。現在の市域を形成している。

〔繁栄と停滞〕

炭鉱景気は、市内の昭和町商店街や本町商店街、また小規模ながら炭鉱各社の社宅地に展開した商店街を潤し、当時の娯楽の中心であった映画は上映館が6つ存在した。祭りの季節には商店街を巡幸する山車で賑わいを見せた。

さらに、人口の流入と戦後のベビーブームの影響もあり、1教室50人前後の児童・生徒の教室が1学年で10数教室となるなど児童・生徒数が著しく増加したことから、小中学校の開校も相次いだ。

しかし、石油に取って代わられたエネルギー革命により、石炭の需要の低下とともに採炭量も減り、この影響を大きく受けたのが行政(市)であった。炭鉱の経営不振による市税の滞納が激増し、昭和37年12月に、財政再建準用団体の指定を受けた。昭和39年には市内全ての炭鉱が閉山し、昭和34年に46,000人を数えた人口は県外に職を求める人たちの流出で、昭和40年には34,000人までに激減した。

〔再生への道のり〕

再生を目指して、好況を持続していた(株)八幡製鐵所やその関連企業の従業員のための宅地開発と、それに対応するための水資源の確保、市勢活性化のための関連企業誘致を最重要課題に掲げてそれぞれの施策を推進したのである。北九州市に隣接するという地理的条件は、住宅都市としての再生に大きく貢献した。

昭和40年代半ばから、太賀・通谷地区では民間の宅地開発が活発に行われ、中鶴地区では社宅跡地が一般住宅、市営・県営住宅地として整備され、大根土地区でも炭鉱会社跡地を中心に宅地化されるなど、東部地区の住宅地拡大は順調に進んだ。一方、西部地区でも製鉄所関連企業の誘致により、工場団地も形成された。その結果、昭和60年の国勢調査では50,294人を数え、炭鉱最盛期を大きく上回ったのである。

再生に向けて掲げた宅地開発、水資源の確保、関連企業誘致といった3つの施策と道路や学校などの公共施設の整備は、当初の目的にはほぼ達したことから、昭和60年代から住民福祉に力を注ぐ施策に着手した。

〔元気なまちをめざして〕

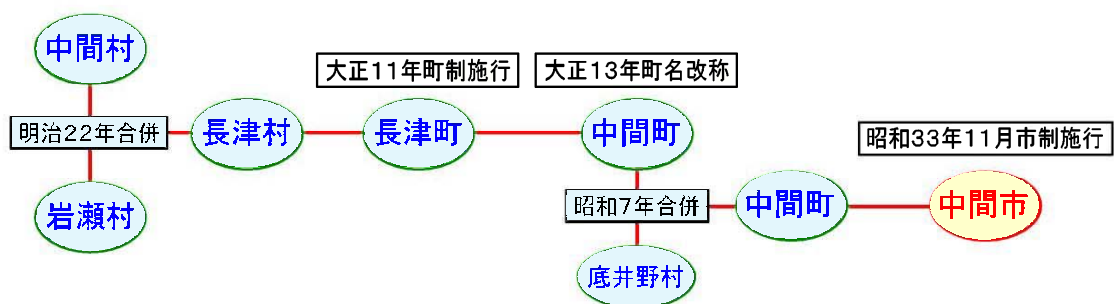
昭和61年度の「中間市高齢化社会総合計画」の策定に続き、平成2年度の「中間市ふるさと21健康長寿のまちづくり事業基本計画」、さらに平成5年度には「中間市老人保健計画」を国のゴールドプランに基づき策定した。

以降、平成11年度に「なかま障害者プラン」を策定し、平成12年度の介護保険制度の発足、開始に合わせて「中間市高齢者総合保健福祉計画」を策定し、平成15年度に第2期、平成17年度には第3期と策定され、障害者や高齢者が安心して暮らせる計画を進めてきた。なかでも平成13年5月に開館した中間市地域総合福祉会館（ハピネスなかま）では総合的な福祉サービスの拠点として運営がなされている。

さらに、平成17年度に「地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま」をテーマとした「中間市次世代育成支援行動計画」を策定し、少子化に対応する体制も整備された。

平成に入ってからバブル経済崩壊という未曾有の経済不況に陥った日本経済も、中国をはじめとする東南アジアの経済発展が急速に進展し、徐々にではあるが回復の基調にある。

本格的な少子高齢社会と人口減少を同時に迎えるこれからの時代に対応するため、平成17年12月に「第3次中間市行政改革大綱」を策定し、本市が自立した行政運営を進めるなかで市民との協働社会を構築し、仕事・学業・ボランティア活動などに懸命に取り組む「元気な市民」が、全ての市民の元気を誘発し、そのことがまち全体の元気につながる新しいまちづくりが求められている。



4 人 口

(1)人口の推移

本市は、昭和初期から本格化した石炭産業の好況時に人口の流入が続き、昭和34年には46,000人に達し、第1次のピークを迎えた。しかし、石油に取って代わられたエネルギー革命によって昭和39年には市内全ての炭鉱が閉山し、県外に職を求める人たちの流出で人口は、昭和40年には34,000人までに激減した。

北九州市に隣接するという地理的条件を活かし、住宅都市としての再生を目指して、昭和40年代半ばから住宅政策を展開したことにより、筑豊電気鉄道沿線の太賀・通谷地区で宅地開発が活発に行われ、炭鉱社宅跡地でも一般住宅、市営・県営住宅が建てられ、東部地区の住宅地拡大は順調に進んだ。一方、西部地区でも製鉄所関連企業の誘致により、工場団地も形成された。

その結果、昭和60年の国勢調査では50,294人を数え、炭鉱最盛期を大きく上回ったのである。しかしこの年以降、徐々に減少傾向が続いている。

表:人口の推移

年次	人口 (人)	増加率 (%)	人口密度 (人)	世帯数 (戸)	人口/世帯 (人)
昭和55年	48,647	12.75%	3,044	14,716	3.31
昭和60年	50,294	3.39%	3,147	15,657	3.21
平成2年	49,216	-2.14%	3,080	16,149	3.05
平成7年	49,353	0.28%	3,088	16,924	2.92
平成12年	48,036	-2.67%	3,006	17,576	2.73
平成17年	46,557	-3.08%	2,913	18,052	2.58

※ 平成17年は速報値

資料:国勢調査

(2)人口構成

5年毎の国勢調査人口で変化を見る。昭和45年から昭和55年までは安定していたが、昭和60年の国勢調査から年少人口（0～14歳）は減少を続けている。生産人口（15～64歳）もわずかながら減少している。反面、高齢人口（65歳以上）は増加しており、その率も幅が大きいものがある。全国的な高齢社会と少子化の拡大は、次ページの人口ピラミッドを比較してもわかるように、本市も同様の状況である。

表：人口指標

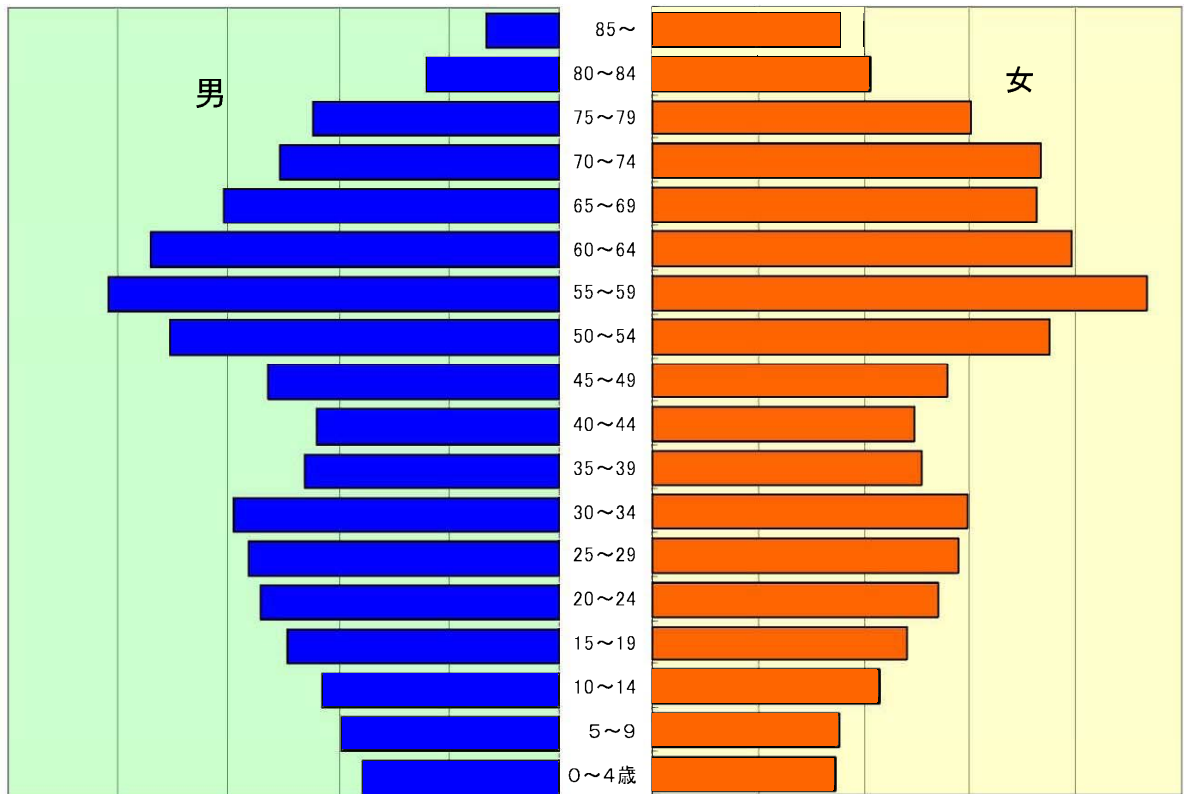
年次	人口構成比			従属人口指数	老齢化指数	高齢化率
	0～14歳	15～64歳	65歳以上			
昭和45年	22.8%	70.6%	6.6%	41.8%	29.1%	6.6%
昭和50年	22.8%	70.0%	7.2%	42.8%	31.5%	7.2%
昭和55年	22.8%	68.8%	8.4%	45.3%	36.7%	8.4%
昭和60年	21.2%	68.2%	10.6%	46.6%	49.8%	10.6%
平成2年	17.5%	68.7%	13.8%	45.4%	78.7%	13.8%
平成7年	15.1%	67.5%	17.4%	48.1%	115.2%	17.4%
平成12年	13.4%	66.4%	21.4%	52.4%	159.7%	21.4%

資料：国勢調査

1. 従属人口指数 $\frac{0\sim14\text{歳人口}+65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳以上人口}} \times 100$
2. 老齢化指数 $\frac{65\text{歳以上人口}}{0\sim14\text{歳人口}} \times 100$
3. 高齢化率 $\frac{65\text{歳以上人口}}{\text{総人口}} \times 100$

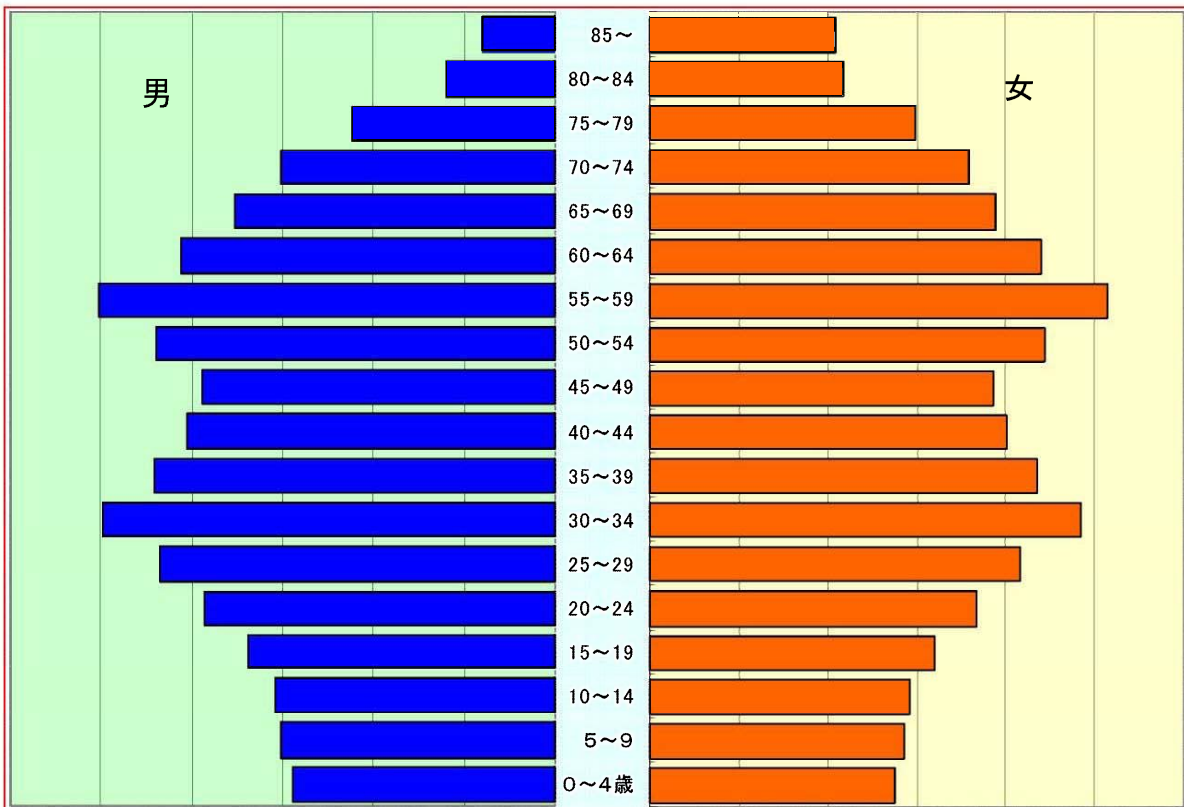
中間市の人口ピラミッド

(平成 17 年 8 月 31 日現在)



全国の人口ピラミッド

(平成 17 年 9 月 1 日現在)



(3)人口流動

本市からの流出人口のうち就業者は平成7年まで増加傾向にあったが、平成12年では10年前の水準に減少している。通学者についても減少しており、少子化の始まりを示している。

流入人口を見てみると、大型小売店舗周辺に展開する店舗への就業者の流入が想定される。しかし、通学者については減少傾向にある。

表：昼夜間人口と流出人口

(各年10月1日現在)

年次	夜間人口(1)	本市からの流出人口(2)			本市への流入人口(3)			流入超過人口(4) (3)-(2)			昼間人口(5)	昼間人口指数 (5)/(1)×100
		総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者		
昭和55年	48,647	14,883	12,420	2,463	3,128	2,987	141	-11,755	-9,433	-2,322	36,892	75.8
昭和60年	50,294	14,998	12,587	2,411	4,624	3,384	1,240	-10,374	-9,203	-1,171	39,920	79.4
平成2年	49,216	15,795	12,941	2,854	5,545	4,092	1,453	-10,250	-8,849	-1,401	38,918	79.1
平成7年	49,352	16,013	13,564	2,449	6,742	5,272	1,470	-9,271	-8,292	-979	40,081	81.2
平成12年	48,029	14,755	12,852	1,903	7,131	5,884	1,247	-7,624	-6,968	-656	40,405	84.1

(注)平成2年の夜間人口は、年齢不詳「48」を含む。

資料：国勢調査

(注)平成2年の夜間人口は、労働力状態不詳「1」を含む。

次に、人口の移動状況を見てみる。主な転出入先は北九州市からである。続いて、遠賀郡、福岡市となっている。北九州市とのつながりが深いものの、福岡都市圏への転出入も多く見られる。

表：県内市郡別人口移動状況

(平成17年1月1日～12月31日)

本市への転入			本市からの転出		
市郡	移動数(人)	構成比(%)	市郡	移動数(人)	構成比(%)
北九州市	804	46.29	北九州市	921	46.28
遠賀郡	175	10.07	遠賀郡	209	10.50
福岡市	74	4.26	福岡市	111	5.58
直方市	59	3.40	直方市	72	3.62
鞍手郡	93	5.35	鞍手郡	65	3.27
宗像市	12	0.69	宗像市	26	1.31
飯塚市	18	1.04	飯塚市	17	0.85
田川郡	19	1.09	田川郡	6	0.30
嘉穂郡	16	0.92	嘉穂郡	11	0.55
田川市	4	0.23	田川市	7	0.35
県外・その他	463	26.66	県外・その他	545	27.39
合計	1,737	100	合計	1,990	100

資料：市民課

5 土地利用

表: 地目別土地面積

(各年1月1日現在・単位: ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成6年	1,567	295	23	623	16	66	33	107	404
平成7年	1,567	295	23	629	16	66	33	102	406
平成8年	1,567	292	22	632	16	66	33	100	406
平成9年	1,567	284	22	639	13	66	33	104	406
平成10年	1,567	282	22	645	13	66	33	99	407
平成11年	1,567	277	22	645	13	66	33	104	407
平成12年	1,567	276	23	646	12	90	7	105	408
平成13年	1,567	275	23	647	12	90	7	105	409
平成14年	1,568	275	23	648	12	90	7	104	409
平成15年	1,568	274	23	650	12	90	7	101	410
平成16年	1,568	273	23	652	12	90	7	101	410
平成17年	1,566	271	23	652	12	89	7	101	411

(注) 総面積に無番地は含まない

資料: 課税課

田の面積が徐々に減少しつつあるが、雑種地の減少と一緒に見てみると宅地面積の増加と関係している。

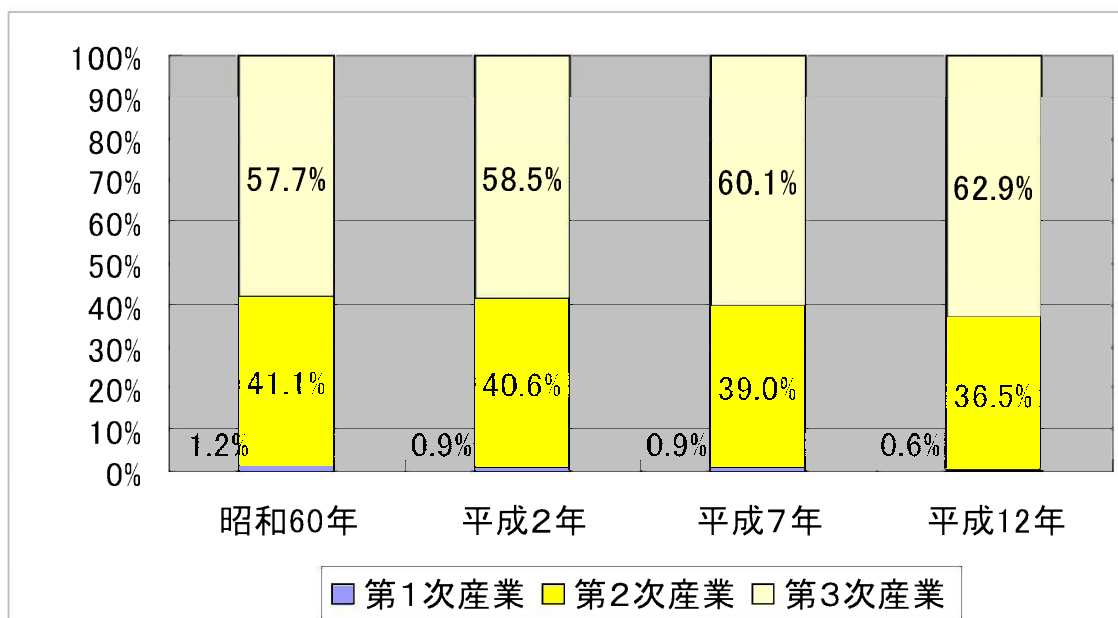
西部地区では農業振興区域が多くを占めていることから宅地化は進んでいないが、東部地区では市街化田であることから宅地化が進行し、賃貸アパートが増えており、戸建ての住宅も少しずつではあるが増えていることが伺える。

西部地域においては、農業を振興するうえでは優良な田畑などを維持することが重要であるが、計画的に企業誘致と宅地造成が図られるよう検討していくこと、また東部地区においては宅地化が可能な地区での民間活力導入を図り、さらなる人口増に向けた施策が求められる。

6 産業構造

(1) 就業構造

グラフ: 産業構造



資料: 国勢調査

産業別の就業人口の変化は、第1次産業が減少傾向にある。専業農家が少なく、後継者の減少が見られる。また、第2次産業についても昭和60年からすると、平成12年までの15年間で940人、4.6%減少している。全体のなかでは、第1次、第2次の減少分が第3次産業の増えた割合となっている。

第2次産業の割合の減少は、北九州市における企業数の減少や本市内における生産規模の縮小などに伴う就業者減と思われるが、第3次産業の伸びは、東部地区に展開する大型小売店舗とその周辺で営業する店舗への就業が広がりを見せている結果である。

若者定住の促進に向けては、市内への優良企業の誘致が最優先される大きな課題である。

表: 産業別就業人口の推移

(単位: 人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
第1次産業	239	187	182	127
第2次産業	8,273	8,231	8,230	7,333
第3次産業	11,613	11,867	12,687	12,648
計	20,125	20,285	21,099	20,108

資料: 国勢調査

(2) 農業の現況

本市の営農形態は、水稲中心の兼業農家が多くを占めているが、減反や農作物の自由化、また営農者の高齢化と後継者不足で専業農家をはじめ、第1種、第2種の兼業農家の個数も減少傾向にある。

農業従事者では、昭和55年から比較すると平成12年には265人、割合にして60%の減少となっている。

耕地面積でも、同じ年代で比較すると303haから233haと、70ha減で割合にして23%も減少している。

こうした減少には、西部地域における工場団地の整備や、青果市場、中間・遠賀リサイクルプラザといった施設が誘致されたことも一因である。

表：農家戸数の推移

年次	農家人口 総数	専兼別農家戸数(戸)							
		合計		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家	
	人数	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
昭和50年	1,773	372	100.0%	31	8.3%	100	26.9%	241	64.8%
昭和55年	1,412	315	100.0%	34	10.8%	56	17.8%	225	71.4%
昭和60年	1,375	323	100.0%	44	13.6%	54	16.7%	225	69.7%
平成2年	926	227	100.0%	32	14.1%	37	16.3%	158	69.6%
平成7年	673	173	100.0%	35	20.2%	35	20.2%	103	59.5%
平成12年	445	114	100.0%	24	21.1%	17	14.9%	73	64.0%

資料：農林業センサス

表：農業従業者数(販売農家) (単位：人)

年次	農業従業者数		
	総数	男	女
昭和55年	440	149	291
昭和60年	416	150	266
平成2年	344	117	227
平成7年	263	106	157
平成12年	175	71	104

資料：農林業センサス

表：耕地面積 (単位：ha)

年次	耕地面積			
	総数	田	畑	樹園地
昭和55年	303	287	16	—
昭和60年	296	287	7	2
平成2年	267	261	6	—
平成7年	244	239	5	—
平成12年	233	228	5	1

資料：農林業センサス

(3)工業の現況

表:工業の推移

年次	事業所数	従業者数(人)		製造品出荷額等(単位:万円)			付加価値額 (万円)
		総数	1事業所当たり	総額	1事業所当たり	従業者1人当たり	
平成6年	47	1,951	42	2,954,114	62,854	1,514	1,453,140
平成7年	46	1,928	42	3,316,820	72,105	1,720	1,628,653
平成8年	43	1,857	43	3,392,235	78,889	1,827	1,624,028
平成9年	44	1,841	42	3,394,074	77,138	1,844	1,473,155
平成10年	59	1,803	30	3,391,903	57,490	1,881	1,301,473
平成11年	47	1,687	36	2,910,551	61,927	1,725	1,293,341
平成12年	44	1,665	38	3,155,623	71,719	1,895	1,253,380
平成13年	47	1,741	37	2,968,378	63,157	1,705	1,260,974
平成14年	47	1,639	35	2,657,101	56,534	1,621	1,098,037
平成15年	46	1,532	33	2,636,452	57,314	1,721	1,127,295
平成16年	44	1,508	34	3,085,100	70,116	2,032	1,106,100

資料:工業統計調査

現在の本市の工業は、西部地域を主に立地している。五楽工場団地では19社が、虫生津工場団地では18社が操業しており、本市の工業経済を支えてきた。

しかし、本市の工業の推移を見てみると、平成11年以降、事業所数に変動はないものの、従業者数が減少傾向にある。また、製品出荷額も同様の推移である。低迷が続いた社会経済状況と、生産拠点が中国や韓国、東南アジアにシフトしていることも減少の要因となっている。

今日では、日本経済は好転の兆しが見えてきたが、業種や地域によっては偏りがあり、特に九州地方は全体の中では回復が遅れている。

なお、平成15年の製造品出荷額は約263億円となっており、平成7年からの9年間では68億円減少し、県下で35位となっている。

現在、九州北部において、自動車産業とその関連企業の立地が進んでいることから、企業誘致を推進することにより、本市の就業者と製造品出荷額の増加が期待できる。

(4) 商業の現況

表: 商業の推移

(販売額単位: 百万円)

年次	卸 売 業			小 売 業			飲 食 店		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
昭和 60 年	47	219	6,194	578	2,114	26,999	—	—	—
昭和 61 年	—	—	—	—	—	—	101	387	1,479
昭和 63 年	48	215	8,071	575	2,398	29,582	—	—	—
平成元年	—	—	—	—	—	—	108	478	1,908
平成 3 年	66	304	9,518	553	2,272	34,502	—	—	—
平成 4 年	—	—	—	—	—	—	84	457	2,162
平成 6 年	43	260	10,525	506	2,529	40,230	—	—	—
平成 9 年	32	149	6,989	461	2,460	47,619	—	—	—
平成 11 年	67	403	11,064	534	3,117	49,552	—	—	—
平成 14 年	59	325	9,630	511	2,914	41,727	—	—	—
平成 16 年	55	300	8,971	485	2,709	38,859	—	—	—

(注) 飲食店の平成4年の従業者・年間販売額は バー、キャバレーなどを含まない

資料: 商業統計調査

本市の商業は、石炭産業最盛期には昭和町商店街をはじめ、小規模ではあったが炭鉱各社それぞれに商店街が形成され、市民の生活用品を提供していた。しかし、昭和39年に市内全ての炭鉱が閉山すると、人口の流出とあいまって売り上げが減少していき、閉店する店舗がそれぞれの商店街で進み、なかには解散した商店組合もある。

ところが、昭和53年、ダイエー中間店（現・ショッピングモールなかも東館）の出店を契機に、平成5年に開店したバンドール（現・ショッピングモールなかも西館）に続いて、JR 中間駅から通谷地区までの沿線に各種の店舗が展開し、大きな商業集積地ができている。そのなかには、金融機関も集積されている。その反面、従来からの小売店舗で構成される商店街では客数が減少しているのが現状である。

7 交通体系

(1) 道路

本市の道路路線数は、平成17年4月現在で主要地方道が5路線、一般県道が3路線、市道が1,163路線あり、その舗装率は92%である。

都市計画道路は、17路線が計画決定されているが、全線が供用開始しているのは4路線、部分供用が8路線で、残り5路線は未着工である。

なお、昭和63年の中間大橋開通に続き、平成18年1月に遠賀橋の架け替えが完了し、本市の東西を結ぶ基幹橋りょうの完成で交通渋滞は大きく改善されている。

今後は両橋りょうに接続する都市計画道路の塘ノ内砂山線、県道新延中間線、犬王古月線といった主要幹線の整備が待たれるところである。

表：都市計画道路

路線名	幅員(m)	延長(m)
犬王古月線	18	約4,880
中間水巻芦屋線	16	約4,830
仮家大膳橋線	16	約2,940
中間駅西口線	16	約80
塘ノ内砂山線	16	約2,380
岩瀬1号線	16	約250
岩瀬2号線	16	約260
中鶴上二線	16	約250
五楽砂山線	16	約990
古屋伊佐座線	16	約370
中鶴伊佐座線	13	約590
栄町中鶴線	12	約650
御館通谷線	16	約3,600
上蓮花寺水入線	16	約2,220
通谷道元線	16	約2,380
次郎丸道元線	16	約550
御館井ノ浦線	23	約580

資料：管理課

表：道路及び橋りょう現況

(各年4月1日現在)

区分	平成13年			平成14年			平成15年			平成16年			
	総数	県道	市道	総数	県道	市道	総数	県道	市道	総数	県道	市道	
路線数	1,157	7	1,150	1,165	8	1,157	1,169	8	1,161	1,171	8	1,163	
実延長(m)	268,511	19,819	248,692	268,102	19,819	268,502	268,502	19,819	248,683	269,956	19,901	250,055	
砂利道延長(m)	20,374	-	20,374	20,512	-	20,367	20,367	-	20,367	20,020	-	20,020	
簡易舗装延長(m)	224,745	1,188	223,557	224,967	1,036	225,480	225,480	1,036	224,444	227,185	1,036	226,149	
高級舗装延長(m)	22,050	18,187	3,863	22,623	18,410	3,840	22,282	18,410	3,872	22,751	18,865	3,886	
延長舗装率(%)	92	98	91	92.3	98.1	91.7	92.3	98.1	91.8	96.0	100	92	
総数	橋りょう数	193	16	177	194	17	177	187	17	170	188	17	171
	延長(m)	2,279	917	1,355	2,275	925	1,350	2,254	925	1,329	2,269	925	1,344
永久橋	橋りょう数	193	16	177	194	17	177	187	17	170	188	17	171
	延長(m)	2,272	917	1,355	2,275	925	1,350	2,254	925	1,329	2,269	925	1,344
ずい道	トンネル数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延長(m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)○実延長は、総延長から重用延長を除いたもの

○市道の橋りょう数の総数は石橋を含む

○セメント舗装の数値は高級舗装を含む

資料：福岡県北九州土木事務所、中間市建設部

(2) 鉄道・バス

本市の中央部を南北に「JR筑豊本線(福北ゆたか線)」が運行されており、平成13年度の電化開業によって気動車から高速性と快適性をもった電車に代わり、快速電車の運行など、イメージアップにつながっている。

また、北九州市と直方市を結んでいる筑豊電気鉄道も通勤・通学、買い物といった市民の日常生活の重要な公共交通機関として運行されている。この筑豊電気鉄道では、平成17年度までにATSを設置し、安全運行が確保されている。

バス路線では、主に東部路線で運行されており、運行便数も平成15年度から増便されたが、西部地区では平成13年度から減便されている。

一方、福岡市の中心部である天神直行の高速バスが平成15年から運行され、主に通勤に利用されているが、土・日曜日、祝日には福岡市へ向かう市民の利用も多い。

図:市内の鉄道・バス路線



第3章 中間市の将来像

1 将来の都市像

今回策定する第4次総合計画は、これまでの各計画の趣旨、市民憲章や高齢者憲章の理念を踏まえ、本市において高齢者、若者、将来を担う子どもたちが、安全に、安心して暮らせる生活環境の中で、元気が出るまちづくりをしていくために「元気」をキーワードとし、将来の都市像を

「元気な風がふくまち なかま」

～市民の元気が まちの元気～

と定め、市民との協働と交流を推進し、「住む人の融和と未来の夢を拓く まちづくり」をめざしていくものである。

※『元気な風がふく』とは、「人づくり、まちづくり、ものづくり、ふれあいづくり等を、市民と行政が協力し合って推し進めることで、市民一人ひとりが、より健康で、家庭や社会のなかで助け合いながら幸せな、すばらしい環境を作ること」そうした市民の元気が市内全域に広がることをイメージしたものです。

2 都市のフレーム

(1)基本的な考え方

本市の将来都市像を具現化していくため、次の基本目標掲げる。

- ①快適な暮らしを支える社会基盤の整備 ～ 未来へとつなぐ都市づくり～
- ②生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 ～ 元気の輪が広がる都市づくり～
- ③豊かな生活環境の創造 ～ みんなで築く環境都市づくり～
- ④新世紀に適応した産業の振興 ～ 活力と賑わいのある都市づくり～
- ⑤次世代を担う教育の充実 ～ 人を育むスポーツと文化の都市づくり～
- ⑥市民との協働・交流による開かれたまちづくり ～ 人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～

この基本目標は、社会経済の復調に明るい兆しが広がりつつあるが、少子・高齢社会化はその速度を減速することなく進行している。そうしたなかで、本市が自立するばかりではなく、市民との協働により、市民が「住んでよかった。子どもを生み育ててよかった。」と安心できるまちを創造するため「人にやさしい愛のまち なかま」から「元気な風がふくまち なかま」へと都市像を継承し、新たな課題の克服に向けた計画を策定していくものである。

(2)人口フレーム

本市の人口の動態は、石炭産業の盛衰と、その後の住宅都市政策の実効による増減を繰り返してきた。しかし、昭和60年の国勢調査時の50,294人から減少の傾向に歯止めはかかかっていない。これは本市の施策のみでは対応できない国の経済情勢や北九州経済圏の影響が大きくかかわってきたからである。

ちなみに平成17年の国勢調査速報集計では46,557人であり、前回との比較では1,479人、率にして3.07%減少している。

今日の北九州経済圏は、産・学・官の共同によるエコタウン事業、北九州空港・若松港湾の整備、また自動車産業とその関連業種の進出により、再生に向けた動きが活発化してきており、その経済圏に隣接する強みを活かし、北九州市を核とするならば本市が環となって、食の農業、関連業種の工業、日用品の商業、定住の住宅の供給といった施策を展開することによって北九州経済圏を補完することで若者を中心とした定住者の増加も期待できるところである。

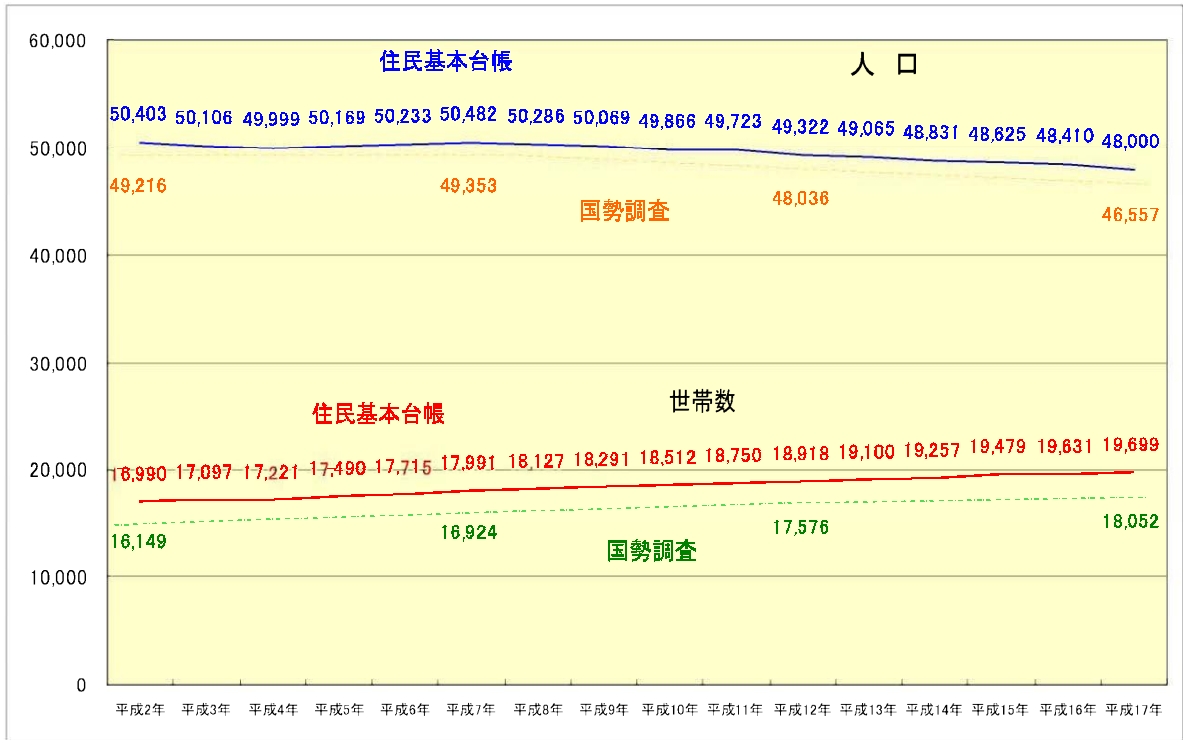
表:人口フレーム(増減)

年次	人 口			
	住民基本台帳	増 減	国勢調査	増 減
昭和55年	49,599	5,730	48,647	5,502
昭和60年	51,101	1,502	50,294	1,647
平成2年	50,457	-644	49,216	-1,078
平成7年	50,482	25	49,353	137
平成12年	49,322	-1,160	48,036	-1,317
平成17年	48,000	-1,322	46,557	-1,479

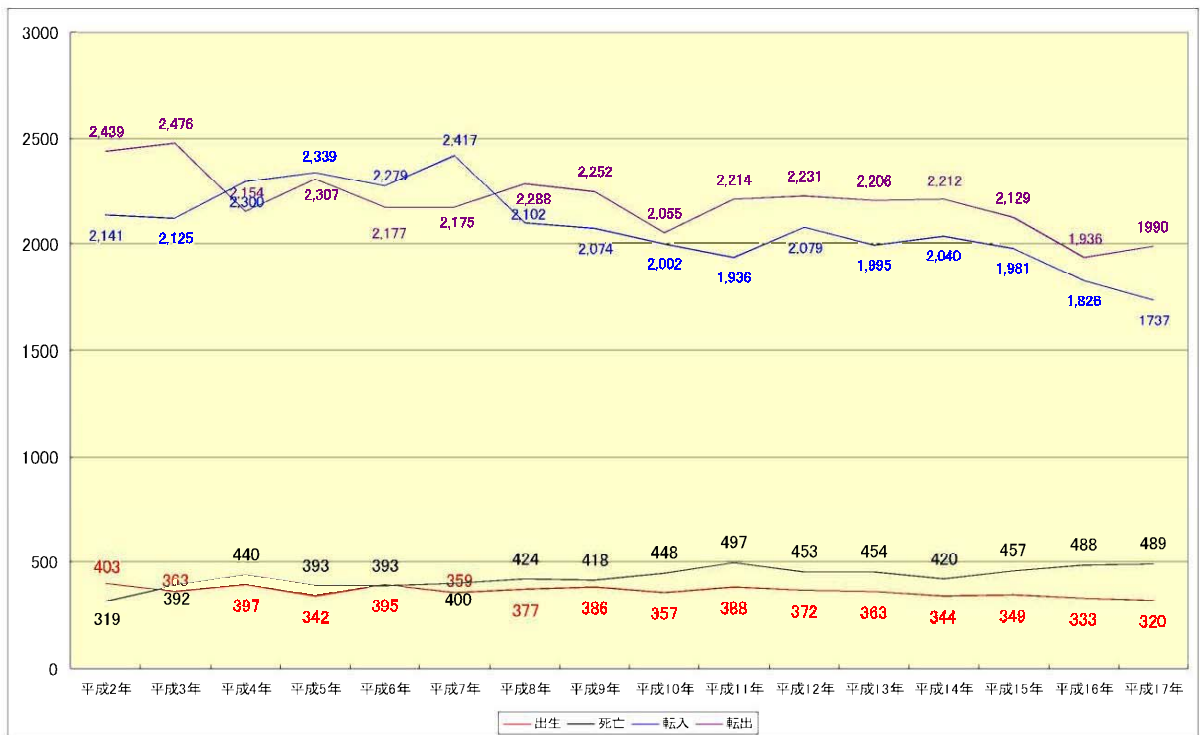
※ 住民基本台帳は、各年9月30日現在

※ 平成17年の国勢調査は速報値

図：人口と世帯数の推移



図：人口動態



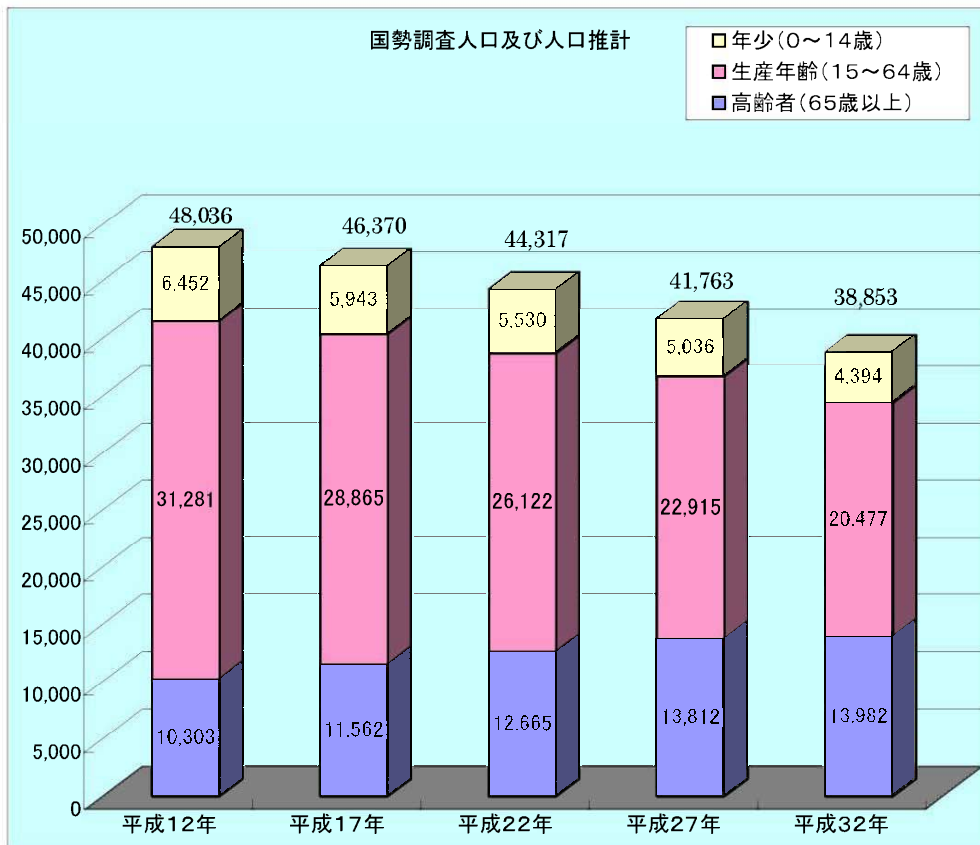
(3)人口推計

第3次総合計画における人口設定は52,000人としていたが、平成16年の人口は48,410人であり、目標値より3,590人少ない。また、減少数も年間で300人を超えている。

平成9年以降には、転出が転入を上回り、出生数も死亡数を下回っている。

地方分権の進展と三位一体改革の推進により国と地方の構造改革が進行するなか、本市において、効率的な行財政運営を行ううえでの人口は、50,000人が必要である。そのため、本計画完了時の平成27年度の目標人口を50,000人とし、目標人口の達成のために本計画の施策展開を、行財政改革と並行して推進していく必要がある。

グラフ:コーホート変化率法による人口推計



第4章 施策の基本的方向

1 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

～ 未来へとつなぐ都市づくり ～

有効な土地利用を図るには、住居、商業地、工場、農用地、公園緑地とを区分し、それぞれの状態を適切に配置し、活用することである。そして、経済道路、生活道路と区分された道路で円滑に結ぶことが市民の安全と安心を生むものである。

道路は、人と車だけではなく、上・下水道、電気、ガス、電話といった市民生活を支えるライフラインの連絡ルートである。

また、遠賀川は市を東西に分けているが、途絶えることなく生活用水、農業用水を供給し、市民生活と農業、産業を将来にわたり支えていくものである。

道路や橋りょうの整備においては生活道路の改善が課題としているが、宅地開発を誘発するうえにおいても計画的な整備が必要である。そうしたなかでは限られた広さではあるが、緑地を維持しながら、良好な住環境の構築、農業、産業の振興に対応できる社会基盤の整備が必要である。

2 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

～ 元気の輪が広がる都市づくり ～

すべての人びとが精神的、肉体的に健康で安心できる生活が継続され、そのことが市民の生活に真の幸福をもたらす地域社会づくりが必要である。自ら健康づくりに目覚めた市民一人ひとりの健康管理のあり方が地域社会に波及し、まち全体が『元気』になることが肝要である。そのためにすべての市民が、市と連携し自己の健康管理を行うシステムづくりを図っていきながら、保健・医療・福祉が一体となって、相互支援体制の構築に向かって明日への安心づくりを進めていくものである。

3 豊かな生活環境の創造

～ みんなで築く環境都市づくり ～

人びとが生活していくなかでは、いつでも、どこでも、だれもが、快適性、利便性、安全性が確保される生活環境が保持されなければならない。そのためには、市民生活に欠かせない社会資本の整備・充実が基本となる。災害に負けない地域社会の構築とともに、自然環境との調和が図られる環境づくりによって市民が普段の生活のなかでごく普通に喜びを感じることができるまちづくりが求められている。

少子・高齢社会が速い速度で進行する今日、子どもや青年、中高年すべてが、住みよい環境の中で、明るく『元気』になるまちづくりに努めていかなければならない。

4 新世紀に適応した産業の振興

～ 活力と賑わいのある都市づくり ～

躍動と賑わいにわくまちは、「やる気」と「元気」がみなぎっている証である。市民が欲する様々なニーズに的確に対応するためには、社会動向や環境の変化に敏感な若者や女性たちを引き付ける魅力を持たなければならない。

そのようなまちを目指すためには、住む人びとが市内で満足する商業集積や、若者が定住できる就業の場の確保に向けた企業誘致、付加価値の高い農産品の生産による安定した就農基盤の整備によるやりがいのある農業環境の整備といった、各種の産業経済の振興を図ることである。

そして、認知度が大きく向上した「筑前中間さくら祭り」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃれ祭」など、自然と調和した「まつり」を、若者を中心とした特色のある伝統的な「まつり」へと一層成長させ、四季折々に集まる多くの人びとへ心のゆとりが振舞えるまちをつくる必要がある。

5 次世代を担う教育の充実

～ 人を育むスポーツと文化の都市づくり ～

近年、情緒の安定に欠かせない伝統文化に触れたときや、屋外でのスポーツや遊びのなかから発せられる元気な声が少なくなっている。心身ともに健全な発達を促し、将来を力強く生きていける力を身につけるには、日常から、地域や学校でのゆとりと充実した教育とともに、多種多様な文化に触れ、スポーツやレジャーを満喫することである。

そのためには、大人たちが体験してきた技能と技、考える力を、地域の文化、遊びやスポーツを通じて次世代を担う子どもや若者に継承していかなければならないが、家庭、学校、社会があるときは一体となって、またあるときは地域それぞれの特性を活かした活動のなかで正しい知識と教養を培っていきながら、それを生涯学習として捉え、自分たちが住んでいるまちが輝くものにしていかなければならないのである。

6 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

～ 人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり ～

情報化の急速な進展は、経済社会に新たな産業構造の変化をもたらすばかりではなく、一人ひとりを取り巻く環境の変化をも自在にできる可能性をもたらすことが証明されつつある。

また、地方分権や三位一体改革によって社会構造が変化していくなかでは、地方都市が主役の時代となり、そうしたなかでの地方運営にあたっては一層の行財政改革が求められるが、都市相互間のネットワークの形成により、広域的な都市圏として連携や協調が、ますます重要と位置づけなければならない。

すでに市民の生活においては、行政区域に捉われることなく、広域経済圏や文化圏内において活発な活動が展開されており、情報化の進展も活動の幅の広がりによって拍車をかけている。こうした状況を踏まえ、本市にあっても、将来的な視野にたつて広域的行政の構築を視野にいれ、柔軟な対応が図られる体制づくりも必要であるが、そうしたなかでは市民主体、市民との協働・交流を基本とした開かれたまちづくりが求められる。

都市づくりのビジョンと施策の体系



都市像

基本構想

基本目標(計画の大綱)

基本計画

小分類

施策の概要項目

住む人の融和と未来の夢を拓くまちづくり

元気を風がらぐまお なかま

市民の元気が まちの元気

～元気のある自立した都市づくり～

- 快活な暮らしを支える社会基盤の整備
～未来へとつなぐ都市づくり～
- 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
～元気の輪が広がる都市づくり～
- 豊かな生活環境の創造
～みんなで作る環境都市づくり～
- 新世紀に適応した産業の振興
～活力と賑わいのある都市づくり～
- 次世代を担う教育の充実
～人を育むスポーツと文化の都市づくり～
- 市民との協働・交流による開かれたまちづくり
～人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～

大分類	小分類	施策の概要項目	
都市計画	都市計画	秋葉ある市街地の形成・整備	
	土地利用	市街化区域、市街化調整区域の計画の有効利用	
	水利用	生活用水・農業用水の確保、水質の保全	
	道路・橋りょう	幹線道路・生活道路の整備	
	住宅	市営住宅・県営住宅の増設、住宅相談	
	保健・医療	保健・予防の充実	感染症・母子保健・生活習慣病対策、高齢者保健サービス
		医療の充実	地域医療の確保、医療水準の向上、健全経営の確保
		児童福祉	子育て支援、乳幼児健診、家庭児童相談
		母子(父子)・寡婦福祉	生活基盤の整備、医療費の助成、母子寡婦福祉団体の育成
	福祉	障害者福祉	雇用・就業、教育・医療・福祉体制の充実、社会参加の促進
精神障害者地域生活支援センター		社会への適応の支援、生活支援の充実、地域住民との交流	
高齢者福祉		在宅福祉、人材活用・交流活動などの生きがい対策	
介護保険		相談・相談体制、生活支援の充実	
社会保険	国民健康保険	要介護者への支援、介護予防事業、地域支援事業	
	国民年金	財政の安定・健全化、取組率の向上、医療費の適正化	
上水道	上水道	無年金者の防止、保険料取組率向上の啓発	
	下水道	水資源の確保、水の安定供給、安全な水づくり・情報公開	
	消防・防災	流域下水道・公共下水道整備の推進、地域下水道の適正維持	
	交通安全	消防力・救急業務の充実、防火安全対策の強化、救急需要の適正化	
	情報化	都市防災・水防・地盤等の対策	
	環境衛生	交通安全視察の普及徹底、高齢者に対する啓発、交通安全施設の整備	
	農業	農業	地域の情報化の推進、行政の情報化の拡充
		商業	下水道事業等の推進、合併処理浄化槽の普及、取組体制の充実
	工業	工業	減量化・資源化の推進、ごみ処理システムの構築
		雇用	公害防止体制・環境対策の充実
観光	観光	農業環境の整備、集落集落の形成、農業振興計画	
	学校教育	空き店舗・空き地対策、中心商店組合の法人化	
社会教育	社会教育	昔情如埒・相談体制の拡充、消費者知識情報の提供	
	文化の振興	工業の集約化、工業団地の新創地開発、新工業団地の整備	
生涯学習	生涯学習	就労事業の存続活用への働きかけ、事業項目の拡大	
	人権	生きがいづくり社会参加、雇用機会確保、技術・技能の伝承	
市民サービス	市民サービス	雇用機会の確保と自立の支援	
	男女共同参画	中小企業経営者支援の拡充、地域創業者育成金制度の活用	
国際交流	国際交流	観光資源の開発と整備、祭り・行事の充実	
	広報・広聴	私立教育(幼稚園)の振興計画	
行政計画	行政計画	養育院の充実、人材教育の推進、教職員待遇向上、いきいき教育特選事業	
	広域行政	社会教育基礎の充実、社会教育施設の充実	

【基本計画】

第1章 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

第1節	都市計画	2
第2節	土地利用	5
第3節	水利用	8
第4節	道路・橋梁	10
第5節	住宅	12

第1節 都市計画

〔現状と課題〕

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。

本市全域を都市計画区域とし、総合的に整備し開発する市街化区域と、農地等を保全する市街化調整区域とに区域区分している。

市街化区域には用途地域を定め、良好な市街地環境の形成や住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保をめざし、秩序ある街づくりを図っている。

市街化区域及び市街化調整区域の区分の見直しについては、人口フレーム、方針、基準などがあり、市街化区域の拡大は困難な状況である。

用途地域の見直しについては、社会状況及び土地利用の変化などにより適正な見直しが必要となる。

都市計画道路については概ね50%が整備済みであるが、今日の社会経済状況からすると、整備率の上積みは大きくは望めない。

公園緑地については、児童遊園の整備、ポケットパークの新設に取り組んできたが、遊具、樹木の維持管理に苦慮していることから地域住民に理解と協力を求め、利用しやすい形態を維持していく必要がある。

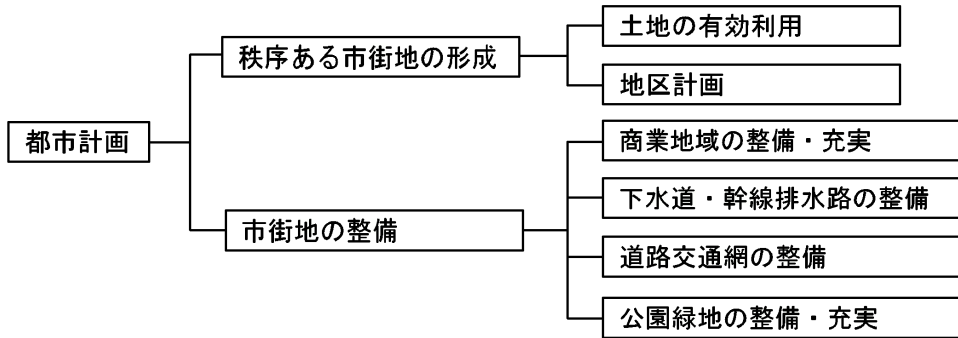
〔施策の基本方向〕

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分及び用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図る。また、土地利用の形態の変化など、時代のニーズに応じた地区計画を検討する。

都市計画道路については、社会経済状況の好不況の変化と道路整備プログラムとの整合性を追及し、順次整備を図る。

公園緑地、児童遊園については、計画的な維持管理・整備が必要であるが、地域住民に理解と協力を求め、利用しやすい形態を維持していく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 秩序ある市街地の形成

(1) 土地の有効利用

第4回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し時(平成13年12月19日告示)に、市街化区域に編入する宅地について地区計画を策定し、土地の有効かつ適正な利用を図るための規制をしているが、市街化進行地域のなかでスプロール現象が進んでいる地域などにおいては、今後も指導や規制が必要である。

また、岩瀬農地について、土地区画整理事業の発起人会を設立し、事業推進を促したが、低迷状況にあった社会経済状況のなかでは事業実施にかかる資金計画(保留地の処分など)が立てられず、休止にいたった。そうしたなかで現在、民間業者による部分的な開発が促進されているが、総合的かつ計画的な土地利用とはなっていない。このため、未利用地については塘ノ内砂山線、行幸尾塘ノ内線の整備状況に併せて地区計画を検討し、土地の有効かつ適正な利用を促進する。

(2) 地区計画

用途地域の変更の際に地区計画を活用しているが、市民からの地区計画の策定要望が少なく、このため地区の特性を活かした計画を立案するにあたっては、市民が提案しやすい仕組みを検討していく。

2. 市街地の整備

(1) 商業地域の整備・充実

筑豊電鉄通谷駅周辺の商業地は、大型小売店舗などの進出により中心商業地域として発展している。

J R 中間駅周辺及びその他の市街地については、商店主の高齢化や後継者不足などにより商業活動が衰退しているが、中心市街地活性化法などによる総合的な施策について民官ともに議論する必要がある。

通谷駅周辺の商業地域の整備・充実を行い、昭和町などの商業地については、中心市街地活性化法等に基づき検討する。

(2) 下水道・幹線排水路の整備

公共下水道については、平成17年度末までの普及率は37%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために、毎年36haを目標に整備する。

(3) 道路交通網の整備

都市計画道路については、平成15年度に、都市計画道路のネットワークの見直しを行い、現17路線については必要であり、その中でも犬王古月線(市役所前交差点～蓮花寺交差点)については、交通量の関係により4車線化が必要との結論を得たことから、県と調整し、整備について検討していく。

都市計画道路の整備状況としては、平成19年度までに、遠賀橋(新橋)から県道中間宮田線(J R 筑豊本線・垣生アンダー)及び塘ノ内砂山線の一部が完成予定である。犬王古月線の4車線化、御館通谷線(通谷駅高架含む)、その他の未整備道路についての実施時期は、社会経済状況からきわめて不透明であるが、都市計画道路整備プログラムによる整備に向けて国・県との協議調整、連携により、早期の整備をめざしていく。

(4) 公園緑地の整備・充実

開発行為などによる公園、広場、ポケットパークについては新設しているので、今後も地区の実情に応じて地区住民との協調を図りながら、整備に向けて検討していく。

また、市民の憩いの場所である垣生公園については、近年、放置自動車やホームレス対策も必要となり、適正な利用について諸対策を検討していく。

今後の公園緑地の整備・充実については、以下の施策を柱にして展開していく。

- ①既存の公園緑地の整備・拡充を図る。
- ②遠賀川河川敷について、当面はスポーツ公園やコミュニティ広場として整備促進を図り、維持していく。
- ③自然緑地や民有地の緑化など、保全のための施策を推進する。
- ④コミュニティ助成事業(宝くじの広報普及事業)を活用し、公園緑地、児童遊園の緑化整備促進に努める。

第2節 土地利用

〔現状と課題〕

平成13年12月19日付の第4回市街化区域及び市街化調整区域の変更決定時に、用途地域については必要に応じて地区計画を指定し適正に見直しているが、土地利用構想はあるものの、計画が具体化していなかったものがあり、今後、用途地域の変更について検討が必要である。

市街化調整区域については、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題から、市街化区域への編入要望が強いが、土地区画整理事業などの具体的な事業を実施する見込みがない以上、市街化区域へ編入できない。

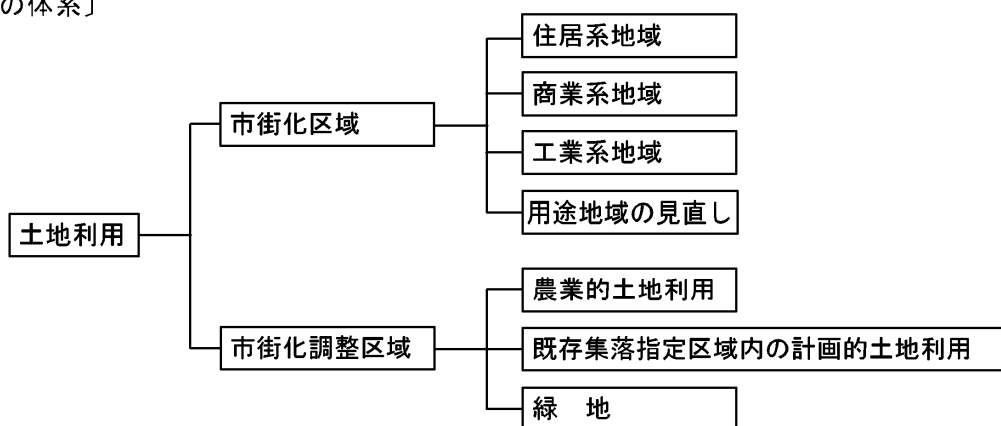
第5回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しは、平成18年度の予定であるが、現時点では行政界の変更に係るもののみであり、今後の計画である西部地区における「(仮称)二夕股東中牟田線道路改良工事」や企業誘致に伴う新規工場団地計画、また東部地区では、岩瀬東部地区活性化計画の実現や、五反田地区での宅地開発などを促進するための環境整備に向けた見直しも必要である。

都市計画は、国、県の方針に基づき、指定及び見直しを実施していくもので、市街化調整区域については、都市地域と農用地域との調和を図りつつ、地域の活動を創出していく必要性があるが、種々の制約があり市民に理解されづらいところがあることから、関係機関との調整により市民の理解と協力を求めていかなければならない。

〔施策の基本方向〕

国、県をはじめとした関係機関との調整を十分に図り、地域住民と密に接し、相互理解と協力のもとに適正な土地利用を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 市街化区域

(1) 住居系地域

一般住宅地区については、生活利便性が高く、快適な居住環境を有する住宅市街地として土地利用を図る。

生活道路や公園などの都市基盤整備を推進し、居住環境の改善を図るとともに、一般住宅や中高層の商業施設との複合住宅などの集積を推進する。また、居住環境の保護に配慮した大規模な店舗や事務所、沿道型サービス施設などの立地を図る。

専用住宅地区については、緑豊かでゆとりのある住宅市街地として土地利用を図る。

基本的には、それぞれの地域の特性に合わせた居住環境の整備や改善、保全を推進し、良好な環境を有する低層の住宅市街地の形成を図る。また、生活利便性の確保のため、小規模な店舗や事務所などの立地を図る。

(2) 商業系地域

近隣商業地区については、主要地方道中間引野線、中間水巻線沿道及び中間駅周辺について近隣の住宅地の住民に対する日用品や食料品の供給を行うことを主たる内容として、適正に配置し土地利用を図る。

また、商業・業務地区については、現在商業・業務系の施設が集積している上蓮花寺地区周辺について活力があり、都市機能が充実した中心市街地形成のため、商業・業務系市街地を中心にした複合的な土地利用を図る。

基本的には、広域都市圏を視野に入れた複合商業施設などの集積を図るとともに、情報発信基地としての機能向上を図り、利便性及び快適性を増進させて地域の魅力を高める。

(3) 工業系地域

工業・流通業務地区地域については、虫生津・五楽工業団地を引き続き、工業・流通業務地区の核とし、環境に悪化をもたらす恐れのない工業の利便性を図り、土地利用を推進する。

また、岩瀬北町の準工業地域については、水巻町と調整し有効利用を図るとともに、川西地区の新規工場団地としての（仮称）五楽北部工場団地の計画実現に向けて必要な施策を検討していく。

(4) 用途地域の見直し

土地利用の転換、計画的開発事業などが確実な場合、都市全体、地区の土地利用及び都市施設との整合性を図り、適正に用途地域の見直しを行う。

2. 市街化調整区域

(1) 農業的土地利用

市街化調整区域内の優良な農地については、農業基盤の充実に努め、農業環境の保全を図ることを基本とするが、新規工場団地の整備も求められていることから、農地と工場団地との融合が図られる地域の形成も検討していく。

(2) 既存集落指定区域内の計画的土地利用

「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に適合する集落指定区域を定め、一戸建て専用住宅の建築を認め、既に整備されている都市基盤を有効活用し、地域の活性化を促進するが、専用住宅地には若者の定住が可能となる環境整備も視野に入れた諸施策も検討していく。

(3) 緑地

遠賀川とその河川敷及び垣生公園周辺などの緑地について、景観形成及び環境上、また、アメニティ空間として必要な整備を行い、保全に努める。

第3節 水利用

〔現状と課題〕

安全でおいしい水を安定して供給し、すべての人々が安心して暮らせる、これが生活用水の原点である。

この生活用水の需要に応えるため、水源として遠賀川から20,700^{m³}/日、浮州池から20,200^{m³}/日と、それぞれ水利権を得て、第9次拡張事業が完了した。

現在は、給水人口82,400人を設定し、一日最大給水量は32,600^{m³}（唐戸浄水場・19,700^{m³}、西部浄水場・12,900^{m³}）を確保し、平成20年までは水需要に十分対応できることとしている。

また、将来の給水人口を10万人（中間市・6万人、遠賀町・4万人）と設定し、水資源として昭和55年に完成した遠賀川河口堰から中間市・遠賀町分として14,660^{m³}を確保するとともに、遠賀川河口堰からの分水のための配水池用地を遠賀町内に確保している。

近年、主水源としている遠賀川流域の都市化が進み、生活雑排水や畜産排水・農業排水などに起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されている。

遠賀川ではアンモニア性窒素やBOD値の増加、浮州池では富栄養化から藻類の繁殖による異臭味障害などが、年間を通じて発生している。加えて近年環境ホルモンなどの各種化学物質やクリプトスポリジウムなどで水道水に対する安全性、信頼性が問われていることから、福岡県や流域市町村との一体的な浄化対策を強化・促進しなければならない。

給配水施設では、平成11年度に石綿管の更新事業を完了したことをうけて、さらなる水の安定供給のために経年老朽管の新管への切り替え事業を推進するとともに、漏水防止対策を充実させなければならない。

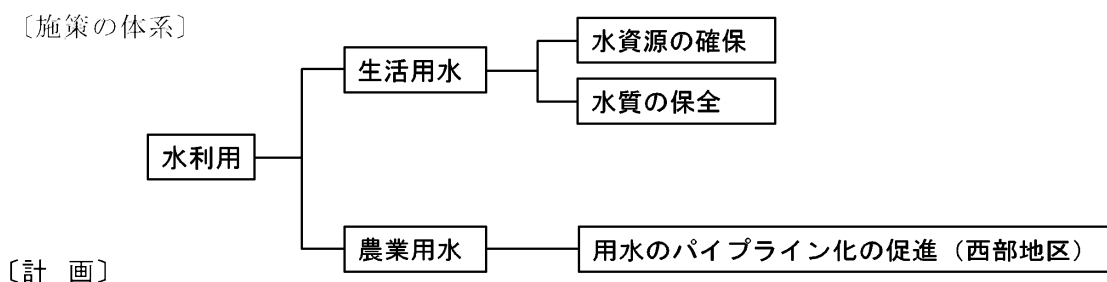
農業用水は堀川及び山田川に依存しており、堀川から用水を確保している水田約32haについてはパイプライン化され、水管理は合理化されているが、敷設後35年が経過し老朽化している。また、宅地化により現在では水田は18haに減少している。

山田川からの用水に依存している西部地区の農業振興地域については、用排水の分離や下水道整備が進んでいないことから、家庭排水による汚濁化や富栄養化などの問題が生じており、用水のパイプライン化が望まれている。

〔施策の基本方向〕

生活用水の需要の増加を的確に把握し、水資源の確保に努め、飲料水の安定供給を維持する。農業用水については、用排水の分離を進めるため、西部地区の農業振興地域の用水のパイプライン化を検討する。

また、水資源の水質確保を図るため、水質汚濁の防止に必要な浄化対策を積極的に推進する。本市では、より一層安心して飲めるおいしい水づくりを目指すため、西部浄水場の改修を検討する。



1. 生活用水

（1）水資源の確保

都市活力のバロメーターとなる人口の増加を図るために、将来の給水人口10万人を見据えた水資源の確保が必要である。

平成6年、異常渇水により、九州北西部、特に福岡県は、福岡市を中心とした福岡都市圏の市町村で、時間給水や夜間断水が行われた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

これらのことを踏まえて、一日も欠くことのできない生活用水を安定して給水するため、配水池の建設や幹線配水管網の整備を中心とした第10次拡張事業を推進する。

（2）水質の保全

近年、周辺各地で住宅化が進み、生活排水に起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されてきている。

水源となっている遠賀川や浮州池においても、アンモニア性窒素やBOD値の増加、藻類の繁殖による臭気が増加の傾向にある。安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりを目指して、水質基準の改正に伴う検査体制の充実を図るとともに、国土交通省、福岡県や流域市町との一体的な浄化対策を強化・推進する。

2. 農業用水

本市の農業振興地域の要となる西部地域は山田川から用水を確保しているが、用排水路が分離されていないことから家庭排水による汚濁化や富栄養化などの問題が生じている。用水の確保と省力化を図るため、農業用水のパイプライン化を推進して用排水の分離を行い、乾田化を促し、農業の生産性向上を図る。

第4節 道路・橋りょう

〔現状と課題〕

現在、本市の道路網として、主要地方道路4路線、一般県道3路線と市の幹線道路27路線で構成しているが、これまで、幹線道路、生活道路の交通の円滑化を最重点として、道路の機能向上を図ってきた。

幹線道路については、広域幹線道路（県道を含む）整備で、主要地方道である直方水巻線の浄花寺区間歩道整備や、一般県道の間水巻線の岩瀬地区道路整備が行われてきた。また、岩瀬地区から水巻町に通じる行幸尾塘ノ内線と、JR中間駅から岩瀬3号踏切までの中間水巻芦屋線の整備や、深坂地区の水入朝霧線の道路整備により、交通の円滑化と安全性の向上が図られた。しかし、幹線道路は、近年のモータリゼーションの発展による生活圏の拡大や郊外型店舗などの進出による交通量の増大により慢性的な交通渋滞が顕著となっている。

一方で生活道路については、交通量など状況等を充分考慮し必要な改良と施設整備を進めてきた。

高齢者や身障者に対応した道路整備は、既設歩道の段差解消や点字ブロックの設置を進めてきた結果、全般的に整備は進んでいるが、対応できていない路線が残存しており、特に視覚障害者対策がまだ十分とは言えないのが現状である。

また、緊急車両などの通行に支障がある幅員の狭い路線も数多く残っている。

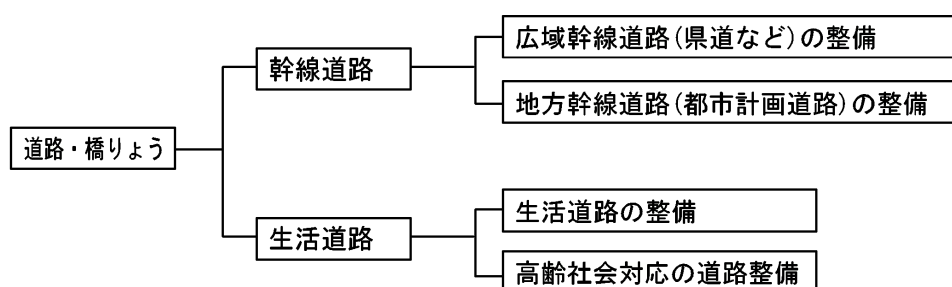
このような状況を早期に解消し、懸念される高齢者や身障者などの安全確保をはじめ、人と車が安心して通行できる道路と災害に強い道路を構築するとともに、騒音や排気ガスなどによる生活環境悪化の改善に向けた取組みも必要である。

〔施策の基本方向〕

幹線道路である県道や主要な市道については、朝夕の慢性的な交通渋滞の解消が急務となっており、生活道路との面的な繋がりを勘案しながら整備を図る。

また、生活道路については、狭小道路の解消や災害時の非難道路の整備を図る必要がある。特に高齢者や身障者に対応できる歩行空間の機能面の向上を図り、市民各層が親しみやすい安全な道路整備を進める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 幹線道路

(1) 広域幹線道路網(県道など)の整備

広域的な交通ネットワークを強化するため、周辺市町と連携し、主要地方道や一般県道の未整備区間について整備促進を県に要望する。

特に、市役所前交差点から蓮花寺交差点までの間の4車線化については、早急な整備を強く働きかける。

(2) 地方幹線道路(都市計画道路)の整備

広域幹線道路(主要地方道路、一般県道)を補完する地方幹線道路(都市計画道路)については、広域幹線道路や生活道路の整備との整合性を図りながら進める。

また、西部地区の新規工場団地計画の推進に重要である「(仮称)二夕股東中牟田線」の整備や、岩瀬北東部の活性化に欠かせない「塘ノ内砂山線のJR福北ゆたか線の跨線橋」、 「(仮称)蓮花寺ぼた山縦貫道路」についても県と協議・調整による整備を推進し、また「御館通谷線の県道昇格による整備と筑豊電気鉄道通谷駅高架事業」についても強く県に要望していく。

2. 生活道路

(1) 生活道路の整備

日常生活に密着した生活道路については、交通量など利用状況を十分に配慮したうえで、道路改良や歩道、側溝などの整備を進める。

また、火災などの災害の際に緊急車両の通行できない道路の調査や整備を進め、住民が安心して安全な通行の道路整備を進める。

(2) 高齢社会対応の道路整備

急速に進む高齢社会で、高齢者や身障者の移動の円滑化を図るため、歩道の段差解消や、勾配のある道路や階段に手すりなどを設置し、歩行補助機能の整備を図る。

第5節 住 宅

〔現状と課題〕

公営住宅については経年による老朽化が進むとともに、今日の生活様式や水準にそぐわない居住環境となっていることから建替えや改善が急務となっている。

平成13年度から平成16年度の間、岩瀬南地区については、住環境の向上（下水道化）や居住性の向上（電圧容量向上）、高齢者対応（手すり取付けなど）の改善を行い、中鶴地区についても、居住性の向上（電圧容量向上）の改善を行った。

市営住宅の下水道整備に係る改善は、計画に基づいて平成14年度から平成16年度に岩瀬南地区の下水道整備を行い、他の未整備団地については建替事業による下水道化を予定している。

また、平成16年度から平成18年度にかけて^{*}バリアフリー化、手すりやエレベーター設置など、高齢化に対応した土手ノ内市営住宅建替事業を推進中である。

しかしながら、平成13年3月に策定した^⑧中間市公営住宅ストック総合活用計画（全体工程）については、社会経済状況から当初の計画どおりに進行していないのが現状である。

今後は、建替えや改善をはじめ、良好な住環境の整備に向けて計画的な事業実施を推進しなければならない。

〔施策の基本方向〕

中間市公営住宅ストック総合活用計画の策定から5年以上経過していることから、市の実情にあった見直しを行い、その計画に基づき整備の促進を図る。

また、今日の生活様式や水準にあった居住環境の整備に向けての建替えや改善について円滑な事業実施を図る。

表：住宅の所有関係別世帯数

（単位：戸）

年次	総数	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り
昭和55年	14,564	9,857	2,140	2,206	270	91
昭和60年	15,657	10,600	2,424	2,342	178	113
平成2年	16,068	11,323	2,309	2,164	132	140
平成7年	16,888	11,999	2,289	2,271	150	179
平成12年	17,513	12,433	2,410	2,412	147	111

資料：国勢調査

表：市公営住宅の現況

番号	団地名	敷地面積 (㎡)	種別	戸数	建築年度	
					初	終
1	通谷	4,382.00	公営	12	昭和39年	
2	土手ノ内	5,176.00	公営	18	昭和41年	昭和42年
			公営	16	昭和41年	昭和42年
3	中鶴改良	8,850.00	改良	144	昭和44年	昭和46年
	中鶴公営	5,910.00	公営	60	昭和45年	昭和50年
			公営	36	昭和45年	昭和46年
中鶴店舗付	1,524.00	改良	24	昭和46年		
4	岩瀬南第1	8,604.00	公営	24	昭和47年	
			公営	48	昭和48年	昭和60年
5	岩瀬南第2	3,353.00	公営	24	昭和53年	昭和54年
6	岩瀬南(小集落)	7,588.00	改良	44	昭和58年	昭和60年
7	浄花町	2,356.00	公営	20	昭和58年	
8	池田	7,729.00	公営	15	昭和61年	
			公営	45	昭和60年	昭和61年
9	岩瀬東	1,010.00	公営	6	昭和60年	
10	岩瀬西	1,374.00	公営	14	昭和60年	
11	深坂	7,082.00	改良	53	昭和63年	平成元年
計		64,938.00	計	603		

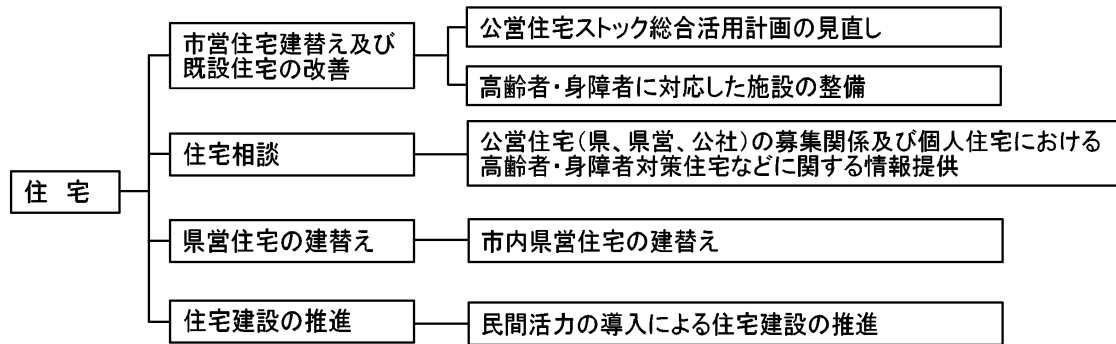
資料：都市整備課(平成17年4月1日現在)

表：県公営住宅の現況

団地名	敷地面積 (㎡)	戸数 (戸)	建築年度		備考
			初	終	
松ヶ岡	44,236.22	300	平成6年	平成11年	
池田	16,792.32	105	平成13年	平成15年	
中鶴	50,755.13	700	昭和45年	昭和50年	
朝霧	14,426.46	186	昭和51年	昭和53年	
大根土	8,910.10	246	昭和59年	平成4年	
計	135,120.23	1,537			

資料：都市整備課

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 市営住宅建替及び既設住宅の改善

(1) 公営住宅ストック総合活用計画の見直し

中間市公営住宅ストック総合活用計画を適正に見直し、計画的に既設市営住宅の建替え及び改善事業を推進する。

(2) 高齢者・身障者に対応した施設の整備

建替え及び改善事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインを基調とした高齢者、身障者にやさしい施設づくりを推進する。

2. 住宅相談

県営、県公社、雇用促進住宅などの公的住宅の募集関係の情報提供を行う。

また、高齢者、身障者などに配慮した住宅に改善する場合、「すみよか事業」などの補助制度の周知徹底を強化し、利用促進を図る。

一般の住宅相談については、相談内容によりの確に対応し、市民サービスへの充実を図る。

3. 県営住宅の建替え

建物の耐用年数が経過し、老朽化した県営住宅の建替えを県に要望していくが、そのなかでは市営住宅と同様に、今日の生活様式や水準にあった居住環境とユニバーサルデザインを基調とした住宅形成に向けた働きかけを行っていく。

4. 住宅建設の推進

西部地域においては、福岡県都市計画法に基づく開発許可などの基準に関する条例に適合する集落指定区域を定め、その区域に一戸建ての専用住宅の建築に向けた環境整備をはじめとする既存集落指定区域内の計画的利用を推進する。一方、東部地域では、市街化田が多くあるが就農者や後継者不足が生じていることから、民間活力が展開できるよう道路整備をはじめとした社会インフラを整備した五反田地区、また集合住宅が建てられつつある岩瀬東部地区への住宅建設が推進されるよう諸施策を検討し、若者も定住できる環境整備に向けた取組みも推進していく。

第2章 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

第1節 保健・医療	
1 保健・予防の充実	16
2 医療の充実	19
第2節 福祉	
1 児童福祉	22
2 母子（父子）・寡婦福祉	28
3 障害者福祉	30
4 精神障害者地域生活支援センター	33
5 高齢者福祉	35
6 低所得者福祉	37
7 介護保健	39
第3節 社会保障	
1 国民健康保険	42
2 国民年金	44

第1節 保健・医療

1 保健・予防の充実

〔現状と課題〕

全国的な少子・高齢化の現象は、本市も同様であり、また壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が増加しているのが現状である。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。

本市においては老人保健事業の導入部分と言える健康診査やガン検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要である。

健康診査等の情報を活用し、健康教育、健康相談については、第2期中間市高齢者総合保健福祉計画（平成15年度～平成19年度）でみると、ほぼ目標どおりの目標値を達成している。

平成12年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、平成14年度より介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできたが、まだまだ実態把握は十分とはいえ、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要がある。

また健康診査については、基本健康診査は本市の目標値を上回っているものの、その他のがん検診等については目標値に至っておらず、今後も積極的な広報活動及び取組みを強化しなければならない。

各種事業及びその内容や適正活用について市民への周知を図り、理解を得ながら生活機能の履歴などを把握し、生涯を通じて継続的に支援していくためのコンピュータを介した世帯単位での管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要がある。

表：死因別死亡数

(単位：人)

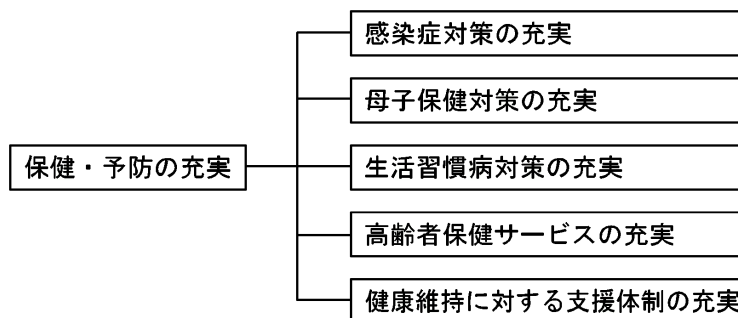
年次	総数	脳血管疾患	悪性新生物(がん)	心疾患	老衰	不慮の事故	肺炎及び気管支炎	結核	その他
平成10年	446	68	142	64	3	16	40	0	113
平成11年	493	71	156	70	4	23	57	1	111
平成12年	455	47	152	58	3	17	45	1	132
平成13年	453	54	149	61	5	21	42	1	120
平成14年	419	59	150	58	8	14	35	2	93
平成15年	450	50	156	62	9	25	32	0	116

資料：遠賀保健福祉環境事務所

〔施策の基本方向〕

健康管理システムの導入により、データを一元化し、個人及び世帯単位で生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備する。母子に対しては、育児支援をキーワードとし、成・壮年に対しては疾病予防を、高齢者に対しては介護予防をキーワードとした事業を推進し、介護保険制度と有機的な連携を保ちながら、新たな事業のあり方について検討する必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 感染症対策の充実

結核の患者数は年々減少しているものの、高齢者の罹患率は依然として高い傾向にある。今後も患者早期発見に向けての取組み、結核予防啓発活動の推進の強化を図り感染症対策に努める。

予防接種については、予防接種健康管理システムを活用し、予防接種の推進を図り、感染症予防に関する知識や情報の提供に努める。

2. 母子保健対策の充実

本市の「中間市次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」に基づく事業推進を基本に、妊産婦・乳幼児の健康支援の強化とともに、育児不安や虐待を早期発見し、早期に支援できる体制づくりとして、関係課・関係機関と連携し、乳幼児健康診査をはじめとした各種の母子保健事業の場を活用した育児支援を図る。

3. 生活習慣病対策の充実

生活習慣病の一次予防及び二次予防のため、基本健康診査、各種がん検診の受診者増を図る。

生活習慣病は、発症する前の若いころからの生活習慣がその発症に大きな影響を与えていることから、予防を推進するために、成・壮年期の受診者増と、その後の指導として各種訪問指導、健康教育、健康相談の充実を図る。

要指導域の健康診査受診者については個別健康教育などによる支援の充実を行い、健診時に異常の無かった受診者には発症予防に関する正しい知識の普及、啓発に努める。

4. 高齢者保健サービスの充実

平均寿命の延伸により、高齢社会から超高齢社会に変化するなか、高齢者の自立支援という観点から、生活習慣病と介護予防を一体的に推進する必要があるため、介護保険課及び地域包括支援センター等関係機関との事業連携を図り、身体的、精神的、社会的に高齢者が持っている能力を活かし、また高めることを通じて活動的に暮らせるよう支援するための事業を推進する。

5. 健康維持に対する支援体制の充実

市民一人ひとりが健康を維持させるためには、多くの情報や支援体制が必要であり、支援体制をとる際には、ほとんどの場合、多くの機関と関連することから、関係機関との連携を強化し、関係課と共同実施の方法も取り入れながら、市民一人ひとりの状態に合った総合的支援を図る。

2 医療の充実

〔現状と課題〕

中間市立病院は昭和40年に開設以来、市民の医療の拠点施設として、重要な役割を果たしてきた。しかし、昭和53年に建替えを行った現在の建物は、改装や補修によりその都度対応しているものの、一般的な老朽化に加え、特に耐震構造とはなっていないことから、災害時の拠点病院として役割を果たすには十分な施設とはなっていないのが現状である。

そうしたなかで、地域医療の中核施設としての位置付けから、平成16年度から地域医療連携室を設置し、地域医療機関との連携を強めている。ちなみに現在の他院への紹介率は23%、本院の在院日数は23.9日～29.9日となっている。

一方経営面に関しては、平成5年度から12年度まで赤字経営が続いていたが、その後健全化を推進し、平成13年度からは単年度黒字を計上している。

収支関連では、黒字決算を維持しているものの、患者総数は減少傾向にあり、経営的には決して良好な状態とはいえない。

患者数減少の要因としては、施設・設備面の老朽化、診療報酬改定に伴う患者負担増などが考えられる。なかでも、優秀な医師の確保では、提供医療の質の向上や患者数確保の面からも有効な手法であるが、平成16年度から医師臨床研修が義務付けられたことから、より一層困難な状況となっている。

また、時代の医療ニーズを的確に捉えこれに応えることは、公立病院として当然の責務であることから、平成7年度、市民からの要望と経営改善の目的で、人工透析センターと泌尿器科を開設したほか、複雑・多様化する医療制度に対応するため、平成10年に新規患者の受付問診業務の開始、高度先端医療の施設拡充のために、平成13年度にはMRIの新規導入を行っている。さらに、平成16年度には、ソーシャルワーカーを採用し、医療福祉相談室の院内設置を行い、患者に提供する医療サービスの質の向上を図っている。

救急医療体制の状況では、^{*}2次的救急医療機関として位置付けられ、平成15年度には、中間市消防の救急出動の28.9%を受け入れており、診療時間内の受入れは47.9%であるのに対し、時間外及び祝日の受入れは23.3%となっていることから、現在の当直体制の見直しが求められている。

今後は、近隣の高度機能病院と一般開業医の存在を念頭に、新たな病院経営の視点を模索するとともに、本市の特徴である高い高齢化率を踏まえた、療養型病床や老人保健施設機能の附加を検討し、本院の物的資源と人的資源の有効活用を図る必要がある。

表：医療及び医療関係施設数

年次	総数	医療機関				その他の医療機関				
		総数	病院	一般診療所	歯科診療所	総数	あんま・鍼灸院	助産所	薬局	一般販売業者・薬種商
平成11年	116	57	3	28	26	59	25	1	20	13
平成12年	116	58	3	29	26	58	25	1	20	12
平成13年	117	59	3	29	27	58	25	1	20	12
平成14年	125	62	3	32	27	63	27	1	24	11
平成15年	124	62	3	32	27	62	26	2	23	11
平成16年	123	63	3	32	28	60	26	2	22	10

資料：遠賀保健福祉環境事務所

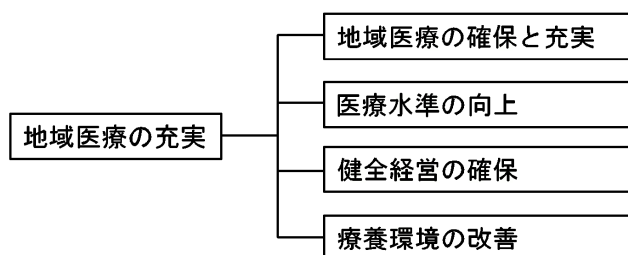
〔施策の基本方向〕

中間市立病院は、高度医療過密地区に存在し、このことを前提とした、公立病院としての使命や住民ニーズを考慮し、将来のあるべき病院像を描く必要がある。

今後の基本的方向性としては、北九州医療圏における高度機能病院群の後方支援病院として位置付け、これら病院との病院同士の連携の強化を図るとともに、一般開業医との連携の強化も併せて図ることにより、高度機能病院と一般開業医の中間的位置を確保し、それぞれの病院では提供しきれない部分を補完する精緻な医療サービスの提供に努め、良質な医療を効率的、継続的に提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域医療の充実に努める。

一方、予防医学の観点から、保健、福祉、医療の連携強化を図り、生活習慣病予防や体力保持など、健康管理のための啓発活動を実施することで、市民の健康づくりへの支援を行うとともに医療費の軽減に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 地域医療の確保と充実

高度機能病院群の後方支援病院として位置付けの明確化とともに、病院同士の連携の強化による一般開業医と高度機能病院群との中間的位置の確保に向けて検討する。

また、患者の個人情報保護とインフォームドコンセントの徹底による患者中心の医療の確立及び、開放型病床の開設、在宅療養支援センターの院内設置、老人保健施設の新設などの検討を進める。

さらに、保健、福祉、医療の連携強化による市民の健康づくりへの支援策を展開していく。

2. 医療水準の向上

職員の研修強化による一般診療や看護体制の充実と、医療事故防止のため、院内の安全管理体制を確立し、医療事務の効率化のため、オーダーリングシステムや電子カルテの導入の検討を行う。

3. 健全経営の確保

合理的かつ効率的病院経営による累積欠損金の解消と、最新医療技術の導入や医師の確保による遠賀・中間地域における本院の特異性を高め、経営の健全化を図る。

4. 療養環境の改善

大規模災害時における災害拠点病院としての耐震機能の確保、将来的視野にたった医療設置基準の確保、患者にとって、安全・安心、やすらぎ、親しみのもてる療養環境を配慮した建物構造を図るため、医療体制、施設管理などを総合的に勘案した新たな病院計画も検討していく。

第2節 福祉

1 児童福祉

〔現状と課題〕

現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一つとなり、本市においても同様の傾向が見られる。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などの要因となり、深刻な問題となっている。

また、児童の健全育成、次代の親の育成という見地をとらえても、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加などに見られるように、社会情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子どもがきわめて不安定な状況に置かれていると言わざるを得ない。

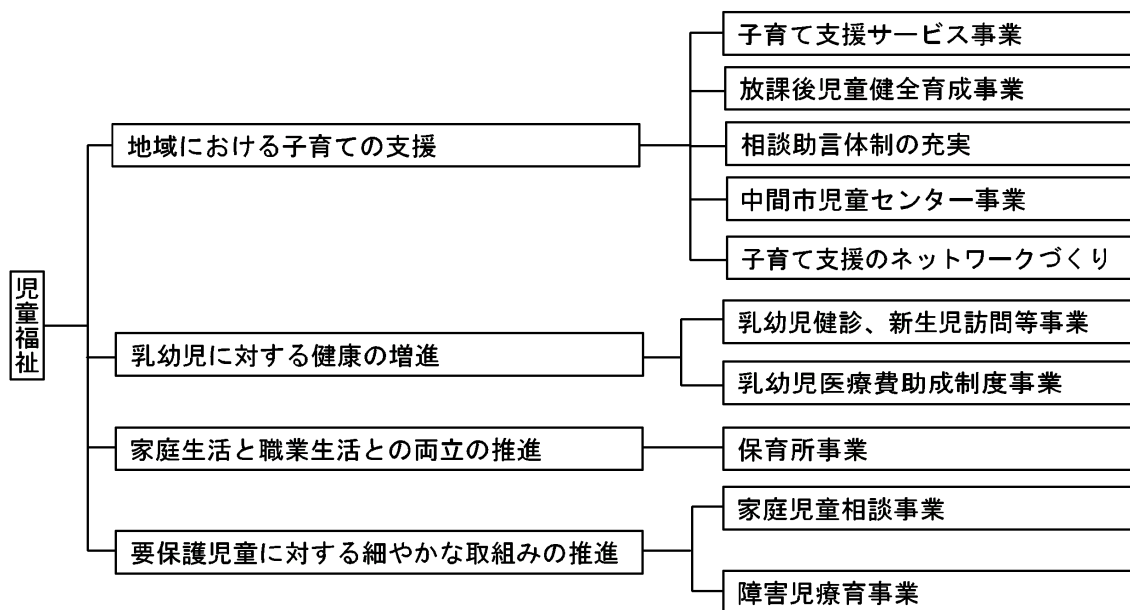
こういう現状のなかで、これらを社会全体の問題として受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を目的として、平成17年3月「中間市次世代育成支援行動計画」を策定した。この計画を柱として今後の児童福祉施策を展開することが急務である。

〔施策の基本方向〕

生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取りまく環境は大きく変化している。特に少子化の進展は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増加するなど、今後の経済的・社会的な影響が懸念されている。また、子育てについても、職業生活と家庭生活の両立を可能とする保育ニーズの高まりや、子育て家庭の孤立化など、対応すべき課題が山積みしている。この状況のなかで中間市次世代育成支援行動計画では、「地域の和による 子育てを支える まち なかま」という基本目標をあげ、行政が最大限の努力をして、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関などと連携しながら、その具体化に努めていく基本方針を示している。

児童福祉施策はこれらを踏まえ、児童の健全育成・子育て環境の整備を図り、虐待など現在悪化する環境に苦しむ少年・児童を救い、社会人として貢献できる大人をより多く育てるものとする。

〔施策の体系図〕



〔計 画〕

1. 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援サービス事業

地域住民が安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭の支援ができるよう保育所などの関係機関と連携し「一時保育」の充実を図る。また、一時保育事業所での育児相談を充実し、地域住民がみんなで協力し合って子育てする意識を高める。

※一時保育事業〔保育対策等特別保育事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出産、夜勤などのやむを得ない理由により家庭で子どもをみるできない場合において、保育園児にかかわらず緊急・一時的に保育所で預かるサービス。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実

共働き世帯や、母子家庭、父子家庭などの小学校一年生～三年生の児童を放課後の一定時間を預かる「放課後児童健全育成事業」を推進する。学童保育所は現在、市内の小学校6校に対して7箇所あり、各校区に設置されている。入所する基準については、保育所の基準と同じである。

今後の課題として障害児の受け入れ、開所時間の延長、対象児童年齢の引き上げなどがある。今後はさらに教育委員会や保育所と連携を深め、地域に開かれた事業の実施を図る。

(3) 相談助言体制の充実

乳幼児と親が自由に集い、気軽に相談でき、情報交換する施設として、地域密着型の「子育て支援センター事業」を推進する。また、この事業の核となる施設として「中間市地域子育て支援センター」を設置している。

※子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は、現在、人権のまちづくりセンターで実施しており、子育て中の親が気軽に相談でき、情報交換する施設として機能している。今後は、育児に悩む親が増加傾向にあることから、さらに拡充する必要がある。

(4) 中間市児童センター事業

中間市児童センターでは、主として幼稚園・保育園に就園していない乳幼児とその保護者の居場所及び交流の場の提供と、相談事業を毎週水曜日と土曜日に行っている。今後は、親子の遊び場を提供する「親子ひろば」の開催日の拡大を図るとともに、小学校低学年児童が集まりやすい施設への整備を図る。

(5) 子育て支援のネットワークづくり

現在児童虐待等に関する関係・関連機関の連携によって構築している児童虐待防止目的の「はばたけ子ども・ネットワーク」が機能し、成果をあげている。この組織を活用して、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、PTA、民生・児童委員会などの関連機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築を図る。

2. 乳幼児に対する健康の増進

(1) 乳幼児健診、新生児訪問等事業

- ・母親学級や両親学級などを通じて妊産婦の健康支援を図る。
- ・個々に応じたより的確な支援が行われるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等を強化し、疾病の早期発見・予防に努め、保健指導の充実を図る。
- ・乳幼児期における、要観察児や発達障害といわれる児童等の、一貫したケアや見守り体制を強化するため、保健センター、家庭児童相談室、親子ひろばリンク（療育支援事業）と保育所、幼稚園、小・中学校との連携の強化を図る。

(2) 乳幼児医療費助成制度事業

誕生から3歳まで診療・入院にかかる医療費を助成する「乳幼児医療費助成制度」は、県事業として今日まで整備・拡充されてきているが、4歳から就学前までの幼児には入院のみの助成となっている。市では診療にかかる医療費も、平成18年8月から対象年齢を5歳未満まで引き上げ、今後さらに検討を行う。

3. 家庭生活と職業生活との両立の推進 ー保育所事業

本市では近年、乳幼児の数は減少傾向にあるが、家庭生活と職業生活の両立を可能とする保育所の入所希望はむしろ高まっている。そのため柔軟な定員設定や多様な保育サービスを推進する。

※特別保育促進事業の拡大

① 延長保育事業

保育所の通常開所時間（7時から18時）の前後に30分から2時間程度延長する保育サービスの充実

② 休日保育事業

保護者の就労等の理由により、日曜・祝日の日中に家庭で子どもをみることができない児童を対象に行うサービスの充実

③ 乳幼児健康支援一時預かり事業

病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある保育所へ通所中の児童や同様の状況にある児童（小学校低学年児童を含む）への保育サービスの充実

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育保護をするサービスの充実

⑤ 一時保育事業〔保育対策等特別保育事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出張、夜勤などやむを得ない理由により家庭で子どもをみることができない場合において、緊急・一時的に保育所で預かるサービスの充実

4. 要保護児童に対する細やかな取組みの推進

(1) 家庭児童相談事業

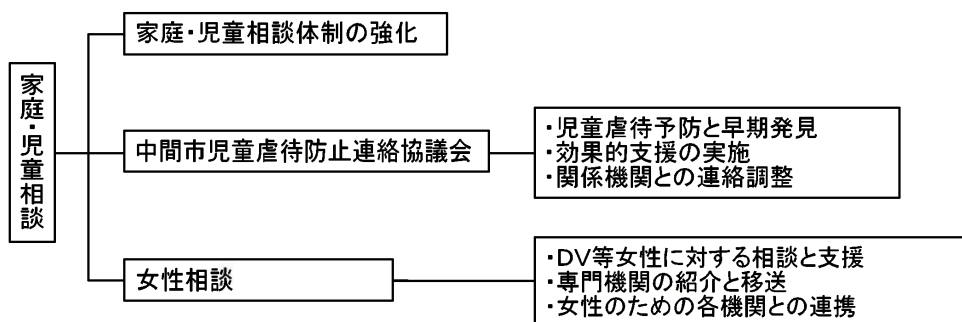
近年の社会状況は複雑化し、失業、離婚、少子化、家庭の孤立化など家庭環境は不安定になり、とりわけ児童の健全育成にとっての環境は益々深刻化し不登校、閉じこもり、虐待、非行など悪化の傾向にある。

本市では、児童の健全育成が子どもだけの問題ではなく家庭全体の問題であるととらえ、支援を重要視し、守秘を保持しながら、一般相談と支援業務の充実を図っている。

児童の健全育成のために、学校・保育所・民生・児童委員会・医者・警察・保健所・市役所など、37機関で「中間市児童虐待防止連絡協議会」を設置し、本市が事務局となって関係機関と効果的に連携を取り、児童とその家庭に相談・支援事業を強化する。

社会問題になっているDV（「ドメスティック・バイオレンス」・配偶者やパートナーによる暴力）被害者に対する、相談・保護・救済など、女性に関する窓口を設置し、相談や関係機関につなぐなどの事業を推進する。

〔家庭・児童相談事業の体系〕



※相談支援ネットワークの充実（はばたけ子どもネットワーク）

中間市家庭児童相談は37関係機関が「中間市児童虐待防止連絡協議会」を平成12年4月に設置して、児童虐待防止・虐待児童の早期発見に向けて、情報の共有化を図りながら連携し、効果的に相談・支援を行う発信基地となっている。

虐待の予防に向けて、子育て講演会・広報・出前講座などを行い、子育て講演会では毎年300名以上の参加者があり関心が市民に広がりつつある。

また、ネットワーク参加機関の専門員向けに研修会を実施し、虐待児童の早期発見、通報などに関する研修会を行い、それにより虐待の予防はもちろん、早期発見・早期手立てによって、母子分離という深刻な虐待被害者数は、平成13年度12名だったのが平成15・16年度は4名に減少するなど早期発見への効果が上っている。非行・不登校児童など、学校と情報を共有しながら児童とその家庭に支援を行うことができ、学校復帰への一助を担っている。

〔家庭・児童相談事業の計画〕

① 家庭・児童相談体制の強化

保健相談、言葉やしつけの心配相談から、知的障害・性格行動相談、不登校・いじめ相談、非行相談、虐待・養護相談など支援内容は益々複雑化する傾向にあるため、専門研修を受け自己の専門性の能力向上を図る。また、地域の中に子育てサポート体制を確立させて気軽に支援・見守り合う地域づくりも検討していく。

② 中間市児童虐待防止連絡協議会との連携強化

ア 児童虐待予防と早期発見

非行・不登校児童の半数以上が何らかの虐待被害者であることから、虐待予防の啓発のみならず、虐待の早期発見に向けての、子育て講演会の実施など市民（家庭）への啓発活動の更なる強化はもちろん、児童関係機関の専門員（教師・保育士）による虐待被害児童の早期発見と被害児童の適切支援とその家庭に対する適切対応などの研修で充実を図っていく。

イ 効果的な支援の充実

ネットワークが虐待だけにとどまらず、不登校、非行など全てにおいて機能と役割を連携して更に効果的に推進することが重要である。そのために児童虐待防止連絡協議会を要保護児童対策協議会に改変し、ネットワーク参加機関に、保護司、人権擁護委員、中間市内の高等学校などを新たに加えて、ネットワークの強化と更なる効果を図っていくことを進めていく。また、地域や民間の「子育て応援隊（仮称）」ボランティアを育成して家庭支援体制を進める。全ての児童関係機関との連携を進めるため定例情報の連絡会を充実していく。

ウ 関係機関との連絡調整

関係機関との定期連絡が実施されている機関ほど虐待などの早期発見・通報・手だてが適切に行われている。就学前教育（保育）現場・乳児などの在宅児童支援機関（保健センター）などとの定期連絡会の充実を図る。

③ DV等女性相談業務の強化

社会情勢の深刻化にともない、女性に対する相談件数は増加し、相談内容も複雑、深刻化の傾向にある。さらに、相談内容の緊急性、危険性も高くなっている。そうしたなかで相談者が安心して相談できる、女性の専任相談員の配置を推進する。

(2) 障害児療育支援事業 ―親子ひろばリンク

平成13年度から障害児療育支援事業を開始し、現在では、毎週5クラスの集団教室で、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による個別指導を実施しているが、平成15年度より支援費制度が開始されたことにより、当初は契約数34件であったが、平成17年4月には、契約数74件にまで伸びてきている。

また、体育遊具の充実、砂場の整備、教室の増加に伴い、よりよい感覚統合遊び、手先を使う遊びなどを通じた療育の指導が充実している。

しかし、施設整備については現状の中間市児童センターとの併用のため、施設の改善などを含め、総合的に検討する。

また、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などといった個別指導の療育専門者が、全国的に不足しており、当施設でも例外ではなく、療育時間の延長に理解を求め、協力を得ているのが現状である。さらに、多種多様な障害児の療育支援を円滑に運営するためには療育スタッフ（保育士）の専門性も欠かせず、専門の研修派遣も検討する。

※療育支援事業・親子ひろばリンクの今後の計画

① 施設の改善

現在の施設は旧保育園を利用して事業を行っているため、障害児対応型にはなっていない。障害児用に改造し、療育支援に適した施設の整備を推進する。

② スタッフの能力向上

多種多様な障害児の療育支援をより充実するため、専門研修などにスタッフを派遣し能力向上を図る。

2 母子（父子）・寡婦福祉

〔現状と課題〕

近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加している。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職職場への就業支援が重要となってくる。

また、父子家庭に対する施策は乏しく、支援施策として金銭給付にとられず、公営住宅への優先入居、保育料の軽減や保育時間の見直し、また、医療費助成などの施策が求められている。

母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家庭の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、平成16年1月から行っている。

対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座で、受講講座の受講料の4割（上限20万円下限8千円）を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付している。

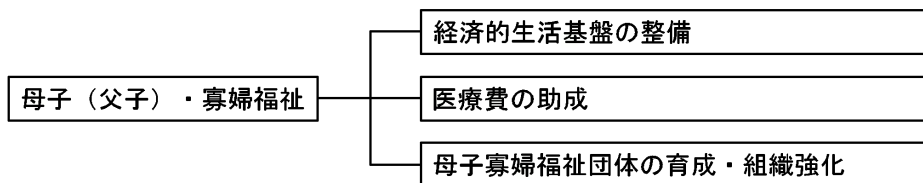
また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1/3の期間（上限12月）を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援している。

今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要がある。

〔施策の基本方向〕

ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、児童の健全育成を図るために、ひとり親家庭等の現状把握に努め、制度の周知徹底をはじめ、自立、就業の支援に主眼を置いた支援策を適切に実施していく必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 経済的生活基盤の整備

自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業の両制度の啓発活動を行い、広く市民に知らしめる。

2. 医療費の助成

福岡県母子家庭等医療費支給制度に基づく制度であることから、実施主体である福岡県に支給の拡充を求めていくとともに、父子家庭対象者に対する施策も併せて検討する。

3. 母子寡婦福祉団体の育成・組織強化

法人格の取得を視野に入れ、母子及び寡婦福祉法第25条及び第34条（公共的施設における新聞、雑誌、たばこ、事務用品などの物品の販売や、理容・美容所などの開設）に規定される事業展開を図り、組織の基盤強化を進めるとともに、今後の活動の中心となれる若年母子の加入促進を図る。

3 障害者福祉

〔現状と課題〕

本市の身体障害者手帳登録者は、平成17年3月現在2,342人で、そのうち一級・二級の重度障害者は1,034人を占め、全体の44.2%となっている。また、療育手帳の交付者は250人、精神障害者保健福祉手帳の交付者は182人である。

本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障害者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいる。

平成11年3月には、「なかま障害者プラン」を策定したが、この趣旨による施策展開を図る一方で、今後とも、適切な援護施設への入所を進めていく施策のひとつとして、平成13年4月から療育支援センター（親子ひろばリンク）を開設している。共同作業所についても就労支援を図るとともに、新設に対する援助・運営を支援している。

また、障害の重度化・重複化に加え、障害者の高齢化や障害者の社会参加の増加に伴って、新たなニーズに対応できる福祉施策、とりわけ、障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度である「障害者支援費制度」に積極的に取り組んでいるところであり、福祉行政の最重要施策のひとつとして、中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」を平成15年6月に開設している。

障害のある人たちが健やかで、生きがいを持って過ごし、地域社会の発展の場として、「パルハウスぼちぼち」の果たす役割は重要であり、福祉・教育・雇用・住環境などの施策との連携を図っていくことが必要である。

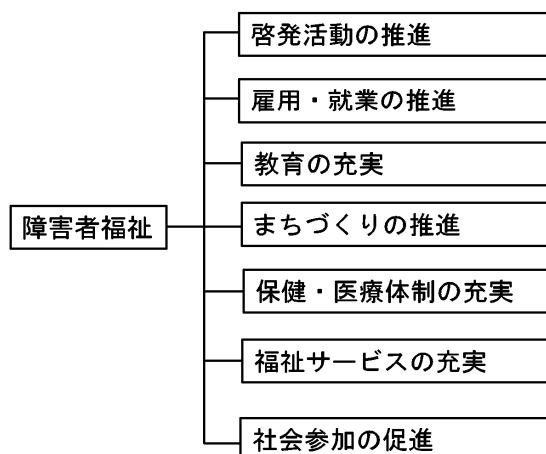
さらに、障害者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障害者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要である。

〔施策の基本方向〕

住みよい平等な社会づくりを進めるためには、すべての人々が障害や障害者のことを十分理解する必要があることから、「広報なかま」をはじめとした各種の媒体により啓発活動を積極的に推進する。

また、障害のある人もない人も、ともに支えあって活動する社会を目指す施策は、高齢化対策と共通する分野が多く、障害者・高齢者双方のニーズに対応していくためには、その施策の効率的な推進体制の一体化を図る。また、平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」は、これまでの課題を解決し、新しい障害者保健福祉制度を形づくるものであり、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるような地域社会の実現に取り組んでいく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 啓発活動の推進

「広報なかま」、「社協だより」、「中間市ホームページ」など、市の広報媒体をとおして障害者団体やボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努める。さらに、市職員に対しても、障害者の直接雇用を通じて、障害者問題に関する理解の促進に努める。

2. 雇用・就業の推進

障害者の雇用の促進については、地域精神保健福祉調査事業において市で直接雇用しており、さらに各事業所の障害者に対する雇用を確保するため、公共職業安定所をはじめとした関係機関との連携を強化し、市内の事業主への障害者雇用の啓発を進めるとともに、協力を求めていく。

また、障害者の自立や訓練を推進するため、福祉作業所での職業リハビリテーション対策の支援や協力をを行い、推進する。

3. 教育の充実

障害児の早期教育を推進するため、保育所と他の関係施設との連携を図るとともに、早期療育から学校教育、学校教育から就労へと円滑な移行ができるよう、相談体制やネットワークの構築を図る。

4. まちづくりの推進

障害のある人もない人も、ともに地域社会で快適に生活できるように「^⑧中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づき、ユニバーサルデザインを基調とした公共施設の整備を今後行うとともに、市民の理解と支援を求めるため、ボランティアの育成や中核となるボランティアセンターの充実などに努める。

5. 保健・医療体制の充実

発育・発達時にある乳幼児の障害に対しては、早期発見や早期の療育体制を整える必要があり、平成17年3月に策定した「^⑧中間市次世代育成支援行動計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携の充実を図る。

6. 福祉サービスの充実

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法などの一部を改正する等の法律」が制定され、「措置制度」にかわる新たな障害者福祉サービス制度として、障害のある人が自分の生活にあったサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場で直接契約を結び、サービスを利用するといった利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」が、平成15年4月から始まっている。

この制度のもとでは、障害者自身がサービスを選択することで、自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ、対等の関係に立つことで、利用者本位のサービスが提供されること、また、事業者間の競争によりサービスの質が向上することが期待されている。

さらに、「障害者自立支援法」により、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるように、各種施策を推進する。

7. 社会参加の促進

障害者の自主的な社会参加を促進するため、平成15年6月に開設した中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」が中核となり、障害者、健常者ともに参加しやすい行事の企画・運営を推進する。また、社会福祉協議会とのさらなる連携を深め、障害者社会参加促進事業の充実を図る。

4 精神障害者地域生活支援センター事業

〔現状と課題〕

平成7年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、平成14年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となった。

このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター（バルハウスぼちぼち）」が平成15年6月に発足し、2年が経過した現在、地域で生活する精神障害者の居場所の提供、相談窓口及び障害福祉情報の提供としての利用度は開設当初から約2倍となり、近隣市町からの利用者も年々増加傾向にある。

また、当事者のニーズの高い就労問題に関しては、本市が就業の場を提供し、基礎知識を習得するためにパソコン入力作業や各施設の除草作業等の就労支援を行ってきた。

そのほかに、支援センターの業務として、身体障害、知的障害についても、支援センター近隣地域における障害者手帳ほか、福祉施策対象事業の申請及び相談を行っている。

また平成14年より精神障害者に対する[※]ホームヘルプサービス事業を開始し、グループホームの補助事業も行っている。

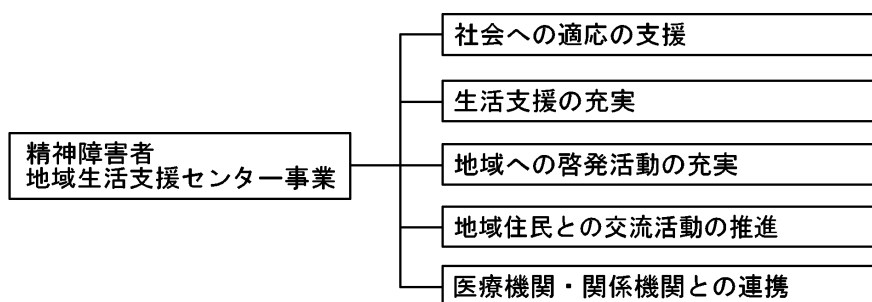
近隣の市町などと精神障害者福祉業務の充実を図りながら、就労の場の情報提供を行い、地域住民の精神障害者に対する認識と理解を深めるため、啓発活動などが今後の課題である。

〔施策の基本方向〕

行政が中心となって精神障害者に対する社会復帰の支援、生活相談の支援、情報提供などを行い、さらに地域住民との交流や啓発を行う必要がある。

また、当事者に対する認識及び理解を深めていくためには、住民の潜在意識の把握をし、その内容を解明するとともに、家族会の育成及び連携を図り、医療機関、関係機関との協力を得て、精神障害者が自立し、社会参加するための支援事業を展開する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 社会への適応の支援

精神障害者の社会への適応が困難な状態であるため、精神障害者からの相談に応じ、精神障害者の生活訓練施設、授産施設、福祉ホームなどの施設の紹介や必要な指導及び助言を行う。

また、閉じこもりがちな精神障害者に対しては、保健師とともに家庭訪問を行い、必要な指導及び助言を行う。

2. 生活支援の充実

日常生活を営むのに支障がある精神障害者に、グループホームやホームヘルプサービスなどの社会資源に関する情報提供や、申請受付、生活上の相談支援、訪問などを実施し、地域で生活するために必要な便宜を供与することで自立の促進を図る。

3. 地域への啓発活動の充実

精神障害者に対する認識が身体障害と知的障害の2障害よりも薄いため、行政が中心となって、福祉関係機関、医療機関、家族会、民生委員などと協力し、一般市民の障害者に対する認識や理解が深まるよう、広報やチラシ、パンフレットの配布、ホームページを活用し、地域に密着した啓発を推進するとともに、地域住民と交流を図るため講演会等を実施する。

4. 地域住民との交流活動の推進

スポーツ、習字、裁縫、手芸、カラオケ、料理、園芸教室といったイベントにボランティア講師を招き、障害者と地域住民の交流を図る。

5. 医療機関・関係機関との連携

よりよい支援を提供するためには、関係機関との情報交換などが不可欠である。このため日常の情報交換を活発に行って情報の共有化を図り、定期的にケア会議を開催する。

また、各機関の専門スタッフを対象とした学習会を開催し、障害者支援の質の向上及び知識を深める。

5 高齢者福祉

〔現状と課題〕

全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率〔平成16年4月現在〕は、23.9%となっており、全国、福岡県平均より約5%高くなっている。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっている。増加幅をみると、昭和55年から平成2年までの10年間では、約5ポイント、平成2年から平成12年までは、約7ポイント増加しており、昭和から平成に変わってから、さらに高齢化率の上昇が著しく、平成26年では32.7%に達すると推定される。

平成12年4月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用が求められている。

自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められている。

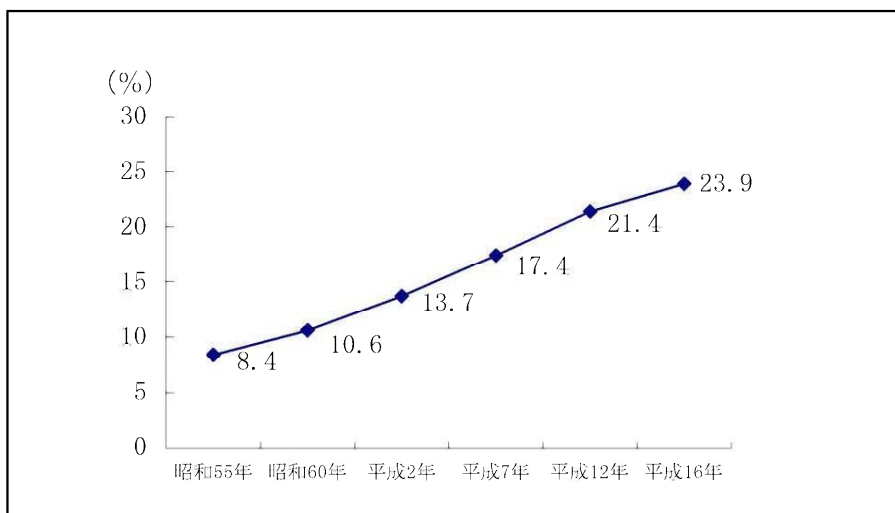
平成18年度から予防重視型のシステムへ変更されており、今後要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかなければならない。

表：高齢化率〔平成16年3月31日〕

区 分	中間市	福岡県	全 国
総人口	48,525人	5,001,592人	12,688万人
高齢者数	11,615人	1,307,843人	2,440万人
高齢化率	23.9%	19.0%	19.2%

(資料) 住民基本台帳要覧

グラフ：高齢化率の推移

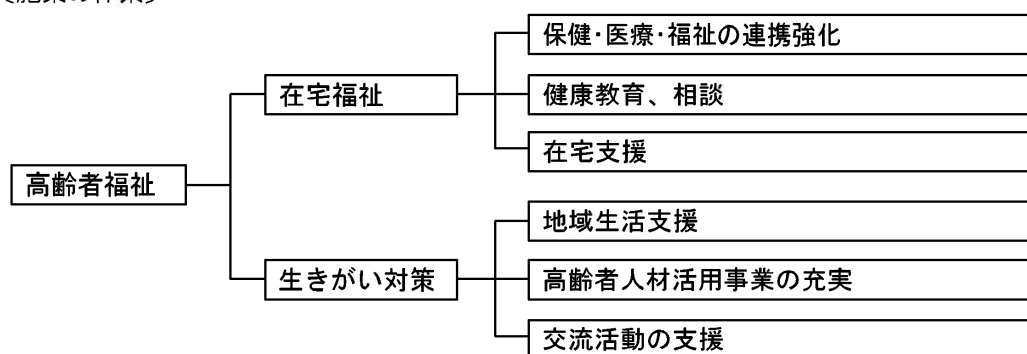


(資料) 昭和55～平成12：国勢調査、平成16年：住民基本台帳

〔施策の基本方向〕

「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、市民とともに『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現をめざし、介護予防事業のサービス及び生活支援体制の整備を図り、介護予防の推進、生きがい支援事業の2本柱を展開する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

高齢者総合保健福祉計画と今後の介護保険法に新たに導入される予防重視型システムを見極めながら、高齢者福祉事業を展開し、介護保険制度との整合性など、再編を図っていく。

1. 在宅福祉

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の関係機関と連携を密にし、情報の収集、分析、提供を行い、専門的立場からサービスの充実を図る。

(2) 健康教育、相談

高齢者に対し、地域に出向き簡易な健康チェックと同時に健康教育を実施し、効果的指導の促進を図り、介護予防の観点から関係機関と連携し、横断的な相談等を行う。

また、家族等の介護を担う人を対象に、精神的支援を行う。

(3) 在宅支援

要支援、要介護にならないように各事業の整備について、予防重視型システムとの整合性を図りながら行っていく。

2. 生きがい対策

(1) 地域生活支援

新設した地域包括支援センターに窓口を設置し、高齢者の健康から生きがいづくりまで、包括的、総合的に相談しやすい体制づくりを図る。

(2) 高齢者人材活用事業の充実

中間市シルバー人材センターの活動の啓発、事業の普及促進を図り、社会参加、自立への環境づくり、また高齢者の雇用促進に向けて職業安定所との連携を密にする。

(3) 交流活動の支援

文化、スポーツ活動の推進を図り、地域活動を活発化し、高齢者が自らの意思で社会参加しやすい支援体制づくりを図る。

6 低所得者福祉

〔現状と課題〕

本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、平成11年度を境にして反転、増加傾向を示している。

低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占めていることから、自立への期待が困難になっている。

近年、社会経済情勢はやや上向きにあるが、就業にはなお困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題である。

表：被保護状況の推移

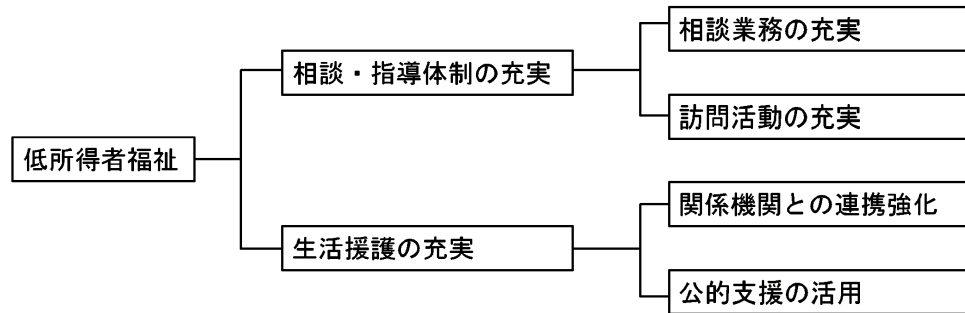
年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
平成8年度	876	1,511	30.6
平成9年度	851	1,424	28.4
平成10年度	853	1,412	28.3
平成11年度	871	1,404	28.4
平成12年度	881	1,419	28.6
平成13年度	885	1,423	29.0
平成14年度	912	1,453	29.8
平成15年度	953	1,501	30.9
平成16年度	959	1,507	31.2

資料：保護課

〔施策の基本方向〕

低所得層の人々が健康で文化的な生活を維持するために関係機関との協力を得て、相談・指導体制と生活支援の充実を柱に、きめ細かな援護体制の充実に努め、自立の助長を図っていく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 相談・指導体制の充実

(1) 相談業務の充実

生活困窮者の自立に向けての相談業務は生活全般にわたっての視点と専門的知識が必要とされるため、相談スタッフの充実を図る。

(2) 訪問活動の充実

生活保護の適正な実施のためには実態把握が不可欠であることから、訪問調査を計画的に実施するとともに自立に向けた処遇指導を徹底する。

2. 生活援護の充実

(1) 関係機関との連携強化

民生委員や医療機関並びにハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関との連携を強化して相互支援体制の確立を図る。

(2) 公的支援の活用

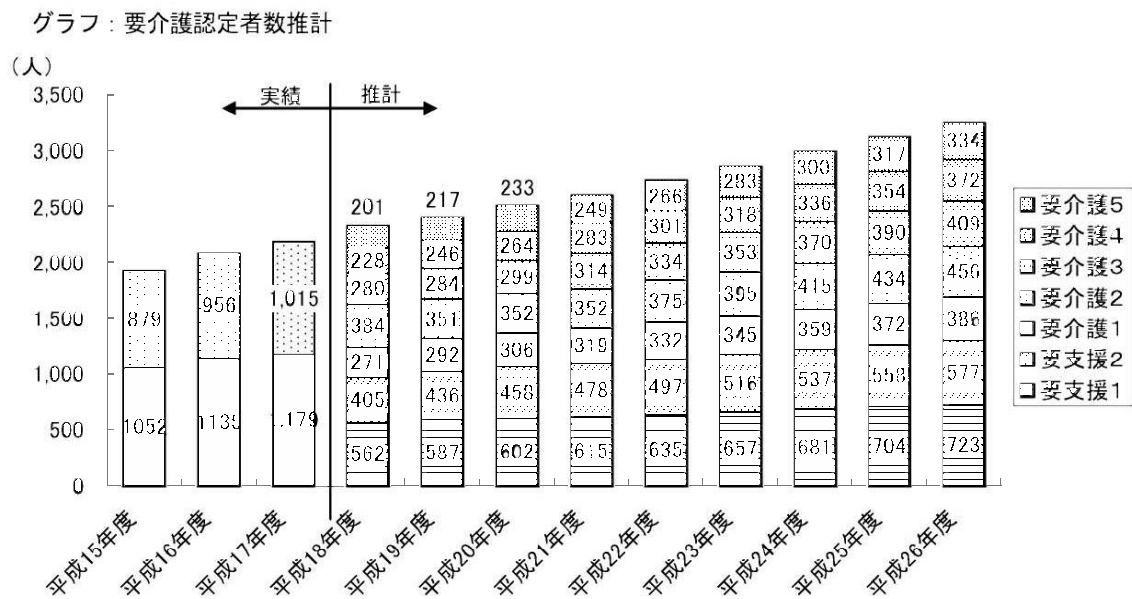
生活困窮者の相談や生活保護の実施にあたっては、年金や各種手当、貸付制度といった他の制度・施策を優先し、活用を図る。

7 介護保険

〔現状と課題〕

年々増加する高齢者、それに伴う介護給付費の増加のなかで、介護保険制度の適正な運営が求められている。

制度発足後6年が経過し、制度の大幅な改正が行われるが、併せて、「第3期[※]中間市高齢者総合保健福祉計画」の見直しにより、新しい事業計画が策定されることから、既存の事業に加え、新規事業の展開、適正な運営を図らなければならない。

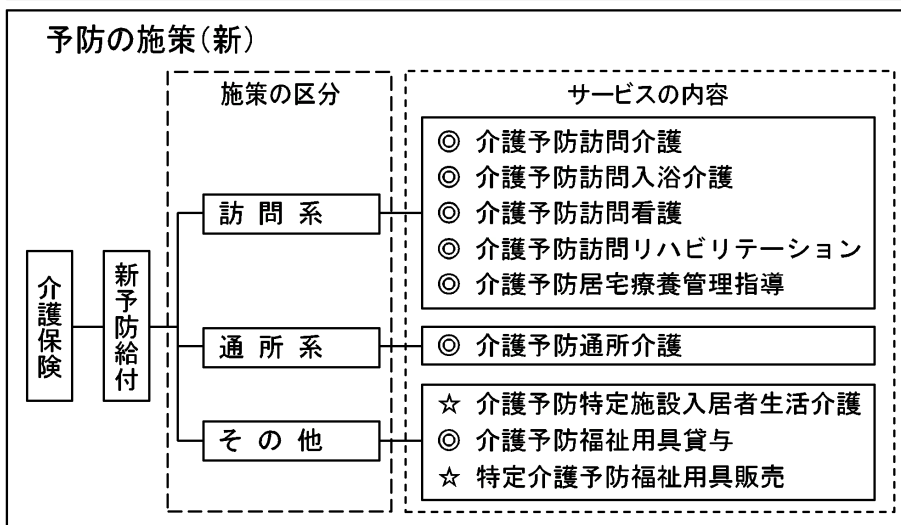
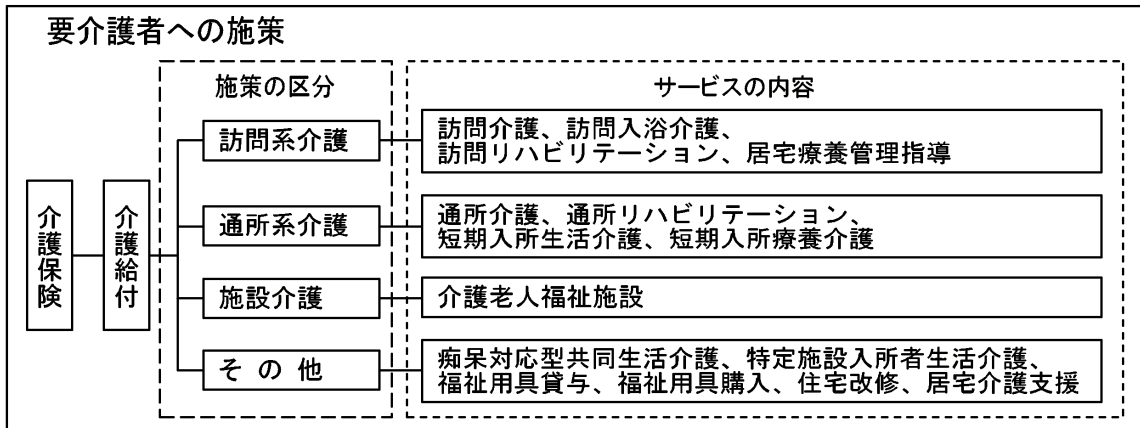


資料：介護保険課

〔施策の基本方向〕

「中間市高齢者総合保健福祉計画」の基本理念である『支えあい共に住み続けるまちづくり』を認識し、高齢者社会を全体で支え、新たに新予防事業を加え、介護サービスの提供を図る。

〔施策の体系〕



※ 地域包括支援センターが担うサービス

◎ 介護予防支援（ケアプラン）

■ 地域密着型介護予防サービス

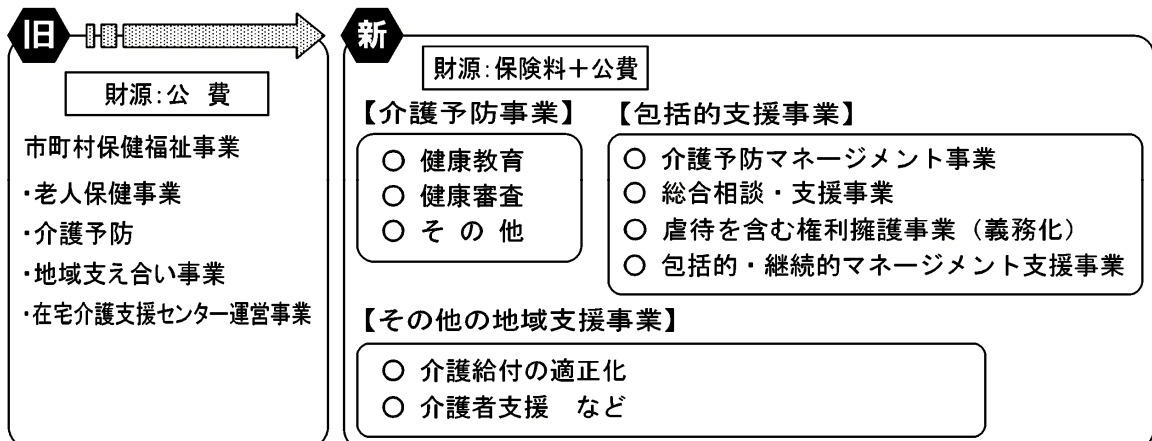
◎ 介護予防認知症対応型通所介護

◎ 介護予防小規模多機能型居宅介護

☆は新しいサービス

◎は従来の介護サービスの中で行われていたが、新予防給付に移行した新しいサービス

地域支援事業



〔計 画〕

介護保険の改正もふまえた「第3期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、その事業運営を適正に行う。

また、新設される介護予防重視型サービスや地域支援事業に取り組むとともに、現在の高齢者保健福祉事業や、地域支え合い事業の再編を図っていく。

高齢者が住み慣れた地域での生活を支えるために「地域密着型サービス」が創設され、その中心的な拠点である地域包括支援センターを設置した。

今後は、高齢者が要支援、要介護にならない元気老人を増やすための予防重視サービスを中心に本市のまちづくりである、『支えあい共に住み続けるまちづくり』のなかで介護保険事業の適正運営に努める。

第3節 社会保障

1 国民健康保険

〔現状と課題〕

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものである。

しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増嵩も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。

国民健康保険法などの改正が平成14年10月に実施された。このなかで老人保健制度の改正では老人医療受給対象年齢の引き上げ、また、老人医療拠出金の公費負担割合が5年間で50%まで引き下げられた。このことから老人医療拠出金は減少してきたものの、反面前期高齢者の医療費が増加し、本市における国保財政は、いまだに改善されず多額の累積欠損金(赤字)を抱えている。

今後も高齢化社会を迎え、医療費の増嵩は避けられず、ますます厳しい財政運営が予想されることから、医療保険制度の抜本的改革が必要である。

表：国民健康保険の加入率及び保険税額

年度	被保険者		保険税調定額 (千円)	被保険者	
	被保険者総数	世帯数		1人当たり税額 (円)	1世帯当たり税額 (円)
平成11年度	17,291	9,125	1,234,424	71,391	135,279
平成12年度	17,664	9,394	1,314,697	74,428	139,951
平成13年度	18,329	9,843	1,351,942	73,760	137,351
平成14年度	18,887	10,180	1,377,548	72,936	135,319
平成15年度	19,423	10,545	1,405,762	72,376	133,311
平成16年度	19,670	10,766	1,473,061	74,889	136,825

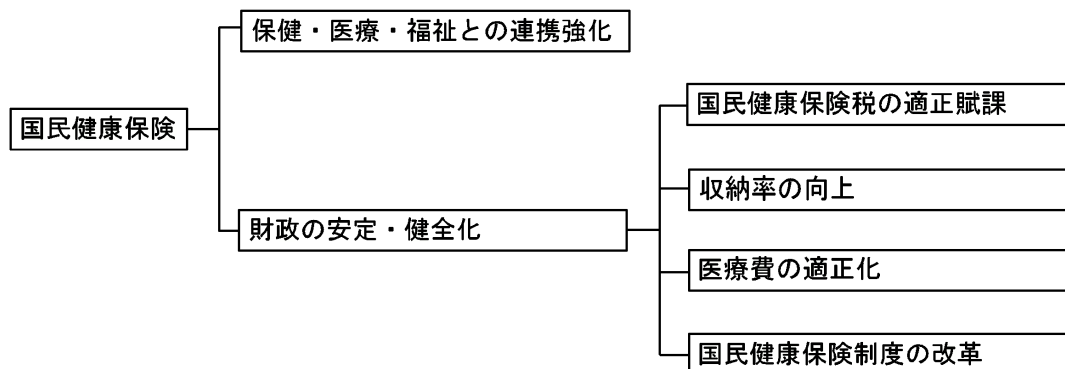
(注)各数値は年度内の月平均による

資料：健康増進課

〔施策の基本方向〕

市民の健康と生命を守る国民健康保険事業は、高齢化社会の到来とともにますます重要性を増してきている。本事業を健全に運営していくために必要な施策の推進に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 保健・医療・福祉との連携強化

市民が健康で文化的な生活を維持するため、保健・医療・福祉との連携強化を図り、市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の充実に努める。

2. 財政の安定・健全化

(1) 国民健康保険税の適正賦課

中間所得者層の税負担の公平化や、財政基盤の安定化を図るため、応能・応益比率の見直しを行うとともに、保険税（率）の適正化を検討する。

(2) 収納率の向上

適正な目標収納率を設定し、徴収体制の整備強化を図り、休日・夜間の電話催告や戸別徴収などで収納率の向上を図る。その一方で、国民健康保険の制度や役割の認識を深めるための啓発活動を強化するとともに、法の改正で義務化された資格証明書、短期被保険者証の交付を有効に活用し、税滞納者に対するきめ細かい納税相談を積極的に実施する。

(3) 医療費の適正化

保健・医療・福祉の組織機構の連携を強めるとともに、健康診査や健康相談、健康教育など、市民の健康保持や疾病予防活動を積極的に推進する。

(4) 国民健康保険制度の改革

国民健康保険制度が将来も安定的に機能し得るような制度の改革に向けて、国、県に対し積極的な要望を展開する。

2 国民年金

〔現状と課題〕

平成13年度までは、国民年金推進員2名が保険料徴収事務を行っていたが、平成14年度から国の大幅な事務改善があり、市町村に事務委任されていた保険料徴収事務が廃止になった。今後は、年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組みを推進していく。

表: 拠出制国民年金の推移

(単位: 人)

年 度	被 保 険 者 数					免 除 者 数		
	総 数	強 制 加 入 者			任 意 加 入 者	総 数	法 定 免 除	申 請 免 除
		計	1号	3号				
平成11年度	11,685	11,531	7,088	4,443	154	3,335	600	2,735
平成12年度	11,523	11,372	7,136	4,236	151	3,365	613	2,752
平成13年度	11,548	11,414	7,395	4,019	134	3,456	643	2,813
平成14年度	11,588	11,447	7,562	3,885	141	2,473	675	1,798
平成15年度	11,487	11,318	7,571	3,747	169	2,532	678	1,854
平成16年度	11,331	11,147	7,474	3,673	184	2,800	679	2,121

資料: 市民課

〔施策の基本方向〕

健康で文化的な市民生活の基礎は、安心して暮らせる経済力が必要不可欠である。このため、国民年金制度を長寿社会を支える基礎的な事業として位置付け、啓発などの施策の推進に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 無年金者の防止

被保険者に対し納付勧奨や申請免除制度、任意加入制度の説明などで加入指導を行い、未加入被保険者の発生防止に努める。また、広報紙による年金制度への理解を求め、無年金者の発生防止に努める。

2. 保険料収納率向上の啓発

口座振替の推進、未納者の納付催告及び個別納付指導を行ったことにより収納率は向上したが、平成14年度からは保険料徴収事務が国の業務となった。保険料収納対策として、口座振替の推進など自主納付者を奨励し、保険料の滞納防止に努める。また、納付困難者に対しては、適切な免除指導を行う。

第3章 豊かな生活環境の創造

第1節	上水道	47
第2節	下水道	50
第3節	消防・防災	
1	消防	53
2	防災	57
第4節	交通安全	59
第5節	情報化	61
第6節	環境衛生	
1	し尿処理	63
2	じん芥処理	66
3	環境保全	68

第1節 上水道

〔現状と課題〕

本市の上水道は、昭和6年10月に上水道施設の起工を行い、昭和8年2月に一部給水を開始して以来これまで9次にわたって拡張工事を行い、断水のない水道として安全で良質な水道水の安定給水を堅持してきたが、今後もこれを維持するために対処していかなければならない。

給水区域については、本市の行政区域の他に昭和46年5月、遠賀町を給水区域に加え、1市1町を給水区域としている。また別途、水巻町にも一部分水している。

一方、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、昭和56年3月に浄水処理能力12,900m³/日の西部浄水場を完成させ給水を開始した。

この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700m³/日と合わせて計32,600m³/日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強している。

さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を平成12年度に着工、平成15年3月に完成した。これらにより将来とも安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となった。

水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をたどっていたことから、昭和56年6月、全国で初めての回転円盤法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水の^{*}p h値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めている。

しかしながら、今後も農薬などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、^{*}クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となる。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望に広がっている。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となる。

今日まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は4.5%増加しているが、給水人口は2.5%減少し、給水量は横ばいとなっている。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられる。

上下水道局にとって、水道水を安心して、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもないが、より多様化する利用者の要望に応えるための施設の改良が必要である。そのためには、今後も健全経営を堅持しなければならない。

同時に、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努め、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければならない。

表: 中間市上水道事業給水状況

年 度	年間給水量 (m^3)・A	年 間 有 効 水 量(m^3)・B			有 効 率 (%)・B/A	営業収益 (円)
		総 数	有収水量	無収水量		
平成11年度	7,492,990	6,788,649	6,661,268	127,381	90.6	1,064,283,478
平成12年度	7,582,372	6,877,211	6,755,894	121,317	90.7	1,083,280,321
平成13年度	7,595,938	6,897,112	6,775,577	121,535	90.8	1,079,276,084
平成14年度	7,603,506	6,911,587	6,789,931	121,656	90.9	1,091,334,326
平成15年度	7,401,625	6,735,479	6,617,053	118,426	91.0	1,041,532,056
平成16年度	7,508,464	6,832,702	6,712,567	120,135	91.0	1,063,545,735

資料: 上下水道局

表: 上水道の実績と推計

項目 平成	給 水 区域 内 人 口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日最大 給水量 (m^3 /日)	1日平均 給水量 (m^3 /日)	一人1日 最 大 給水量 (ℓ)	一人1日 平 均 給水量 (ℓ)	公称施設 能 力 (m^3 /日)
11年度	69,505	69,404	99.85	26,403	20,473	380.4	295.0	32,600
12年度	69,200	69,101	99.86	25,494	20,774	368.9	300.6	32,600
13年度	68,490	68,392	99.86	26,406	20,811	386.1	304.3	32,600
14年度	68,334	68,236	99.86	26,153	20,832	383.3	305.3	32,600
15年度	68,315	68,216	99.86	27,932	20,223	409.5	296.5	32,600
16年度	67,748	67,649	99.86	25,660	20,571	379.3	304.1	32,600
17年度	67,252	67,157	99.86	26,028	20,823	387.2	309.8	32,600
18年度	66,740	66,646	99.86	26,012	20,809	390.0	312.0	32,600
19年度	66,175	66,082	99.86	25,977	20,781	392.8	314.2	32,600
20年度	65,551	65,459	99.86	25,920	20,736	395.6	316.5	32,600
21年度	64,864	64,773	99.86	25,838	20,670	398.6	318.9	32,600
22年度	64,112	64,022	99.86	25,729	20,583	401.5	321.2	32,600
23年度	63,292	63,203	99.86	25,591	20,473	404.6	323.6	32,600
24年度	62,400	62,312	99.86	25,420	20,336	407.6	326.1	32,600
25年度	61,436	61,349	99.86	25,217	20,174	410.7	328.6	32,600

※16年度までは実績数、17年度以降は推計数

資料: 上下水道局

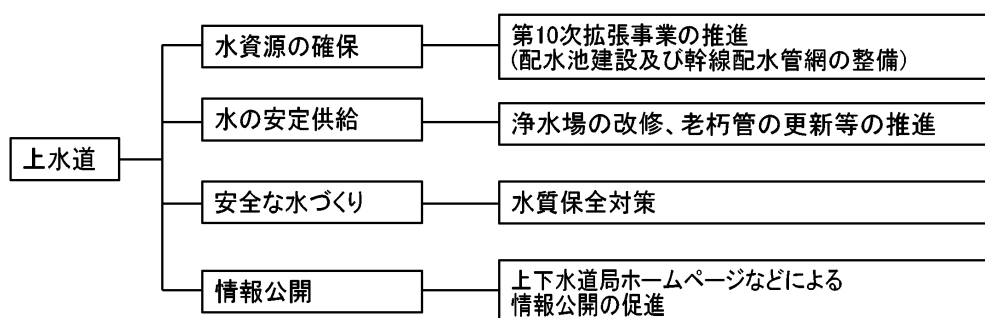
〔施策の基本方向〕

本市のここ10年間は、少子・高齢化、給水人口の減少など社会情勢の変化から、当初想定していたほど給水量の増加はなかったが、水道水の安定供給堅持のために、老朽化した唐戸浄水場の改修を行った。

今後も、安心して飲める水づくりのため、検査体制の強化・充実に努めると同時に、経年老朽管の更新対策を進め、水の安定供給をより高める施策を展開する。

さらに、情報公開を徹底し、住民の信頼を得て事業を行う。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 水資源の確保〔第10次拡張事業〕

平成6年の少雨による異常渇水により、九州北東部特に福岡県は、福岡市を中心とした都市圏の市町村で時間給水や夜間断水を強いられた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

このような不測の事態に備え、安定した給水体制の確立のために、配水池建設や幹線配水管網の整備、またクリプトスポリジウムなどの病原菌対策、そして、より良質の水道水提供のための高度処理施設の設置及び遠賀川河口堰利水分14,660m³の浄水確保などを総合的に考慮した本事業を推進する。

2. 水の安定供給

水の安定供給として、漏水防止対策は重要な施策で経年老朽管の更新対策や、定期的な漏水調査などの漏水防止対策に努め有収率の向上を図る。

また、老朽化の進む西部浄水場の改修を行う。

3. 安全な水づくり

農薬などに含まれている微量化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策により、安全でおいしい水づくりをめざし、水質基準の改正に伴う検査体制の強化・充実に努める。

4. 情報公開

上下水道局ホームページにより、水道水質情報・経営状況・各種住民向けお知らせなどの情報を提供し、住民の安心と信頼を得て、事業を円滑に行う。

第2節 下水道

〔現状と課題〕

下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共用水域の水質保全という重要な役割をもっている。

本市の公共下水道事業は、平成6年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手した。その後、遠賀川下流域下水道（中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成）が平成7年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行った。

本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を64,000人とした。

なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は510ha、計画処理人口は29,850人となっている。

本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは平成7年度からであるが、大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、平成11年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始している。

遠賀川下流域浄化センターは平成15年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となっている。また、平成11年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっている本市東部地区の汚水も、平成18年4月には遠賀川下流域浄化センターでの処理が可能となる。

本市の平成17年度末の普及率は37%で、水洗化率は73%となっている。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要がある。

〔施策の基本方向〕

下水道整備は、生活環境の改善・向上になることはもちろんであるが、中間市環境基本計画にもあるように、河川や池沼への汚濁負荷の流入低減を行うことにより、自然環境に対しても良い影響を与える。なかでも水資源に対しては、水質の保全に寄与するのみならず、処理水の有効な再利用を図り、市民生活に密着した事業として位置付ける。

流域下水道については、遠賀川下流域浄化センターが平成15年7月に供用開始したが、今後関係自治体（遠賀町、鞍手町、水巻町）と県に対して、維持管理費の削減や関連公共下水道と整合性ある拡張計画について要望をしていく。

公共下水道については、今後も計画的に下水道整備を行い、平成26年までには、普及率70%をめざして努力する。また、既存の曙、中鶴地区の地域下水道施設については、適正な維持管理を行っていく。

合併処理浄化槽については、公共下水道の認可区域の拡大により縮小傾向となるが、今後も、生活環境の改善に向け、設置を進める必要がある。

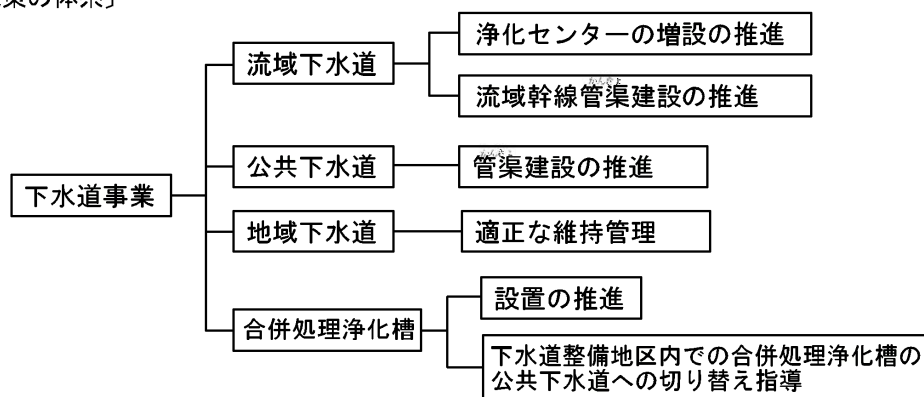
表:下水道普及人口

年度	行政人口(A)	処理可能		水洗化		普及率(%)		
		戸数	人口(B)	戸数	人口(C)	B/A	C/A	C/B
平成7年度	50,482	2,399	5,998	2,085	5,213	11.9	10.3	86.9
平成8年度	50,286	2,399	5,998	2,085	5,213	11.9	10.4	86.9
平成9年度	50,069	2,399	5,998	2,085	5,213	12.0	10.4	86.9
平成10年度	49,866	3,893	9,733	2,468	6,170	19.5	12.4	63.4
平成11年度	49,723	4,692	11,730	3,296	8,240	23.6	16.6	70.2
平成12年度	49,322	5,514	13,785	4,035	10,088	27.9	20.5	73.2
平成13年度	49,065	6,204	15,510	4,654	11,635	31.6	23.7	75.0
平成14年度	48,831	7,122	17,805	5,307	13,268	36.5	27.2	74.5
平成15年度	48,757	7,816	19,540	6,157	15,393	40.1	31.6	78.8
平成16年度	48,327	8,526	21,315	6,748	16,870	44.1	34.9	79.1
平成17年度	47,979	9,376	23,440	7,263	18,157	48.8	37.8	77.5

(注) 公共下水道及び地域し尿処理施設の数値

資料: 下水道課

〔施策の体系〕



〔計 画〕

公共下水道については、平成17年度末までの普及率は37%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために毎年36haを目標に整備する。

今後10年間で整備予定の区域

- ・西部地区：垣生地区、砂山地区
- ・東部地区：桜台地区、通谷地区、朝霧地区、小田ヶ浦地区、弥生地区、中尾地区
中央地区、東中間地区、中間地区、岩瀬地区

1. 流域下水道

(1) 浄化センター増設の推進

中間市及び遠賀町、鞍手町、水巻町の下水道普及に先行した処理施設の増設を求めていく。

(2) 流域幹線管渠建設の推進

中間市区域内の幹線はほぼ完了しているが、遠賀町・鞍手町・水巻町3町の幹線整備を進め、浄化センターの早期経営健全化に努める。

2. 公共下水道

(1) 管渠建設の推進

年間、1,500から1,600人が新規に公共下水道を利用できるよう面整備など、管渠の敷設を進めていく。

3. 地域下水道

(1) 適正な維持管理

公共下水道に接続するまでの間、円滑に処理していくことができるよう、中鶴処理場及び曙処理場を適正に維持管理する。

4. 合併処理浄化槽

(1) 設置の推進

公共下水道認可区域外の地区における合併処理浄化槽設置を推進し、生活環境の改善を図っていく。

(2) 下水道整備地区内での合併処理浄化槽の公共下水道への切り替え指導

公共下水道が整備された地区の合併処理浄化槽を、維持管理費の安価な公共下水道へつなぎ替えるよう指導し、生活環境の一層の改善を図っていく。

第3節 消防・防災

1 消防

〔現状と課題〕

本市の消防体制は、1 消防本部・1 消防署で組織され、消防署には水槽付消防ポンプ自動車をはじめ15台を保有し、一方、消防団については1本部・5分団で組織され、消防ポンプ自動車5台、団指揮車1台を備え、運営している。

消防施設の充実強化については、消防署所管の屈折はしご付消防ポンプ自動車を30m級はしご付消防自動車に、救急車2台を高規格救急自動車にそれぞれ更新し、水槽付消防ポンプ自動車も更新、また消防隊員の火災現場での安全確保のためISO（国際標準化機構）に準拠した防火衣を全職員に貸与、整備している。

しかし、救急自動車の出動回数が年々増加の傾向にあることに伴い、2台、3台が同時出動する事態が多く発生していることから、救急自動車については適正な要請を求めるように啓発を強化しなければならない。

消防団所管の消防ポンプ自動車は、これまで適宜、消防車両を更新整備してきたが、更新していない車両については計画的な更新整備の必要がある。

高度救命処置の確立については、救急需要の増加や高度救命技術の市民ニーズに応えるためにも今後も救急救命士の養成が必要となっている。

また、救命率向上のために一般市民でもAED（自動体外式除細動器）が使用できるよう法令の改正がなされたことから、市民に対する救急講習を促進しなければならない。

市民の生命・身体・財産を守るためには、ますます複雑多様化する各種災害に適切に対応し、消防施設の充実強化及び警備人員の増強など消防力の強化と防火に対する啓発が最大の課題である。

特に、高層化、深層化する建造物に対して立体的防御対策と高規格救急自動車をはじめとする高度救命処置資機材の整備拡充及び救急救命士の養成教育並びに市民への救命講習の普及は、これからの近代消防に欠かせないものである。

また、消防行政の充実・強化及び効率化のためには、広域化の推進を図る必要がある。

表: 消防本部及び消防団の体制

区 分		数量	摘 要
消 防 本 部	水槽付消防ポンプ自動車	1台	
	消防ポンプ自動車	2台	
	化学消防ポンプ自動車	1台	
	はしご付消防自動車	1台	
	救助工作車	1台	
	電源照明車	1台	
	資機材搬送車	1台	
	指揮車	1台	
	救急自動車	3台	内、1台は予備車
	広報車	1台	
	訓練指導車	1台	
	公用車	1台	
	計	15台	
	消防職員	53人	
消 防 団	消防ポンプ自動車	5台	5個分団
	団指揮車	1台	
	計	6台	
	消防団員	175人	内、女性団員18人

平成17年度末現在

資料: 消防署

図: 火災発生件数及び損害額

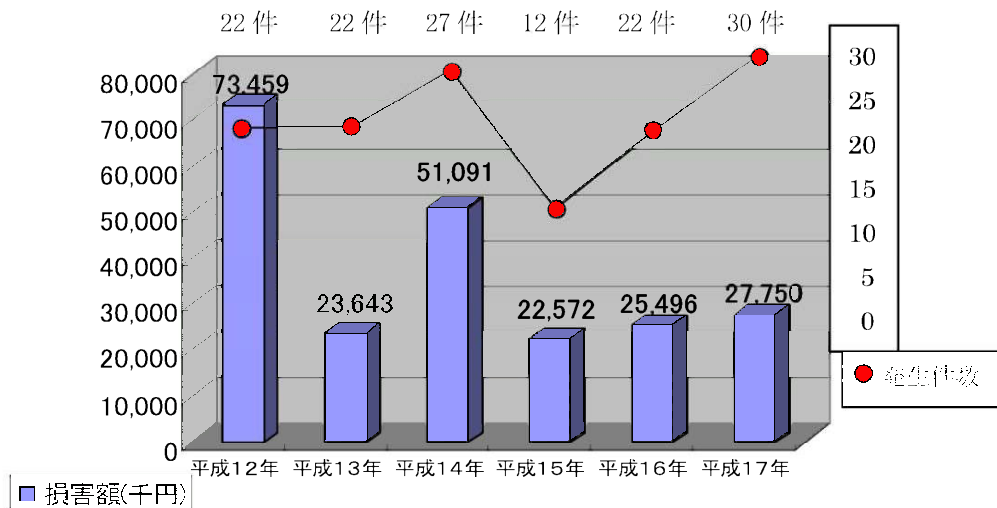
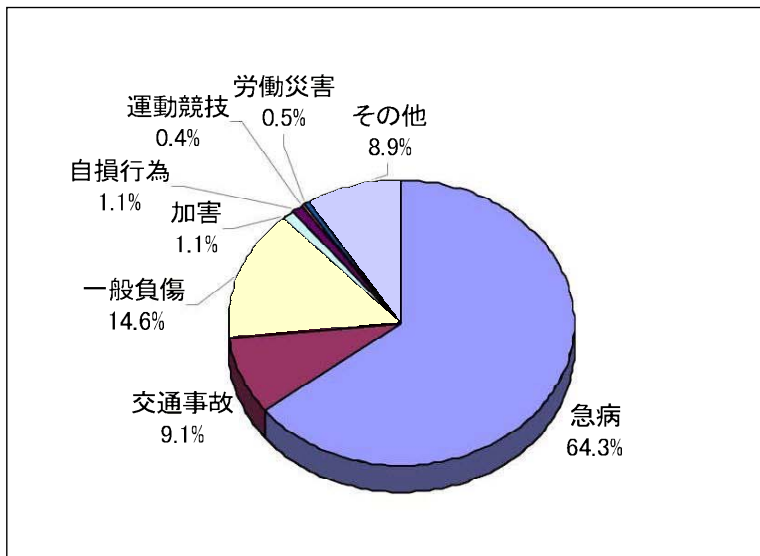


表: 事故種別救急搬送人員

年	総数	急病	交通事故	一般負傷	加害	自損行為	運動競技	労働災害	その他
平成 12 年	1,758	1,051	241	216	16	30	7	17	180
平成 13 年	1,783	1,059	232	244	20	25	12	15	176
平成 14 年	1,862	1,098	220	241	27	22	13	15	226
平成 15 年	1,841	1,050	205	270	17	34	9	7	249
平成 16 年	1,924	1,196	177	255	18	29	11	7	231
平成 17 年	2,089	1,344	190	304	23	24	9	10	185

資料: 消防署

図: 平成17年 事故種別搬送状況



資料: 消防署

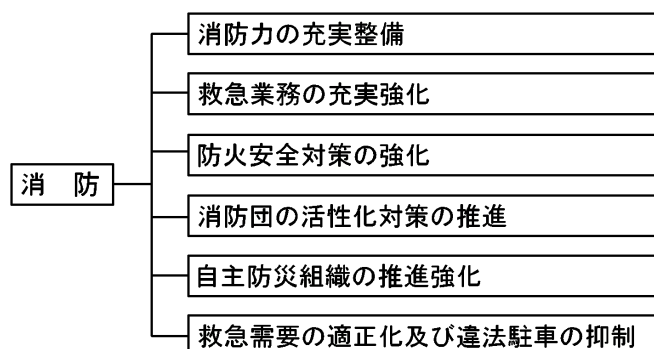
〔施策の基本方向〕

地域住民の生活基盤の安全確保と災害による被害の軽減を図るため、地域に密着した防災機関として災害に強いまちづくりを推進する。

また、都市化の進展に伴い複雑・多様化する災害に対し、防災対策と専門知識の向上のために消防組織体制の充実、火災予防活動の推進、消防機械力及び消防水利の充実並びに救命・救急体制の整備を図る。

その救命・救急体制の一つとして、高齢者福祉対策である緊急通報システムを介護保険課との連携により、平成3年11月から消防署にセンターを設け対応しているが、今後はより一層の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 消防力の充実整備

都市化の進展による地域生活環境の変化に伴い、消防に対するニーズの増大や多様化などは、消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務である。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な配備充実に配慮しつつ、消防力の一層の整備を図る。

2. 救急業務の充実強化

交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化などにより、救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大されつつあることから、救急業務体制の充実を図ることが当面の大きな課題となっている。このため救急救命士の養成、さらに高規格救急自動車及び高度救急救命処置資機材の配備を促進する。

さらに、救急業務などの啓発にあたっては、早期の応急手当が傷病者の救命率の向上になることから、市民に対する応急手当方法の指導、普及および啓発用資機材の配備などを積極的に推進する。

3. 防火安全対策の強化

建物火災による死者は、高齢者、身障者などの、いわゆる災害弱者の占める割合が極めて高い。今後高齢化がますます進展することが予測されることから、建築関係部署と協議を図りながら総合的な住宅防火対策の積極的な推進を図る。

4. 消防団の活性化対策の推進

消防団は、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防御活動、地域に密着した予防活動、啓発活動などに大きな役割を果たしている。近年、団員数の減少、高齢化、サラリーマン団員の増加といった傾向が顕著となりつつあることから、消防団の施設整備の充実、団員の能力活用方策についての検討、処遇の改善、青年層や女性層の団員活動への積極的な参加を促すなどの活性化を行い、市民の安全の確保を図る。

5. 自主防災組織の推進強化

住民の自主的かつ積極的な防火活動を推進するために、企業や町内会などを活用した自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどの組織の強化拡大を図る。

6. 救急需要の適正化及び違法駐車抑制

救急需要は毎年増加の傾向にあり、安易な発熱や風邪といった軽度の症状でも救急車を利用していることから抑制する必要がある。また、市内に違法駐車などが見受けられ、緊急走行車両の通行に支障をきたすばかりでなく、はしご付消防車が近寄れない地域があることから、市民に対し「救急車の正しい利用のしかた」や「違法駐車禁止」などの啓発を徹底・強化する。

2 防 災

〔現状と課題〕

地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、わが国における地震はいつ、どこでも発生することを想定しなければならない。いったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせる。

このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握するように努め、十分な防災対策を講じる必要があり、併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であると同時に、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要である。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要である。

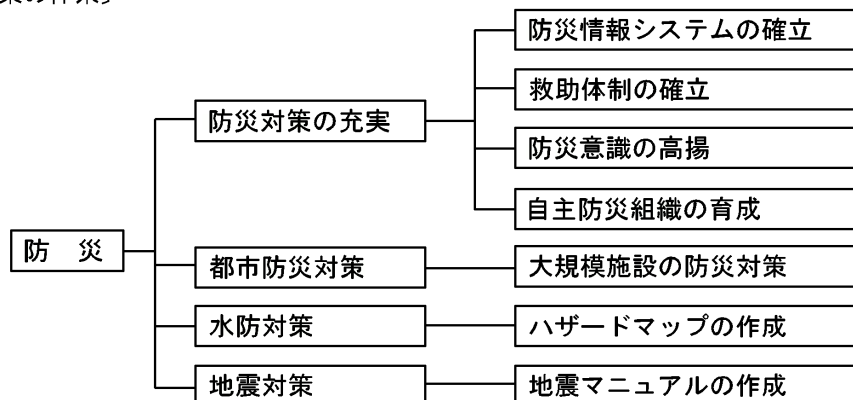
洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等の見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要がある。

〔施策の基本方向〕

災害から市民の生命、身体、財産を守り安心して暮らせる環境整備に努めるため、[※]ライフラインや危険物施設の定期点検、通信設備の充実や通信網の整備、インターネットによる情報提供などを計画的に進める。

また、災害に対する心構えを確立するため、多くの地域住民・企業などと協力して、実態に即した総合的な演習などにより、日頃の地域の協力体制と自主防災意識の高揚に努め、災害に強い都市づくりを推進する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 防災対策の充実

(1) 防災情報システムの確立

災害時の情報伝達手段として、県防災行政無線及びふくおかコミュニティ無線を活用した、無線ネットワークの確立を目指す。

(2) 救助体制の確立

初動対応の充実と的確な状況判断のもと、応援要請の必要性、消火・救出、医療救護、避難経路の確保、避難場所の整備など市民の安全の確保に努める。

(3) 防災意識の高揚

地域住民、企業と接することが理解を深めることに大きな効果が期待されることから、防災訓練、消防操法、予防広報、防火診断など地域住民と接する活動を積極的に展開し市民の防火意識を高める。

(4) 自主防災組織の育成

「自分たちの命は自分で守る」「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自助、相互扶助の精神による共助を基本に、ボランティアや町内会、企業などを母体にした自主防災組織の育成を図る。

2. 都市防災対策

近年、大規模商業施設や中高層集合住宅などが多く立地してきている。これらに対する防災対策指導や災害対策の充実に努める。

3. 水防対策

中間市水防計画に基づき、河川の氾濫、土砂災害及び浸水などの恐れのある危険箇所の巡視などを一層強化するとともに、災害の未然防止、気象などに関する情報の収集・伝達並びに水防体制、情報連絡体制及び警戒避難体制の整備に努める。

4. 地震対策

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応と被害を軽減するため、地域防災計画の実効性を確保することができるよう対応手順などの具体的なマニュアルを策定し、総合的な防災対策の整備を推進する。

第4節 交通安全

〔現状と課題〕

本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にある。

一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、交通事故の発生件数や交通事故死傷者が年々増加している。なかでも、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる傾向が多くみられる。

交通安全教育の実施や街頭キャンペーンなどを行い、交通安全教育の普及に努めるとともに、交通マナーの改善に努めたが、交通事故発生件数の改善はみられていない。今後も一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、交通安全教室などの啓発活動をとおして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通モラルの向上を推進する。

表：交通事故発生状況(中間市内)

年次	交通事故(人身事故)		
	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成10年	321	4	397
平成11年	374	2	458
平成12年	431	4	538
平成13年	364	0	448
平成14年	385	2	484
平成15年	400	5	500
平成16年	399	0	507

資料：折尾警察署

表：市区町別交通事故発生件数(折尾署管内)

(平成16年1月1日～12月31日)

区分	発生件数		死者数		負傷者数	
		前年比 増減数		前年比 増減数		前年比 増減数
市区町						
総数	2,052	6	4	-10	2,560	-22
八幡西区(一部)	940	-6	3	0	1,173	7
中間市	399	-1	0	-5	507	7
水巻町	257	-7	0	-3	306	-34
岡垣町	209	16	0	-2	267	16
芦屋町	63	-13	0	0	77	-19
遠賀町	184	17	1	0	230	1

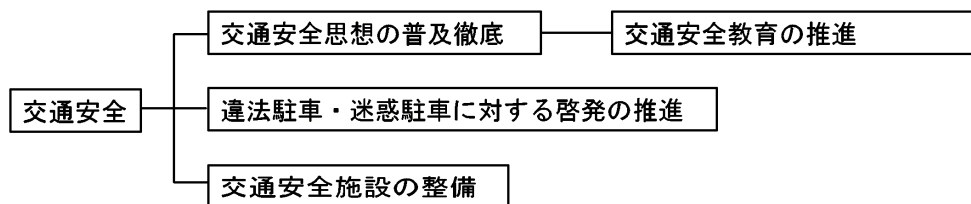
資料：折尾警察署

〔施策の基本方向〕

交通安全教育の実施や交通安全週間における街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及、啓発を実施し、交通安全意識の高揚、交通モラルの向上を図るとともに、交通安全施設の整備を図る。

また、交通事故を誘発する違法駐車や迷惑駐車についても、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者とならないよう市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 交通安全思想の普及徹底

市民の安全確保のため、街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及に向けた啓発を推進し、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関と連携しながら交通安全教育の普及に努めるなど、幅広い活動の推進により、交通マナーの改善に努める。

2. 違法駐車・迷惑駐車に対する啓発の推進

違法駐車や迷惑駐車は、交通弱者である幼児や高齢者、障害者ばかりではなく、車両などの円滑な通行を阻害することから交通事故を誘発する要因となっており、特に歩行者が交通事故の被害者になることが危惧されることから、違法駐車・迷惑駐車をなくすため、市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

3. 交通安全施設の整備

市民の安全な歩行空間と車両の安全かつ円滑な道路の確保、その他安全上必要な施設又は工作物を設置し事故防止を図る。特に見通しの悪い交差点等の箇所道路反射鏡を設置し、交通の円滑を図るため路面に区画線及び路面表示を行う。また、夜間の交通の安全を図るため、街路灯を道路状況にあわせて設置する。

第5節 情報化

〔現状と課題〕

国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤である市内LANの整備に伴い、平成14年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおi（愛）ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方向通信が、また市民との双方向の通信が可能となった。

さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など4ヶ所に、市民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっている。

また、地域ITリーダーが講師となり市民向けIT講習会についても毎年秋に実施しており、市民も多数受講していることからIT化への進展が図られているが、市民のインターネット利用率は50%に達していないことから、IT講習の拡充を図る必要がある。

今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要である。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにもアプリケーションの共同利用を推進していく必要性が生じている。

〔施策の基本方向〕

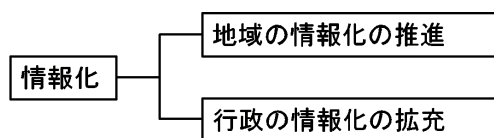
行政機関では、パソコンの配置も一応整備されたが、老朽化に伴う買い換え時期を迎えている。一方では、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要であるとともに、情報、特に個人情報の漏洩防止にも努めなければならない。

また今日、市民においてはインターネットの利用率が50%に達していない現状を踏まえ、IT講習の内容、講習方法などの手法を検討し、拡充を図っていく。

さらに、ITコストを抑えながら住民に質の高いサービスを提供するため、アプリケーションの共同利用を推進していく。

北九州市ほか16市町村が加入している「北九州地区電子自治体推進協議会」において、「北九州e-PORTセンター」を利用しアプリケーションなどの共同利用を推進し、関係自治体の連携により、地域住民のサービス向上を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 地域の情報化の推進

市民地域ITリーダーを活用し、市民IT講習会などで、^{*}ITリテラシーを向上し、市民誰もがIT社会へ適応できるよう推進する。

2. 行政の情報化の拡充

情報通信基盤の整備に伴い、文書管理システムなどのアプリケーションを低コストで利用するために、他自治体との共同利用を推進する。

第6節 環境衛生

1 し尿処理

〔現状と課題〕

現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始しているが、汲取り世帯は減少してきているものの依然として多い状況である。環境への負荷軽減のため、地域の実情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要がある。

平成15年度より遠賀川下流域浄化センターが稼働し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっている。また、遠賀川下流域浄化センターの稼働が、本市の公共下水道普及率増加へつながっている。

公共下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要がある。

下水道認可区域外については、今後増加すると思われる年金受給世帯などにおいては経済的に合併処理浄化槽の導入が難しいと考えられるので、合併処理浄化槽導入に対して必要な措置を検討する必要がある。

市内のし尿処理は、し尿、汚泥とも遠賀・中間地域広域行政事務組合のし尿処理施設である「曲水苑」で行っている。公共下水道網の整備が進むなかで、し尿汲取りを必要とする家庭の減少に伴い処理量も減少してきているが、適正な維持管理のもとで引き続き汲取り業務は必要である。更なる処理体制の充実を図るとともに、将来的にはし尿処理施設である曲水苑での処理量を公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置により減らすことが目標となる。

表：合併処理浄化槽設置補助金利用状況

(単位：基)

年 度 \ 区 分	設置数	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～50人槽
平成11年度	55	16	30	3	6
平成12年度	39	7	22	3	7
平成13年度	38	13	16	3	6
平成14年度	31	14	12	2	3
平成15年度	29	11	8	3	7
平成16年度	24	6	13	0	5

資料：下水道課

表：し尿処理の状況

区分 年度	処理計画人口 (人)	処理人口 (人)	年間総収集 量 (kℓ)	施設処理		自家処理	
				処理施設処理 (kℓ)	その他 (kℓ)	し尿浄化槽 (kℓ)	その他 (kℓ)
平成12年度	49,474	25,639	32,180	32,180	0	7,954	14
平成13年度	49,118	26,556	30,878	30,878	0	8,281	9
平成14年度	48,902	24,849	29,310	29,310	0	6,051	6
平成15年度	48,757	23,601	28,159	28,159	0	7,225	3
平成16年度	48,327	22,169	27,118	27,118	0	7,519	2

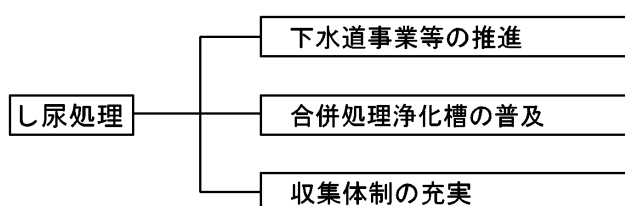
資料：環境保全課

〔施策の基本方向〕

中間市環境基本計画により水質保全のため、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく。下水道事業認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。また、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換していく。

公共施設への合併処理浄化槽導入を進めるとともに、助成制度の拡充等により一般家庭における合併処理浄化槽の設置を促進する。そのために、公共下水道との調整を図りながら、し尿処理サービスの向上に努める必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 下水道事業等の推進

公共下水道の計画、事業実施を推進する。下水道処理区域外地域と認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。

2. 合併処理浄化槽の普及

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図るために平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を利用して、一般家庭における合併処理浄化槽の普及に努め、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進する。また、公共施設への合併処理浄化槽導入を進める。

3. 収集体制の充実

日常業務であるし尿収集について、衛生的な収集体制の整備を図り、衛生サービスの一層の向上に努める。

2 じん芥処理

〔現状と課題〕

じん芥処理については、平成13年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入した。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年15,900t前後で推移しており、処理費については、平成16年度で3億9千万円要している。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が平成18年度までとなっているが、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、平成19年度からは北九州市と一体となった資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、現在、広域組合と1市4町が北九州市と協議を進めている。

資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、ビン・罐の再資源化を図っているが、分別品目の追加施設の建設などについて検討している。

表:じん芥処理の状況

区 分 年 度	処理人口 〔人〕	年間総収集量 (t)	焼却量 (t)	埋立量 (t)	資源化 (t)
平成13年度	48,882	15,919	14,831	446	642
平成14年度	48,658	15,933	14,849	465	619
平成15年度	48,852	15,895	14,842	326	727
平成16年度	48,094	15,731	14,662	289	780

資料:環境保全課

表:平成16年度 遠賀・中間地域広域行政事務組合

岡垣清掃センターへの搬入量(47,480t)の加入団体別割合

区 分	構成団体	搬入量(t)	割合(%)
可燃ごみ	中間市	14,097	33.83
	全 体	41,673	100.00
不燃ごみ	中間市	407	29.49
	全 体	1,380	100.00
粗大ごみ	中間市	537	23.39
	全 体	2,296	100.00
資源ごみ	中間市	690	32.38
	全 体	2,131	100.00

資料:環境保全課

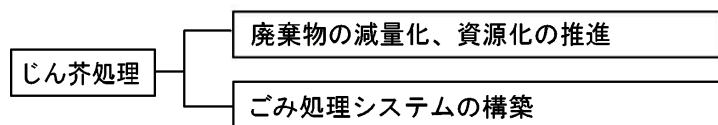
〔施策の基本方向〕

遠賀・中間地域については、総収集ごみ量の一人一日平均排出量は県の平均より低いレベルであるが、更にごみの減量化・資源化を図るため、4種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ）を行うとともに、ペットボトル、発泡食品トレイ、紙パックの3品目は回収ボックスによる拠点回収を行う。また、家庭用食用廃油の回収を進めているところであるが、水質汚濁防止のためにも、更なる普及啓発と廃油回収の促進を図る。家庭から出る使用済乾電池については、環境保全及び資源の有効利用の見地から、回収の促進を図る。

また、都市化や生活様式の多様化により、年々増加傾向にあるごみの処理に対し、住民の快適な生活環境を保全し、年々増加し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の現況を把握し、かつ、資源循環型社会の構築に向けてごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図る。

さらに、廃棄物の発生と排出の抑制（リデュース）、廃棄物の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するために、行政、住民及び事業者などがひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するよう資源循環型社会システムを構築する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 廃棄物の減量化、資源化の推進

平成13年4月に、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザが整備され、ごみの減量化とリサイクルの確立に向けて推進しているところである。また、ごみの減量化を推進するため、引き続き生ごみの堆肥容器の普及啓発を図り、ごみの減量化及び資源化を進めるため、新聞・ダンボールなど、資源回収団体への奨励を引き続き行う。

今後一層の施策推進のため、住民・事業者・行政などがそれぞれの役割を確立し、廃棄物の減量化、資源化の推進を図る。

2. ごみ処理システムの構築

現在のごみ処理体系の状況を把握し、排出から収集処理処分における問題点を抽出し、一般廃棄物（ごみ）処理の現況を把握するとともに、人口及びごみ量の見通しについては、行政区域内人口、計画収集人口及び発生原単位を予測し、計画排出量とその性状を設定する。

そうしたなかで、住民・事業者・行政などが共に行うごみの減量化・資源化を含むごみ処理システムを構築する。

3 環境保全

〔現状と課題〕

地域住民の生活に身近な都市環境や生活関連の環境問題から、地球温暖化による気候変化、森林の減少、土壌劣化、砂漠化など様々な環境汚染、環境破壊が進行し、地球規模での環境問題に対する対応が大きな課題として取りざたされている。

都市化、生活様式の多様化による生活雑排水の増大、騒音、悪臭苦情などの都市型公害の増大により快適な生活環境や自然環境の喪失が大きな問題となっているが、本市においては、河川、ため池の水質に関わる市民の評価は低く、生活排水による汚濁も見られる。そのためには、川やため池への汚濁負荷の流入低減を目的に、公共下水道などをはじめ、生活排水処理施設の整備に努めなければならない。

騒音についての苦情は家庭生活、サービス業などに起因するものとしては毎年数件であり、道路騒音については、ほぼ環境基準を達成しているが、交通量の増加に伴い地域の実情に応じた道路整備などを検討しなければならない。

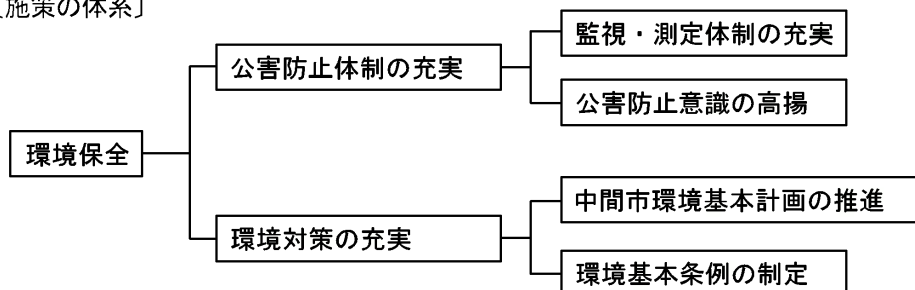
悪臭については、野外での廃棄物の焼却で、洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないといった苦情が年々多く寄せられている。不適切な廃棄物の焼却は、ダイオキシンの発生など環境保全上問題であり、啓発、指導の徹底が必要である。

これらの環境問題への取組みについては「環境」、「共生」、「参加」を基本として、市民とともに足元の身近な問題に取り組み、公害のないまちづくりを目指して一層の努力が必要である。

〔施策の基本方向〕

本市の総合的な環境施策推進の最上位計画である「中間市環境基本計画」に基づき、地球環境保全を視野に入れつつ、自然環境との共生や循環型社会を目指し、良好な環境づくりを通して人に優しい環境のまちづくりを推進していくものとする。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 公害防止体制の充実

(1) 監視・測定体制の充実

公害問題に対する監視や苦情への対応については、遠賀保健福祉環境事務所及び関係機関との連携を図りながら指導を行っていく。

(2) 公害防止意識の高揚

公害問題については、意識を高めるため市広報紙などを通じて広報に努めているが、さらに市のホームページによる啓発を図る。

2. 環境対策の充実

(1) 中間市環境基本計画の推進

環境省の環境基本計画推進事業をもとに、平成16年度に策定した「中間市環境基本計画」を具体的に推進していく。

(2) 環境基本条例の制定

環境全般について市民・事業者・自治体の責務を明らかにし、基本理念及び施策の方針を定めることによって、総合的に環境施策を推進することを目的とした条例を制定する。

第4章 新世紀に適応した産業の振興

第1節	農 業	71
第2節	商 業	
1	商 業	74
2	消費生活の安定	76
第3節	工 業	78
第4節	雇 用	
1	失業対策諸事業	80
2	高齢者雇用対策	82
3	障害者雇用対策	83
4	中小企業雇用対策	84
第5節	観 光	86

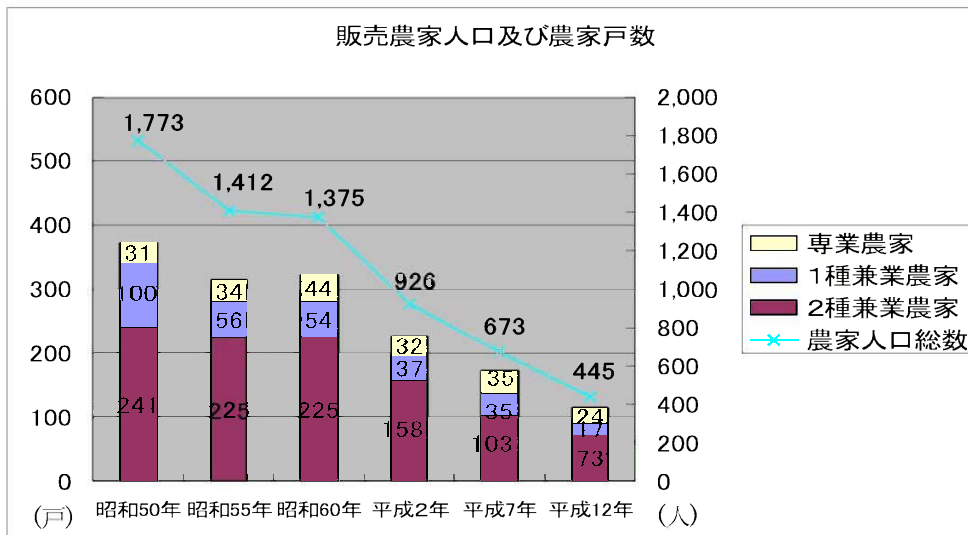
第1節 農業

〔現状と課題〕

本市の農家戸数は、農林業センサスによると、昭和60年以降年々減少し、平成7年には1,733戸、平成12年には1,49戸。農家人口は平成7年には673人、平成12年には565人といずれも減少している。また、兼業農家の増加及び高齢化により土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。また他方では、農産物の輸入自由化、米価の下落など農業を取り巻く諸情勢はさらに厳しくなっている。

このような状況を打開し、農業の振興を図っていくために、機械の共同利用、農作業の受託や共同化などといった営農組織の法人化を図る。また、土地基盤整備による生産性の向上や省力化、農用地の高度利用を図り、施設園芸への転換や付加価値の高い農産物の生産、土地利用型農業の振興などによって、魅力ある農業経営と活力ある農業環境をつくり出す必要がある。

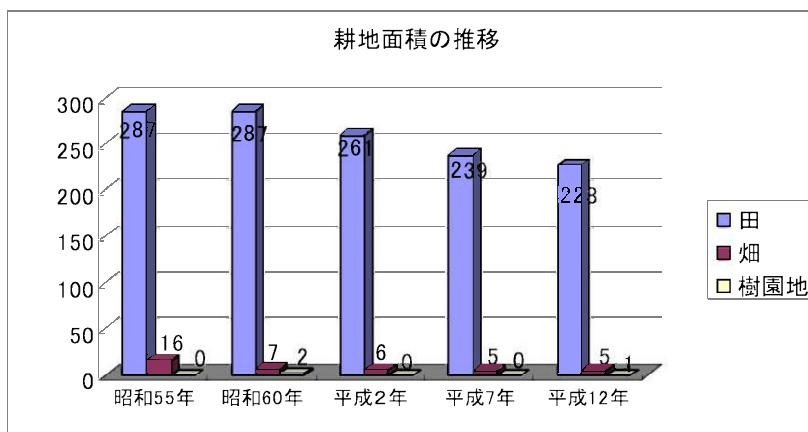
表：販売農家人口及び農家戸数



資料：農林業センサス

表：耕地面積の推移

(単位：ha)



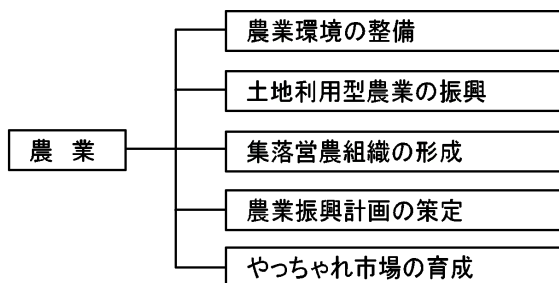
資料：農林業センサス

〔施策の基本方向〕

「食料、農業、農村基本法」が制定され、その具体的施策として「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」が策定された。この大綱の趣旨に沿い、大豆生産の拡大などの土地利用型農業の振興を図る。

また、国際化の進展、産地間競争に対応できる強い体質への農業化をめざし、集落営農の推進及び、都市近郊農業の特色を活かし、付加価値の高い農産物の生産と地産地消の形成を図るとともに、都市化が進むなかで農地の多面的機能を重視し、農地の保全と有効利用に努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 農業環境の整備

ほ場整備については、農地は鉾害復旧により区画整理がほぼ完成しているが、用排水路については、現在コンクリート底張り整備中であり、用排水分離については、上底井野地区11haが整備済みである。

また、農道については、拡幅及び舗装工事は未整備区間が多くある。

このことから、ほ場整備や用排水路、農道整備など土地基盤整備を進めることで生産性の向上を図る施策を展開していく。

2. 土地利用型農業の振興

水稲、大豆、麦の振興及び機械の共同利用、農作業の受託や共同化、露地野菜の導入や有機減農薬栽培の推進、施設園芸への転換を図ってきたが、新たにいちじくの生産が始まるなど付加価値農業の振興が図られていることから他の品目についても生産を目指していく。

3. 集落営農組織の形成

平成10年に川西地区農作業受託組合、平成11年に底井野野菜移植機利用組合、平成13年にはイチジク生産組合、また平成14年に八人町機械利用組合、平成15年には砂山地区農作業受託組合が設立されているが、法人化には至っていない。今後は、法人化が望まれることから農業者の理解と協力のもと調整に努める。

4. 農業振興計画の策定

農家の主役である農家自身の意思決定機関の組織を形成し、関係機関とともに対処すべき方向性などを決定して農業振興計画を策定する。

5. やっちやれ市場の育成

野菜生産の振興、地産地消の形成、高齢者の生きがいつくり、家庭内女性の地位向上及び消費者との対話交流の場づくりのため「やっちやれ市場」を育成する。

今後は、利便性の良い常設直売所（道の駅など）の設置が望まれるが、毎日の営業に生産者が農産物や特産品を供給できるかが課題となる。また、組合員の増員も望まれるなど、開設後の安定した運営手法の検討も必要となる。

第2節 商業

1 商業

〔現状と課題〕

これまで、市内9地区にあった任意の商店組合のうち、2地区（中尾、宮林）の組合が解散し、現在、7地区の商店組合が活動を行っている。

そのなかで、「筑前中間さくら祭」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃん祭り」などの市のイベント時に合わせて、独自のイベントに取り組む商店組合もあられ、また七夕と歳末時期には、市内全7地区の商店組合が共同で大売出しやイベントを行っているが、これらの商店街は、いずれも小規模な商店で構成されており、しかも業種の構成も極めて少なく、商業集積もまばらである。

こうした既存商店街の抱える課題としては、①集客力を持つ魅力のある商店が少ない、②顧客が安全に往来できる歩道がない、③植栽がなく全体的に街並みが良好な景観とはいえない、④空き店舗や空き地が増え、空洞化が著しい、などである。

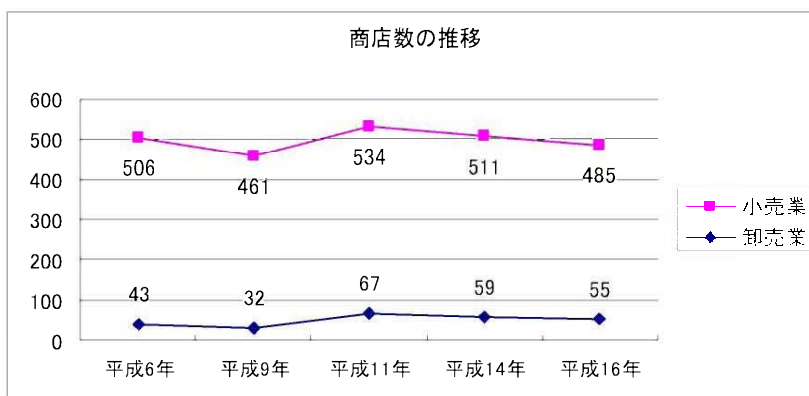
切畑地区に展開する大型小売店舗や金融機関が集積する商業地域では市内外からの集客でにぎわう一方、幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出による新たな商業集積が進んでいる。こうした状況のなか、既存商店街の活性化に向けては、商工会議所を中心に商店主により魅力のある商店への変革とともに、空き店舗や空き地に新規進出が容易となるような対策を講じ、新旧商店の相乗効果により集客向上を図ることが必要である。

表：既存商店組合の状況〔平成16年度現在〕

組合名	組合員数
平和通商業組合	48
大根土商店組合	14
御館町商工組合	12
これから通り商工会	8
東中間商工会	15
昭和町商業組合	45
川西商業組合	14
計（7組合）	156

資料：経済振興課

グラフ：商業の推移



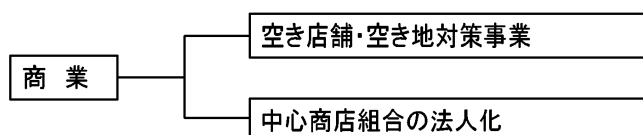
資料：商業統計調査

〔施策の基本方向〕

商店街の空洞化を抑制するため、国及び県並びに商工会議所と連携して空き店舗対策を講じることが大きな課題であるが、商店組合内や商店組合間で共同のイベントの取組みを通じて、既存商店街の認知度を上げることにより、多く散在する空き店舗への進出を促進する環境整備を図りながら商店街の活性化を目指す。

また、商店の改装や商店組合の環境整備による魅力ある商店街の実現を目指すため、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで優遇を受けられるよう、中心商店組合の法人化を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 空き店舗・空き地対策事業

国及び県並びに商工会議所と連携して、空き店舗、空き地対策を講じるなかでは、商工会議所を中心に商店主による魅力のある商店街への変革を目指すとともに、空き店舗や空き地に若者をはじめとした商店開店希望者の新規進出が容易となるような環境整備と、中心市街地としての良好な景観の街並み形成に向けた施策を検討する。

2. 中心商店組合の法人化

既存商店街の活性化には、市内外からの集客でにぎわう大型小売店舗や幹線道路沿いに展開するロードサイドショップなどの新たな商業集積地との相乗効果を誘発することが求められるが、そのためには法人化に向けた取組みが必要である。

商工会議所と連携し、法人化への情報提供によって法人化への機運を高め、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで、優遇措置の対象となる環境整備を図る。

2 消費生活の安定

〔現状と課題〕

消費生活に伴う苦情相談は、近年急激に増加しており、平成11年度当時112件であった相談件数は、平成15年度は730件、平成16年度は698件、平成17年度は455件と高い相談件数で推移している。

こうした相談件数増加の背景には、平成13年4月に施行された消費者契約法により、従来に比べ広範囲に消費者保護が図られるようになったことや、著しい情報化の進展により不特定多数の消費者への情報発信が容易になったため、架空請求などの不当請求が増えたことが考えられる。

今後も消費者ニーズの多様化や悪徳商法の巧妙化とともに、多大な相談件数に加え相談内容が高度・複雑化するものと考えられる。

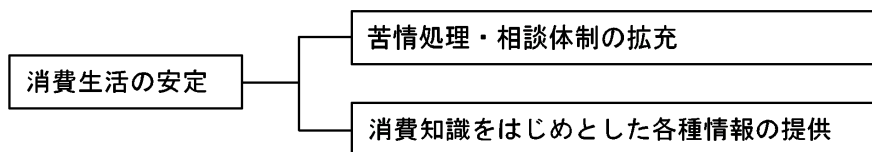
悪徳商法の情報提供を市の「広報なかま」やホームページに掲載するとともに、消費者教室を通して消費者団体への啓発活動を行い、また平成12年4月から公的資格を有する消費生活専門相談員を配置し、的確な解決処理に対応するなど苦情・相談処理体制の充実を図ってきたが、相談内容の複雑化により解決が長期化傾向にある。

増加する消費者相談に対して、的確・迅速な解決処理を図るための体制の強化及び市民へ消費知識をはじめとした各種情報の提供を促進しなければならない。

〔施策の基本方向〕

市民に対し、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、周知活動の幅を広げながら消費生活の知識の普及・啓発を図るとともに、消費生活専門相談員の拡充により、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に向けた施策を講じる。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 苦情処理・相談体制の拡充

消費生活専門相談員の拡充や国民生活センター及び県消費生活センターとの情報の共有化を一層強化し、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に努める。

2. 消費知識をはじめとした各種情報の提供

今後も、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、市民への周知活動の幅を広げ、消費生活の知識を高めていく。

第3節 工業

〔現状と課題〕

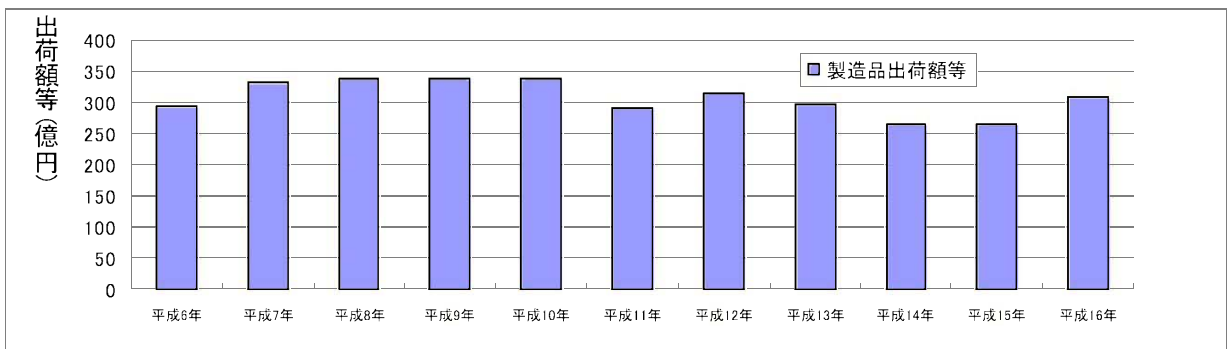
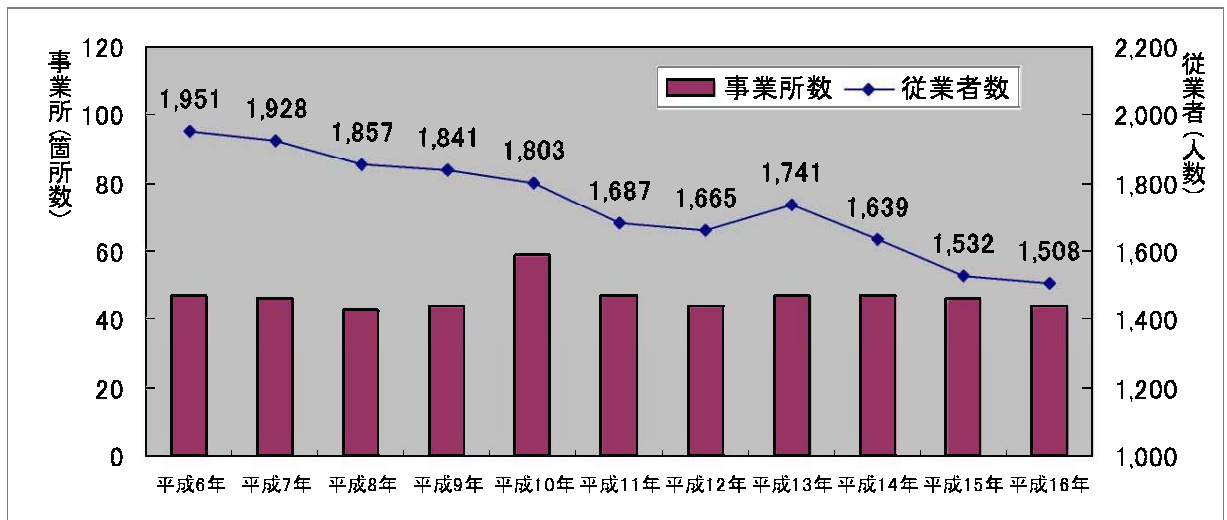
製造業は、技術の高度化により、従来の素材型産業から付加価値の高い加工組立型産業への転換が急がれる。本市の場合、地域振興整備公団が開発・造成した五楽工業団地が完売したことから、新たな工業団地の開発を検討したが、開発手法や事業主体の問題などから計画は中断されたままである。

工業（製造業）の活性化は、雇用の安定・創出につながる面を有しており、市民の市内における就業意欲は高いものがあり、市民意識調査においても、若い人が住むために必要な対策の最上位に、「企業誘致による雇用対策」を46.8%の方が挙げており、若者定住促進に向けては重要な施策と位置づけなければならない。

そうしたなかでは、引き続き、国・県と連携しながら経営の近代化、事業の円滑化に向けて支援していくとともに、新工業団地の整備により、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業誘致を柱とした施策展開に取り組む必要がある。

また、事業所が住宅地域などに混在しているため、良好な工場地域形成と住居地域形成に向けては、住工混在の解消が必要である

グラフ：工業の推移



資料：工業統計調査

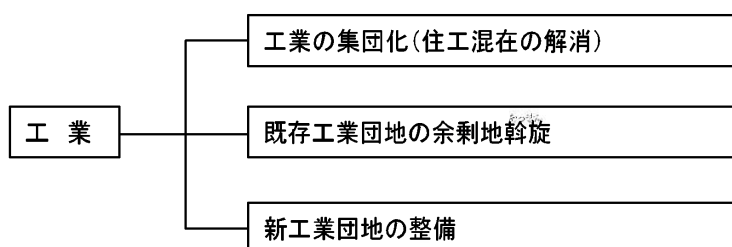
〔施策の基本方向〕

製造業を中心とした事業所は、西部地区の五楽工場団地や虫生津工場団地に集積されているが、これらの地区では企業所有の余剰地があることから、新規事業所の企業誘致を図るなかで優先誘致用地として斡旋に努める。

さらに、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業などの誘致により、市民の就業機会確保と若者の定住促進に向けた施策の展開のためにも新工業団地の整備は大きな課題であり、新工業団地としては（仮称）五楽北部工場団地の整備を検討していく。

また、住宅地域にも展開している事業所もあるため、住工混在地の事業所を新工業団地への移転により、住工混在の解消に向けた施策を推進する必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 工業の集団化（住工混在の解消）

工業振興^{*}ビジョンを研究し、住工混在の解消に向けた施策を展開し、良好な工場地域と住宅地域の形成を目指していく。

2. 既存工業団地の余剰地斡旋

五楽工業団地内には、企業所有の余剰地があることから、新規事業所の企業誘致を図るなかで優先誘致用地として斡旋し、優良な工場団地の形成に努める。

3. 新工業団地の整備

住工混在地の事業所の移転により住工混在の解消に向けた施策を推進し、市民の市内における就業の場の確保とともに若者の定住促進と、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業誘致のためにも新工業団地の整備は大きな課題であることから、新工業団地として（仮称）五楽北部工場団地の整備を促進する。

この場合、ほとんどの農地が農業振興地域に指定されていることから、企業の誘致にあたっては地域指定の解除に向けて、農家や地域の理解と協力を求めるとともに、関係機関と十分な協議・調整を図っていく。

第4節 雇 用

1 失業対策諸事業

〔現状と課題〕

本市は、昭和30年代のエネルギー革命による炭鉱閉山で基幹産業を失い、一度に多くの失業者が発生した。この対策の一環として、職業紹介や企業誘致など、再就職への方策を積極的に行い、炭鉱離職者や中高年齢者に対し、暫定的な就労の場として失業対策諸事業を実施してきた。

これらの諸事業は、就労機会の少ない産炭地域や特定地域においては、失業者に一時的な就労の機会を提供することによって、経済的安定と地域振興に大きな役割を果たすとともに、とくに、道路改良事業では既存道路の改良補修工事も、ほぼ当初の計画とおりに工事は進捗している。

しかし、産炭地域開発就労事業は平成13年度末をもって終息し、特定地域開発就労事業についても、その在り方に関する調査研究会の報告の内容から、平成18年度末をもって終息することが予測される。

事業終息までの間は、事業終息後の雇用機会の創出に向けた準備期間と位置づけ、「雇用の受け皿」を整備するとともに、自立に向けた一定の措置を講じることが必要であり、また、平成19年度から平成22年度までの4年間暫定事業として、事業を存続、活用を図るという案もあり、未だ多くの失業者を抱えている本市においては重要な施策であり、他の自治体と協力しながら、国・県に対し働きかけていく必要がある。

表：失業対策事業の概要

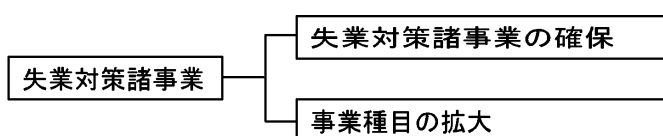
事業別	区分	年度	総就労延人員(人)	事業費総額(千円)	事業の概要
産炭地域開発就労事業		平成12年	5,874	131,964	道路整備
		平成13年	4,561	103,686	遠賀川河川敷
		平成14年	—	—	遊歩道整備
		平成15年	—	—	
		平成16年	—	—	
特定地域開発就労事業		平成12年	37,994	766,764	道路新設改良
		平成13年	37,760	809,717	
		平成14年	35,875	768,440	
		平成15年	32,465	706,782	
		平成16年	29,313	665,430	
計		平成12年	43,868	898,728	
		平成13年	42,321	913,403	
		平成14年	35,875	768,440	
		平成15年	32,465	706,782	
		平成16年	29,313	665,430	

資料：管理課

〔施策の基本方向〕

今後は、本市の現状を鑑みて平成16年度の特定地域開発就労事業の事業費と同額は確保し、紹介対象者を吸収していくため、今後も全国市長会をはじめ全国鉱業市町村連合会や福岡県鉱業市町村連盟を通じて呼びかけを行い、国・県に事業存続、活用の働きかけを行っていくとともに、特定地域開発就労事業を実施している筑豊地域を中心とした4市（田川市、飯塚市、直方市、中間市）で組織する福岡県就労対策事業関係都市協議会の活動を通じ、あらゆる機会をとらえて事業活用の運動を展開していく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 失業対策諸事業の確保

平成18年度（公的就労事業）は、二夕股東中牟田線道路改良工事（1～4工区）の事業を計画しており、事業費は5億6千万円程度を予定している。平成19年度以降は不確定であるが、同程度規模の事業の存続を国・県に要望していく。

2. 事業種目の拡大

公共施設敷地の造成工事については、事業認可は認められているが、公共施設及び下水道工事などの建設工事については事業認可されていないため、今後も新たな事業種目としての拡大を目指して検討していく。

2 高齢者雇用対策

〔現状と課題〕

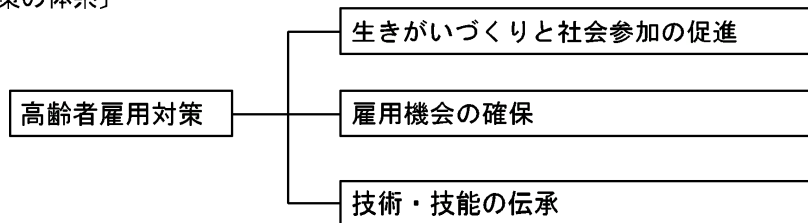
わが国の平均寿命は毎年伸びており、団塊の世代も本計画期間中に現役を離れることになり、就業人口は減少するが、仕事量は減少するわけではなく、次世代の者で急速に仕事を消化することはできない。そうしたなかでは、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であることから、そうした視点も高齢者が生きがいとしてとらえ、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした仕事を続けていける環境の整備が求められる。

そのこととともに、充実した老後を送っていくには、一定の仕事をしながらか、趣味や学習、文化やスポーツ、レクリエーションなどの機会と場が身近にあることも必要である。

〔施策の基本方向〕

雇用機会の確保をとおして生きがいづくりと社会参加を促進するため、高齢者の豊かな経験と能力が活かされる環境整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを行う。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 生きがいづくりと社会参加の促進

平成6年1月に設立された、中間市シルバー人材センターの活用を図ってきているが、中間市シルバー人材センターの事業の拡大を図りながら、幅広い人材の雇用を促進していく。

2. 雇用機会の確保

雇用機会の確保が図られ、仕事を通じて豊富な知識や技能・経験を生かした次代の後継者育成が図られる環境の整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを拡充していく。

3. 技術・技能の伝承

戦後の団塊の世代が、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であることから、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした仕事を続けていける環境の整備を推進していく。

3 障害者雇用対策

〔現状と課題〕

本市の障害者は年々増加傾向にある。障害を持った人がその適正と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて、充実した生活を過ごせるようにすることが社会全体の共通した使命であり、生活の自立、社会参加を促進していくうえで、就労の機会の確保は重要な課題である。

現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」にいう法定雇用率1.8%を目指しているが、平成15年度の福岡県内の平均雇用率は1.59%である。雇用機会の確保と自立の促進に向けた取り組みが急務である。

〔施策の基本方向〕

障害者が能力と適性に応じ社会参加とともに自立を促進するため、国や県、関係機関と連携し、法定雇用率1.8%の実現を目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 雇用機会の確保と自立の促進

障害者の職業的自立を支援し、生きがいのある生活ができるよう、保健、福祉、雇用など関係機関との連携を強化し、就労の場の確保・拡大を図る。

ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、ハピネスなかま（中間市地域総合福祉会館）の活用をはじめとした機能回復訓練施設や、各種職業訓練施設の利活用方法の周知を図るとともに、事業主に対しては「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨の理解促進に努め、障害者雇用に伴う補助制度の周知を図る。

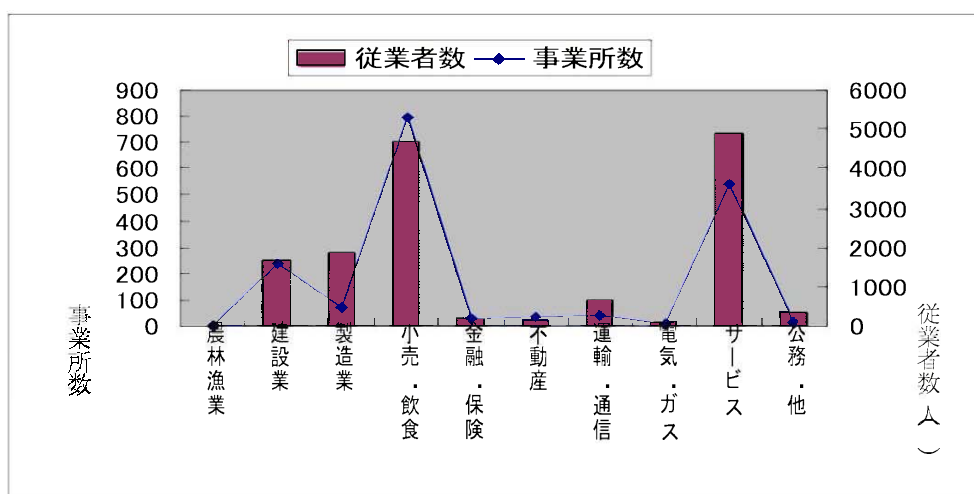
また、本市では、障害者の就業にかかる基礎知識を習得するために、パソコン入力作業や各施設の除草作業等の就労支援を行ってきたが、この手法について広く啓発し、就業機会の拡大を図る。

4 中小企業雇用対策

〔現状と課題〕

中間市の産業分類別事業所数及び従業者は、下のグラフからわかるように、小売・飲食業、サービス業、建設業の占める割合が多い。また、これらの業種は本市の場合は、ほとんどが中小企業若しくは小売店業のため、これら中小企業の振興発展を重点的に促す必要がある。

グラフ:産業分類別事業所数及び従業者数(平成13年)

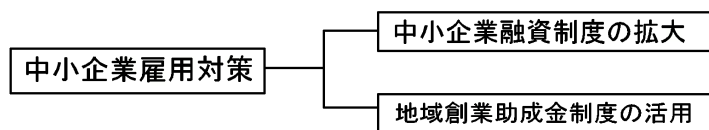


資料:事業所・企業統計調査

〔施策の基本方向〕

中小企業の振興発展により、経済基盤の強化と雇用が推進され生活基盤の安定が見込まれることから、現行の中小企業融資制度を充実し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 中小企業融資制度の拡大

現行の中小企業融資制度の融資限度額と融資総額を拡大し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。

2. 地域創業助成金制度の活用(地域重点分野の申請)

創業の多い産業分野または地域雇用創造の核となる産業分野について、新規創業を行う者に対する創業経費及び雇入れ経費について助成し、起業を促す環境の整備を国等と連携して図る。

第5節 観 光

〔現状と課題〕

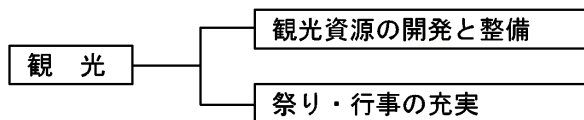
垣生公園や遠賀川河川敷など、市民が利用できる身近な観光資源を活用した祭りやイベントが、中間市まつり実行委員会主催で開催されているが、本市には観光に資する魅力的な資源に乏しいため、既存の祭りをさらに魅力ある内容へ高めていくとともに、新たな観光スポットとなる施設を開発することも必要である。

〔施策の基本方向〕

本市の三大祭りである「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」、また本市の新旧住民の融和を図るために始めた「筑前中間やっちゃれ祭り」を市民の祭りとして定着させる。

また、既存の観光資源の整備充実を図るとともに、新たな観光名所の開発をめざし、「いってみたいまち なかま」として認識を深められる環境づくりに努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 観光資源の開発と整備

四季対応型の魅力ある観光施設の設置を目指し、農用地やボタ山などの未開発地区の観光利用を検討する。

2. 祭り・行事の充実

「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」「筑前中間やっちゃれ祭り」を市の三大祭りと位置づけ、市民の祭りとしている。

平成16年度は「筑前中間やっちゃれ祭り」において、ひびき青年会議所主催で「中間のすごい人展」を同時開催するなど、祭りの充実を図った。今後も、二つの祭りにおいても市民団体などと祭りの内容を検討し、充実を図る。

また、三大祭りやイベントなどの情報を引き続き広くPRし、市内外の住民の参加促進を目指す。

第5章 次世代を担う教育の充実

第1節	学校教育	
1	幼児教育	88
2	小中学校教育	90
第2節	社会教育	
1	社会教育	94
2	社会体育	96
3	青少年健全育成	100
第3節	文化の振興	
1	芸術・文化の振興	103
2	文化財保護	105
第4節	生涯学習	107

第1節 学校教育

1 幼児教育

〔現状と課題〕

本市において、現状では市教育委員会所轄の公立幼稚園はないが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われているところである。

近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が地域の子どもの育ちに積極的にかかわろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されているところである。

このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおける、それぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要である。

表：私立幼稚園の状況

年 度	幼稚園数	定 員	園児数	教員数	就園奨励費助成額 〔市内在住者〕（円）	私立幼稚園運営費 補助額 （円）
平成14年度	8	1,290	660	55	35,515,400	758,000
平成15年度	8	1,290	582	52	33,772,000	734,600
平成16年度	8	1,290	589	52	36,235,100	736,700
平成17年度	8	1,290	571	50	36,018,000	737,000

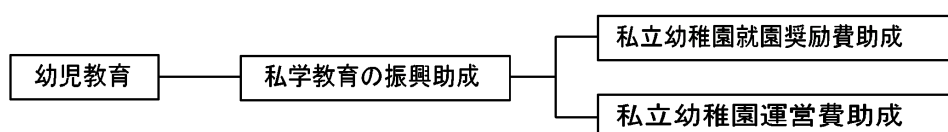
資料：学校教育課（就園奨励費・運営費のうち、平成17年度は予算額）

〔施策の基本方向〕

幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしており、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで、重要な役割を果たしている。

このため、私立幼稚園の保護者に対し、財政援助を行い、就園を奨励するとともに、私立幼稚園運営費を助成することにより、幼児教育の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 私学教育の振興助成

(1) 私立幼稚園就園奨励費助成

市内外に通園する幼児の保護者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助を行い、入園料及び保育料の負担軽減を図る。

(2) 私立幼稚園運営費助成

市内の私立幼稚園に対し、幼稚園教育振興のための運営助成を行い、幼稚園教育の充実を図る。

2 小中学校教育

〔現状と課題〕

近年の^①少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることが多様化し、増加傾向にある。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきたが、学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測される。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければならない。

教職員については、教育論文の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになったが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽^②を積むことが必要となってくる。

また、これまで指導方法の工夫改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされている。

さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、学校施設の耐震化や、少人数学習のための教室の整備、第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的変化に対応する施設の充実に課題が残っている。

キラキラなかまっ子自然体験学習、フレンドリーなかま国際交流事業など、本市独自の事業を行い、多くの児童生徒が貴重な体験を積み、学校生活や進路においてその成果を発揮してきた。

今後も、学校教育の役割、学校教育における不易^③の部分を明確にし、21世紀を逞しく^④生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければならない。

表:児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

年度	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成7年度	3,289	104	1,802	52
平成8年度	3,114	98	1,853	53
平成9年度	3,003	94	1,769	51
平成10年度	2,871	91	1,742	50
平成11年度	2,767	89	1,650	47
平成12年度	2,707	89	1,598	45
平成13年度	2,636	87	1,504	45
平成14年度	2,556	86	1,403	43
平成15年度	2,462	84	1,369	42
平成16年度	2,402	82	1,341	45
平成17年度	2,328	85	1,323	44

資料:学校教育課

表:学校の概況

(平成17年5月1日現在)

区 分	児童生徒数			学級数	教員数	敷地面積(m ²)
	総数	男	女			
市立中間東小学校	625	320	305	21	28	23,456
〃 中間西小学校	292	131	161	13	21	29,116
〃 中間北小学校	376	196	180	13	20	30,274
〃 中間南小学校	437	220	217	16	22	25,346
〃 中間 小学校	356	185	171	13	19	27,066
〃 底井野小学校	242	133	109	9	16	23,203
小学校計	2,328	1,185	1,143	85	126	158,461
市立中間 中学校	325	162	163	10	22	34,368
〃 中間東中学校	405	205	200	13	28	47,879
〃 中間北中学校	229	121	108	8	19	51,232
〃 中間南中学校	364	184	180	13	26	34,921
中学校計	1,323	672	651	44	95	168,400
県立中間高校	833	492	341	21	51	60,294
私立希望が丘高校	464	353	111	15	40	26,475
北九州高等学園	153	91	62	17	81	47,666
高校計	1,450	936	514	53	172	134,435

(注)教員数には、事務職員・栄養職員を含まない。

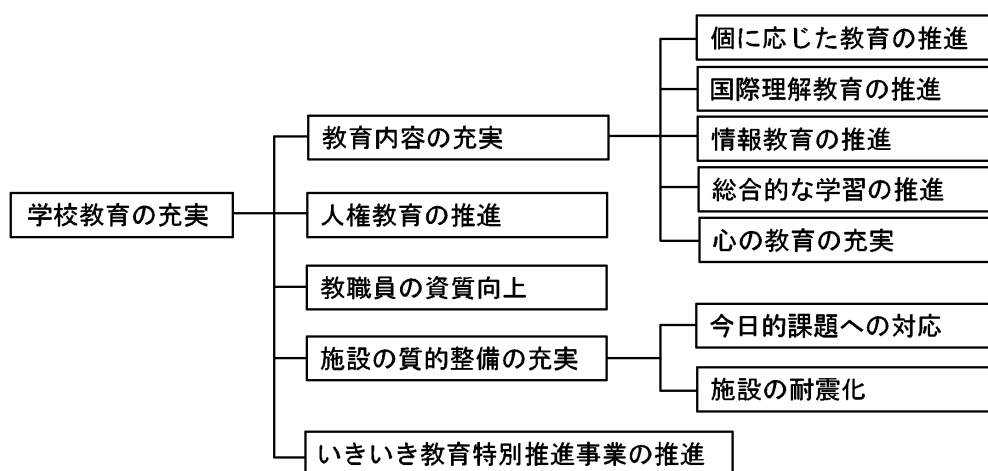
資料:学校教育課

〔施策の基本方向〕

国の教育改革の方針及び県の指針に沿いながら、中間市の実態に応じて、学校教育の充実を図っていく。

- ①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
- ②自ら学び自ら考える力、問題解決能力の育成
- ③基礎基本の確実な定着、確かな学力の定着
- ④特色ある学校、地域や社会に開かれた学校、情報公開と適切な評価システムの構築

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 教育内容の充実

(1) 個に応じた教育の推進

標準学力検査、アンケート調査なども活用し、児童生徒の実態を的確に把握しながら授業内容を確実に身につけさせることができるよう分かりやすい授業を展開し、一人ひとりを大切に、きめ細かな指導に努める。

また、理解の状況や習熟の程度、興味・関心などに応じた学習形態により、個に応じた学習指導を推進する。

(2) 国際理解教育の推進

小中学校における外国語指導助手（ALT）のより有効的な活用を図る。留学生など、外国の人々をゲストティーチャーとして招き、国際理解教育の推進を図る。

(3) 情報教育の推進

各教科、領域において積極的にパソコンなどを活用し、情報の収集・処理・発信能力などの育成を図る。併せて、インターネット活用時のモラルの育成を図る。

(4) 総合的な学習の推進

今日的な課題解決のため、体験的な活動を通し、教科の枠を越えて、問題解決や探究活動に主体的に取り組む子どもの育成を図る。

(5) 心の教育の充実

少年犯罪の低年齢化・凶悪化が進むなか、体験的な学習や道徳教育を充実し、心豊かな子どもの育成を図る。

2. 人権教育の推進

正義感、倫理観、思いやりの心など豊かな人間性や社会性の育成を目指し、全教科・領域における人権教育を推進しながら、子どもの人権意識の高揚を図る。

3. 教職員の資質向上

市教育委員会の主催による研修会の充実を図る。県教育センターにおける専門研修をはじめ、各種研修会等への積極的な参加を奨励し、資質向上に努める。

また、市教育委員会研究指定委嘱校や福岡県及び文部科学省などの研究指定委嘱により、校内研究や校内研修の充実を図り、資質向上に努める。

4. 施設の質的整備の充実

(1) 今日的課題への対応

学校教育の所期の目的を達成するために教育施設の質的整備に努める。学力向上、個に応じた教育、心の教育、情報・福祉・環境・国際理解、防犯対策など、様々な今日的教育課題に対応できるよう施設の整備充実に努める。

(2) 施設の耐震化

次代を担う児童生徒の安全を守り、安心して学ぶことのできる学校施設であるとともに、地域における災害時避難場所としての役割を果たすべき学校施設の耐震化に努める。

5. いきいき教育特別推進事業の推進

子どもの主体的・創造的な学習を通して、自ら学び、自ら考え、積極的に社会参加できる心豊かな人間を育成するため、小学生に対しては「キラキラななまっ子自然体験学習」を、中学生に対しては「フレンドリーななま国際交流事業」を実施し、内容の充実に努める。

第2節 社会教育

1 社会教育

〔現状と課題〕

家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、様々な学習の機会が求められている。

このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要がある。さらに、地域の特性を活かした学習活動の場として「校区公民館」の設置が求められている。

また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっている。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要である。

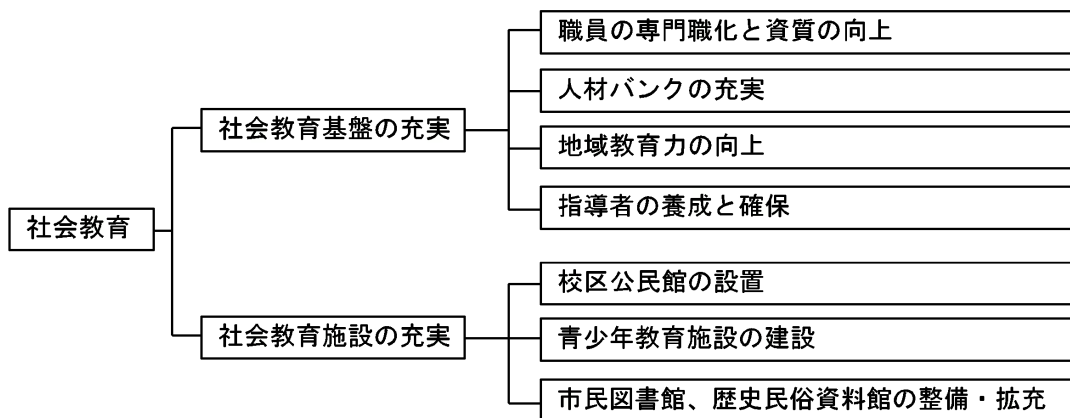
〔施策の基本方向〕

平成11年度、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図ることを目的として「[○]中間市生涯学習基本計画」を策定した。社会教育はこの基本計画の中でも重要な位置を占めており、今後ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、様々な方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進するように努める。

そのためには、時代に即応した多彩な学習プログラムの開発と指導者（人材）の確保・活用、さらに社会教育施設を整備・拡充が必要である。

また、社会教育関係団体などの民間の学習団体やグループを支援しながら、学習を生かしたボランティア活動など、地域の社会参加活動を促進する基盤づくりに努める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 社会教育基盤の充実

(1) 職員の専門職化と資質の向上

多様化・高度化する市民の学習ニーズを的確にとらえ、多彩な学習プログラムの開発と提供を促進するためには、職員が国際化・情報化・高齢化等に伴う社会的要請、学習需要などを広い視野に立つて把握する能力を身につけることが重要である。

そのためには、職員に対する研修及び資格取得の機会を一層充実し、その資質や能力の向上に努める。

(2) 人材バンクの充実

専門的な知識や資格を有する「人材バンク」の講師に研修や学習の機会を与え、スキルの向上を図ることにより、要請に応じた人材の派遣ができるよう制度の充実に努める。

(3) 地域教育力の向上

青少年の健全育成は、子どもたちが一日の大部分を過ごす学校現場の教育や指導によるところが大きいが、同時に、家庭や地域の大人が与える影響も重要視されている。学問的な知識だけでなく、状況に応じて判断したり表現したりする「知恵」や、他人を思いやり公正さを重んじる「倫理観」を形成するのは、家庭や地域が中心となって行っていかなければならない。

施策の基本方針としては、家庭や学校、地域社会や職場を通じて自然や人とのふれあいや社会参加活動、ボランティア活動や芸術文化体験活動などを促進し、地域・家庭の教育力向上を目指す。

(4) 指導者の養成と確保

社会教育団体をはじめ、学習グループの指導者の養成と資質の向上を図るため、研修や資格取得の機会の提供に努める。

2. 社会教育施設の充実

(1) 校区公民館の設置

生涯学習の時代に対応し、住民の学習意欲に対し、学習活動を円滑かつ効果的に行えるよう、総合的な学習機会を提供するうえで、身近な学習施設として、各小学校区の住民が気軽に利用が可能な圏域に整備することが望ましいことから、各小学校の通学区域ごとに「校区公民館」の設置を検討する。

(2) 青少年教育施設の建設

生活体験、自然体験、社会体験の場を提供する青少年施設を設置し、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努める。

なお、整備にあたっては、勤労・社会・高齢者福祉さらに自治公民館など、他の生涯学習関連施設との併設も視野に入れながら、計画的・総合的に進めていく必要がある。

(3) 市民図書館、歴史民俗資料館の整備・拡充

現在の施設は、市民図書館、歴史民俗資料館とも空きスペースが減少しており、また市民の要望も多様化してきている。このため、市民図書館にはAV資料及び市民用パソコンコーナーの設置や学習室、開架書庫の拡充を図り、IT時代にふさわしい施設の整備を行う。また、歴史民俗資料館には研修室や企画展示室の整備を図る。

2 社会体育

〔現状と課題〕

平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改補修、既存施設を1箇所にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきた。

それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にあるが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられている。

また、河川敷を利用したサッカー場、ラグビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にまとめた総合運動場の整備が求められている。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要である。

今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければならない。

〔施策の基本方向〕

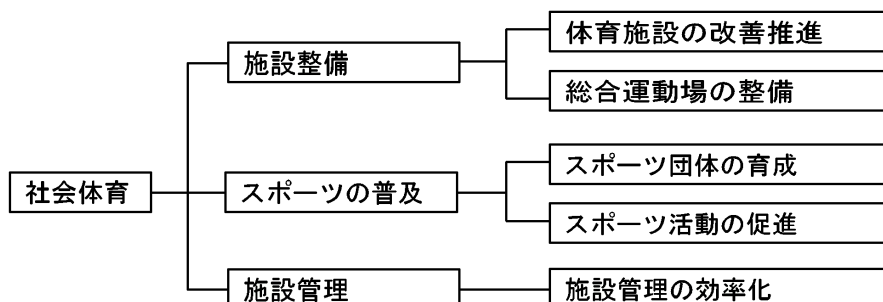
平成14年度に学校週5日制の完全実施や自由時間の増大、少子・高齢化社会の進展などにより社会環境が大きく変化しており、健康を見据えたスポーツの関心もますます高まっている。

また、スポーツの形態が変化するなか、体育行政としては、市民一人ひとりがそれぞれのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、子どもから高齢者まで個々人の体力や目的に応じた環境づくりを推進し、健康管理を行えるように努めることが重要である。

このことから、誰でも気楽にできるスポーツの普及、振興を図り、活気のある市民の育成を目指し、スポーツ科学の知識を身につけた指導者を養成するとともに、地域スポーツ指導者の発掘と育成を図る。

また、既存施設において老朽化の著しい体育施設の新設、改善等の検討を行っていく。

〔施設の体系〕



〔計画〕

1. 施設整備

(1) 体育施設の改善推進

既存施設においては、経年による老朽化が著しく、また狭小であることから規模基準が満たないため、広域的な大会の開催ができず一般的な練習場の状況であり、対外試合をすることによる技術の練磨も困難な状況である。特に、武道場、弓道場については、新たに建設することも考慮しながら、他の施設と併せて改善を推進する。

(2) 総合運動場の整備

現在、サッカーやラグビー、野球の一部やソフトボールは河川敷でのプレーを余儀なくされており、市民体育祭も同様である。河川敷は恒久的な施設ではなく、洪水時には使用を中断されるばかりか、補修には費用も要することから、屋外球技がいつでも楽しめる環境整備に取り組まなければならない。各施設を1箇所にとまとめることと併せて、多種のスポーツが展開できる総合運動場の整備を検討する。

2. スポーツの普及

(1) スポーツ団体の育成

活気のある市民の育成を目指し、スポーツ知識を身につけた指導者の発掘・養成を図る。

(2) スポーツ活動の促進

幼児から高齢期に至る市民が、「いつでも」、「どこでも」身近にスポーツを親しむことができ、市民一人ひとりのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、誰もが気軽にできるスポーツの普及、振興を図る。

3. 施設管理

今後は、指定管理者制度の活用を図り、効率的な施設管理を促進し、利用サービスの工夫と改善に努める。

表：各種運動施設利用状況

○中間市体育文化センター

年 度	スポーツ	催し物・集会・その他	総 数
平成 10 年度	4,341	73	4,414
平成 11 年度	6,629	143	6,772
平成 12 年度	7,414	56	7,470
平成 13 年度	7,190	23	7,213
平成 14 年度	7,458	6	7,564
平成 15 年度	7,485	72	7,557
平成 16 年度	5,691	80	5,771
人 員			
平成 10 年度	25,652	12,753	38,405
平成 11 年度	38,843	16,252	55,095
平成 12 年度	42,198	17,701	59,899
平成 13 年度	48,493	5,822	54,315
平成 14 年度	49,186	2,106	51,292
平成 15 年度	51,235	2,096	53,331
平成 16 年度	47,996	13,721	61,717

資料：生涯学習課

○中間市営野球場

年 度	総 数		昼 間		夜 間		早 朝	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成 12 年度	491	36,830	352	34,263	72	1,410	47	820
平成 13 年度	472	14,862	343	11,595	93	2,226	36	1,041
平成 14 年度	496	16,128	376	12,977	86	2,348	34	803
平成 15 年度	480	16,293	361	13,187	87	2,311	32	795
平成 16 年度	389	13,301	289	11,082	69	1,562	31	657

資料：生涯学習課

○中間市庭球場（屋島）

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	637	6,365
平成 13 年度	830	8,544
平成 14 年度	963	9,974
平成 15 年度	1,061	16,155
平成 16 年度	930	11,189

資料：生涯学習課

○中間市弓道場

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	653	1,305
平成 13 年度	710	1,342
平成 14 年度	584	1,013
平成 15 年度	757	1,748
平成 16 年度	721	1,522

資料：生涯学習課

○中間市武道場（天道館）

年 度	回 数	人 員
平成 12 年度	865	36,316
平成 13 年度	870	36,874
平成 14 年度	874	36,982
平成 15 年度	708	27,667
平成 16 年度	829	34,534

資料：生涯学習課

○ジョイパルなかま庭球場

年 度	回 数	人 員
平成 13 年度	5,713	30,631
平成 14 年度	5,807	33,527
平成 15 年度	6,012	33,414
平成 16 年度	5,770	34,413

資料：生涯学習課

○遠賀川河川敷市民グラウンド

年 度	中鶴グラウンド(A・B)		市役所前グラウンド		総 数	
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
平成 9 年度	138	9,511	358	24,849	496	34,360
平成 10 年度	106	7,966	316	7,909	422	15,875
平成 11 年度	389	14,490	171	5,955	560	20,445
平成 12 年度	447	30,203	72	19,140	519	49,343
平成 13 年度	262	23,006	81	38,925	343	61,931
平成 14 年度	290	16,137	16	10,960	306	27,097
平成 15 年度	382	15,279	39	30,905	421	46,184
平成 16 年度	452	14,795	39	6,215	491	21,010

資料：生涯学習課

3 青少年健全育成

[現状と課題]

有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づけないよう対策を講じている。

また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行等の状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性の逸脱行為、深夜徘徊、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっている。

その原因としては、子ども同士の触れ合いの減少、有害情報の氾濫、物質的豊かさによる心を育む機会の減少、産業構造の変化による養育環境の変化、24時間型社会の到来、地域や家庭の教育力の低下などが考えられる。

本市では、こうした少年非行の防止と対策のために「少年相談センター」や「ヤングテレホン」などでそれぞれ精力的に取り組んでいる。

少年相談センターに関しては、地域や民間ボランティアなどの協力を受けながら、少年非行防止や対策に関する活動の拠点としての役割とともに、青少年の健全育成に関する総合的な役割が重要になってくる。

表：平成16年 折尾警察署管内の刑法犯少年の居住地別・学職別状況 (単位 人)

学職別 区分	総 数	児 童 ・ 生 徒					一 般 少 年		
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	小 計	有 職 少 年	無 職 少 年	小 計
中 間 市	125	2	62	40	1	105	8	12	20
折 尾 地 区	164	0	47	62	12	121	24	19	43
水 巻 町	44	1	10	21	1	33	7	4	11
芦 屋 町	12	0	5	4	0	9	1	2	3
岡 垣 町	10	0	3	5	0	8	1	1	2
遠 賀 町	33	0	4	16	2	22	7	4	11
計	388	3	131	148	16	298	48	42	90

資料：折尾警察署

表：折尾警察署管内不良行為少年の補導状況

(単位 人)

行為 年別	喫煙	深夜徘徊	不良交友	飲酒	暴走行為	薬物乱用	怠学	暴力	その他	計
平成 15 年	1,001	1,306	231	21	38	9	52	9	20	2,687
平成 16 年	1,207	1,694	128	47	42	7	83	13	17	3,238
増減	206	388	-103	26	4	-2	31	4	-3	551

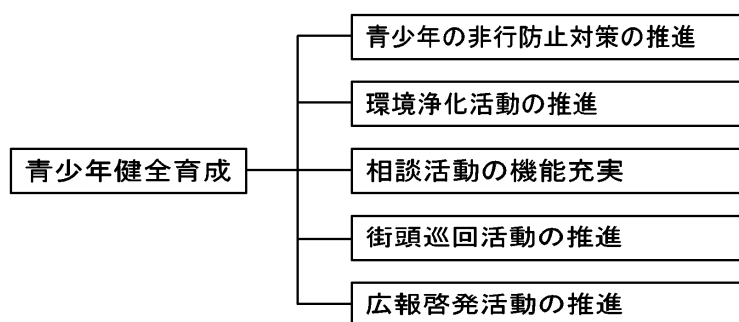
資料：折尾警察署

〔施策の基本方向〕

青少年の健全育成は、基本的には本人の自覚と努力に負うところであるが、同時に次代の担い手である青少年の育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって社会環境づくりを目指さなければならない。そのためには、地域や家庭の教育力の低下、規範意識や倫理観の低下が指摘されている今、大人や地域全体が意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域社会、関係機関・団体等がそれぞれ役割を明確にし、相互に連携しながら諸施策を推進していかなければならない。

また、社会参加やボランティア活動との触れ合い、青少年の規範意識の向上や社会的な自立への支援、青少年にとって有害な情報・環境の浄化に努め、積極的な予防活動と共に「まちづくりは人づくり」の視点に立って、活力のある豊かな 21 世紀を担う青少年の育成を目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 青少年の非行防止対策の推進

青少年を取り巻く情勢が深刻化する中で、青少年が非行に走る前の問題行動の段階で早期に発見・把握し、青少年がより深刻な状況に陥る前に少年やその保護者を支援する諸活動を行う。

2. 環境浄化活動の推進

青少年の健全育成に有害な図書・情報、ビデオ、そしてIT関連情報、出会い系サイト等、また、地域での有害広告物、深夜営業のコンビニ等の青少年を取り巻く環境浄化のために、ボランティアや地域組織等の育成と活用を図りながら、地域の実情に即した有害環境の浄化活動を行う。

3. 相談活動の機能充実

近年、青少年の問題は特定の分野に限定されず複雑多岐に及んでおり、様々な相談が寄せられている。本市では「少年相談センター」や「ヤングテレホン」で幅広く相談を受けているが、相談内容に応じ、その専門性や深奥に沿った適切な対応に努め、相談時間帯に改善を加えながら、機能をより効率的に発揮するような相談活動を行う。

計画の実現のためには、少年相談センターから少年補導センターへ移行し、青少年の居場所づくりや社会的な自立の支援等、より幅広い活動に目を向けて、青少年の健全育成を目指さなければならない。青少年の非行防止をはじめとして、青少年の健全育成に関する活動や環境づくりの拠点としての役割を果たしていくためにも、独立した少年補導センターの設置を検討する。

4. 街頭巡回活動の推進

最近の少年非行の深刻化を考えると、街頭巡回による補導の重要性はますます高まっている。行政主導による巡回補導とともに、地域での犯罪発生の抑止効果を目指し、ヤング層ボランティアの組織化を図っていく。また、ボランティアによる支援を受けながら、地域社会の安全確保を図るため効果的・機能的な巡回活動を行う。

5. 広報啓発活動の推進

少年相談センターの存在や業務、活動内容を広く地域住民に周知し、センターの活動に対する理解と協力を得ることが必要である。また、「青少年は地域社会から育む」という機運の醸成を積極的に図る広報活動を行う。

第3節 文化の振興

1 芸術・文化の振興

〔現状と課題〕

人々の欲求は、物質的・経済的な豊かさから、精神的・文化的な豊かさへと大きく変わり、ゆとりと安らぎを求め、自己表現をしようという人々が増大し、芸術・文化への関心はますます高まり、より質の高いものが求められている。

本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、平成7年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、平成8年11月には「なかまハーモニーホール」が開館した。

さらに、平成16年11月には「国民文化祭ふくおか2004」においてジャズダンスフェスティバルが本市で開催され、わが国最大の文化の祭典をとおして、新たな芸術文化創造意欲を喚起することができた。

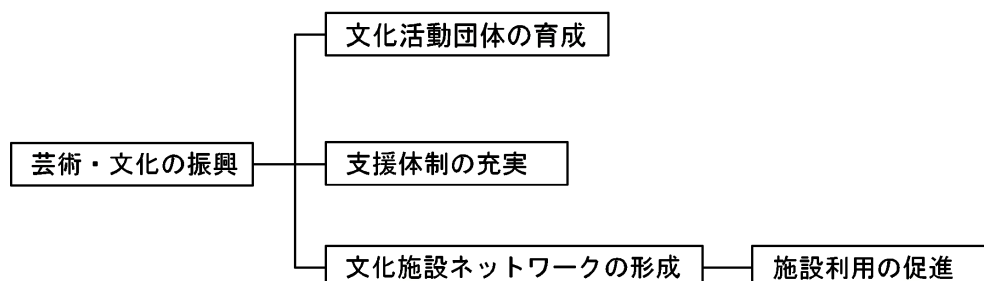
今後は、先に発足した「中間市文化団体連合会」等の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要がある。

〔施策の基本方向〕

地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るためには、地域の歴史を学ぶ機会の拡充や、伝統文化との触れ合い活動などの芸術・文化活動の推進に努める。

さらに、市民の自主的な芸術・文化活動を援助し、優れた芸術・文化に接する機会の充実や文化活動情報の提供など、芸術・文化に関する環境整備の充実を目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 文化活動団体の育成

民間の文化団体で構成する「中間市文化団体連合会」との連携を深め、自主的な文化活動が積極的に推進されるように、文化サークル・グループの育成に努める。

また、「なかまハーモニーホール」を拠点として、各種の文化関連施設との連携のもとに、音楽・演劇などの発表や、鑑賞機会の提供に努め、文化活動の充実を図る。

2. 支援体制の充実

コミュニティ文化祭や文化団体連合会文化祭、美術展など地域に根ざした市民の自主的な文化事業を支援するとともに、様々な文化事業の参加を促すために、情報網を通じて広く市民各層の啓発に努める。

3. 文化施設ネットワークの形成 ー施設利用の促進

芸術・文化推進の拠点として整備された「なかまハーモニーホール」や自主サークル活動の活性化を目指し、平成16年に開館した「生涯学習センター」の利用を促進し、利用サービスの工夫と改善を図るとともに、中央公民館や市民図書館、歴史民俗資料館などの文化関連施設の文化施設ネットワーク形成を図る。

2 文化財保護

〔現状と課題〕

文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務である。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日的課題である。

本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきた。

また、平成9年1月には中間市文化財専門委員会を設置し、平成10年4月に、上り立遺跡出土の「鉄弋と貝輪」を初の市指定文化財（有形文化財）に指定し、続く平成11年4月には「唐戸の大樟（2本）」を天然記念物として指定するなど、文化財保護に努めている。

さらに、平成11年4月には、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の範囲内容確認調査を2ヶ年にわたり実施するとともに、平成15年には中間市遺跡等詳細分布調査報告書（市内遺跡地図）を刊行した。

今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要がある。

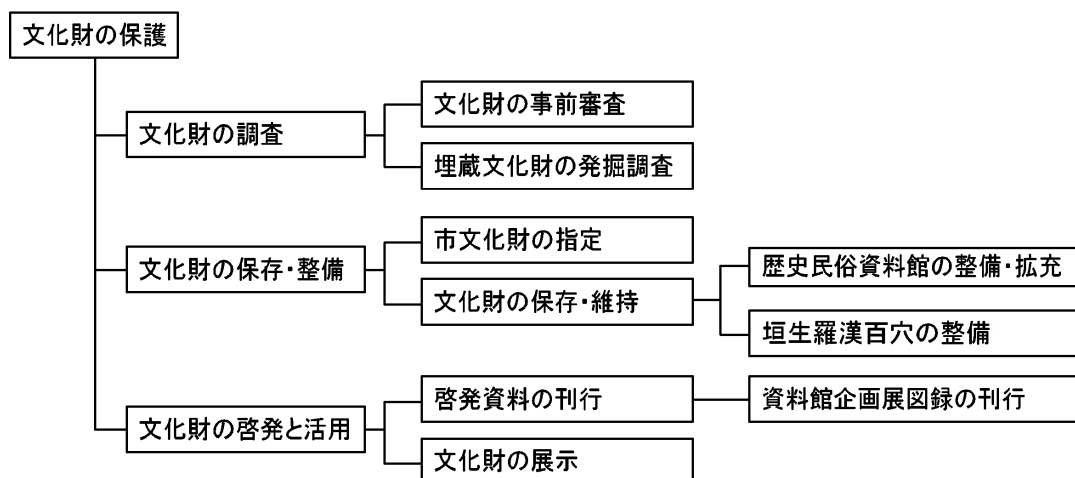
また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題である。

〔施策の基本方向〕

文化財は先人が残した貴重な歴史的・文化的な遺産であり、郷土の先人が歩んだ歴史に学び、その遺産を大切に保護し、文化財愛護思想の普及を図ることこそ、教育行政の重要な役割である。

そのため、文化財の調査を実施し、貴重なものについては散逸を防ぐため文化財として指定し、必要なものについては収集を行う。さらに市民の財産として末長く保存する目的をもって、市民に貴重な文化財に接する機会を提供し、情操豊かな人づくりと、誰もが訪ねてみたくなる文化の香り高いまちづくりを目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 文化財の調査

市内遺跡地図を用い、開発行為に伴う文化財の事前審査を綿密に行う。また、消失する恐れのある埋蔵文化財については発掘調査に万全を期する。

2. 文化財の保存・整備

貴重な文化財については、市文化財として指定し、保存と活用に努める。また、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の保存・整備を推進し、市民の憩いの場、歴史学習の場として整備する。

さらに、歴史民俗資料館の整備・拡充を行うとともに、資料の収集・整理、収蔵目録を作成し、教育機関としての資質を高める。

3. 文化財の啓発と活用

文化財の必要性については、刊行物・パンフレットなどを通じて啓発を行う。また、市民の文化財への親しみと活用を促進するため、文化財案内板を増設するとともに、歴史民俗資料館における文化財の常設展示（特別展、企画展）などに工夫と改善を図る。

第4節 生涯学習

〔現状と課題〕

近年、男女共同参画社会の形成、家庭・地域の変化など、様々な社会情勢が変化するなか、自然と調和した生活環境の実現へ、モノから心へ、組織から個人へと、人々の価値観も多様化・個性化している。このような状況のなかで、学習に生きがいや楽しみを見出したいと願っている人々、新たな知識・技術を習得したいと考えている人々がますます増えるものと考えられる。

こうした人々の旺盛な学習意欲に応えるためには、学校をはじめ家庭や地域社会など各分野で行われている生涯学習に関する諸活動を、行政や民間教育機関がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、学習者の視点に立った弾力的で柔軟な生涯学習の振興への取組みが一層必要となってくると考えられる。

本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組みを推進するよう努める。

また、平成9年2月「中間市生涯学習推進本部」を設置し、同年8月、生涯学習施策の基礎資料とするために「生涯学習に関する市民意識調査」を実施、平成11年3月に、この意識調査を踏まえて、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図るための「中間市生涯学習基本計画」を策定した。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題である。

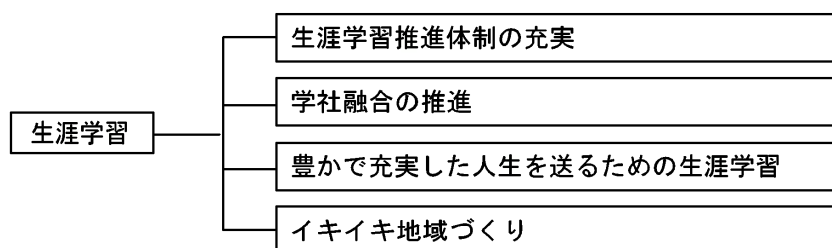
〔施策の基本方向〕

「だれでも」、「いつでも」、「どこでも」、気軽に学習活動やスポーツ・レクリエーション芸術文化活動、ボランティア活動などに親しむことができる、「生涯学習のまちづくり」の実現を目指すため、本市における生涯学習の総合的な推進を図ることを目的に、平成11年3月「中間市生涯学習基本計画」を策定した。

この計画では、生涯学習のまちづくりを進めるキャッチフレーズは「であい・ふれあい・まなびあい 生涯学習都市なかま」、サブテーマは、「ステップ・アップ なかまづくりプラン21」と定め、生涯学習を推進することとしている。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、21世紀にふさわしい「元気な風がふくまち なかま」のまちづくりを目指す。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 生涯学習推進体制の充実

全市的な推進組織である「中間市生涯学習推進本部」の機能の充実に努めるとともに、市民主体で構成する「中間市生涯学習推進協議会」と連携して魅力のある施策を推進する。

また、生涯学習関連機関や団体との連携・協力を図りながら生涯学習を推進するとともに、生涯学習情報紙「まなべる」の発行をはじめ、各種の広報活動や生涯学習フェスティバルなどのイベントを活用して、生涯学習の普及、啓発に努める。

2. 学社融合の推進

心豊かな人間性を養い、個性と創造力を伸ばす教育の実現を図るため、また地域に開かれた学校づくりを目指し、社会教育や文化、スポーツなどの施設の効果的な利用を促進するなど、それぞれが連携し、その基盤の整備に努める。

3. 豊かで充実した人生を送るための生涯学習

生涯学習を推進することは、市民がみな等しく健康で生きがいのある充実した人生を送っていくことができるようにすることである。「生涯学習ボランティア派遣事業」をさらに発展させ、さまざまな知識や技能をもった人と何かを学びたい人の両者を結び付け、誰もがいつでも気軽に学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指すとともに、人権、ボランティア、男女共同参画社会など、現代的課題の学習や活動が展開できる環境の整備に努める。

4. イキイキ地域づくり

コミュニティづくり、地域づくりの拠点である町内公民館活動の支援体制の整備、充実に努める。

また、地域の文化財の保護や活用の拡充を図るとともに、自主的な芸術・文化活動の推進を促すため、環境整備に努める。

さらに、体力・年齢・目的に応じた健康づくり、生涯スポーツに親しむことができる諸条件の整備を図る。

第6章 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

第1節 人権	110
第2節 住民サービス	
・住民基本台帳カードの普及・奨励	112
第3節 男女共同参画	113
第4節 国際交流	116
第5節 広報・広聴	119
第6節 行財政計画	121
第7節 広域行政	124

第1節 人権

〔現状と課題〕

世界の人権問題の取組みとしては、昭和23年の国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連10年」などの取組みが生まれた。また、わが国においては日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきた。

しかし、憲法施行や世界人権宣言から60年余りを経過した今日でも、実社会においては、いまだに同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者など、多くの人々に対する人権問題や、新たにインターネットなどによる人権侵害などの問題も発生し、大きな社会問題となっている。

特に、同和問題については、「基本的人権に係わる深刻かつ重大な社会問題であり、その早急な解決は国及び地方自治体の責務であるとともに、国民的課題である。」と明示された昭和40年の「同和对策審議会答申」及び、昭和44年の「同和对策事業特別措置法」の施行後、種々の施策を展開してきた今日、生活環境改善などのハード面については一定の成果をあげたが、啓発や教育、就職などのソフト面では未だ多くの課題が残されている。

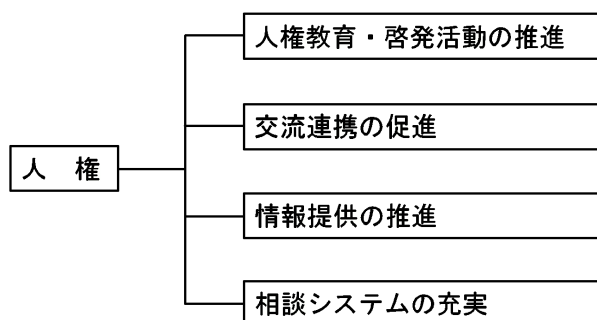
今後は、平成10年10月に施行した「^①中間市人権擁護条例」や平成12年12月施行された「^②人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成14年3月閣議決定された「^③人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、平成16年4月に設置した中間市人権のまちづくりセンターを中心に人権問題の解決に取り組む必要がある。

〔施策の基本方向〕

基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、わが国の憲法にうたわれた「生まれながらにして平等な社会」の実現に向けて市民一人ひとりが差別を許さず、基本的人権を尊重する地域社会の形成に向けて、人権教育、啓発活動の推進、交流連携の促進、情報提供の推進、相談システムの充実などにより、基本的人権が侵害されないよう総合的な対策を図っていく。

とりわけ、「中間市人権擁護条例」の趣旨をふまえ、「中間市人権教育及び人権啓発基本計画」の策定に向けた取組みや、あらゆる機会を捉え、人権教育・人権啓発を推進する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 人権教育・啓発活動の推進

基本的人権の確立が市民共通の重要な課題であるとの認識を基本として、人権問題をすべての市民のものとし、差別のない地域社会の実現をめざし、市の広報をはじめ、同和問題強調月間、街頭啓発、講演などを通じて人権意識の高揚のための啓発活動を行ってきた。今後は、「中間市人権擁護条例」の趣旨をふまえ、「中間市人権教育及び人権啓発基本計画」の策定に向けた取組みや、あらゆる機会を捉えた人権教育・人権啓発を推進する。

2. 交流連携の促進

人権意識の高揚を図るため、関係行政機関、団体などと連携を密にし、学習活動や市民講座・講演会などの開催、さらに広報活動を推進するとともに、人権のまちづくりセンターの積極的な活用と同時に各種団体や企業、公民館などでの学習活動の育成、助成を行う。

また、各種団体の理解と協力を求めていく。

3. 情報提供の推進

人権意識の高揚を図るため、人権のまちづくりセンターで図書、ビデオ、啓発資料などの収集を行うとともに閲覧や貸出を行う。また、人権講師の紹介なども行い情報提供の推進を図る。

4. 相談システムの充実

人権のまちづくりセンターで定期的な人権相談を行ってきたが、相談が気軽にできるように、今後も広報活動などの充実に努める。

また、人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に向けて、関係機関との連携のもとに、人権相談システムの充実に努める。

第2節 住民サービス

住民基本台帳カードの普及・奨励

〔現状と課題〕

国の電子自治体の構築及びIT化の推進という施策に基づき、平成12年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、平成15年8月から本格稼働された。

このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どこの市区町村からでも取得が可能になる（住民基本台帳事務の効率化）。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理（付記転入届・付記転出届）ができる。

また、③この住民基本台帳カード（写真つき）を用いれば、確実に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使える。さらには、④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができる。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されている。

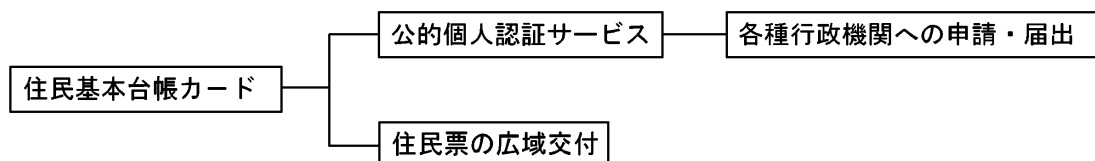
ちなみに、当市における平成17年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口48,094人に対し169人、普及率は0.35%で、極めて低い結果となっている。

今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていく。

〔施策の基本方向〕

全国的に展開される電子自治体の基盤づくりのため、住民基本台帳カードの普及率を高めるとともに、公的個人認証サービスを受けることのできる受益権者を増やし、各種行政手続きの簡素化による住民の利便性の向上を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 公的個人認証サービス

カードの発行により公的個人認証サービスを受けることで、家庭や職場等、どこでもパソコンで行政機関への届出を行うことができるため、市民へ周知し市民生活を充実させる。

2. 住民票の広域交付

カードの利用により全国どこの市町村でも住民票の交付を受けられるため、利便性を市民に周知していく。また、自動交付機の市内各施設への設置により、住民票、印鑑証明等の発行や、公共施設の予約が自動交付機で可能になるため、カードの普及と利用域の拡大を図る。

第3節 男女共同参画

〔現状と課題〕

わが国は、昭和50年に総理府（元・総務庁）に「婦人問題企画推進本部」を設置して、昭和52年には「国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の確立にむけた体制を整備。昭和60年には、「男女雇用機会均等法」や「国籍法」など法整備を進め、「女子差別撤廃条約」を批准し、続いて昭和62年には「西暦2000年にむけての新国内行動計画」を策定した。

平成6年に、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画審議会」を設置し、平成8年には新たな「男女共同参画2000年プラン」を策定している。

これまでの法整備では、昭和61年に施行された「男女雇用機会均等法」を平成9年に改正し、昭和63年の「改正労働基準法」の施行、また平成4年に施行された「育児休業法」を平成7年に介護休業制度の法制化を含めて改正したことをうけて、平成11年には、「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成12年には総合的かつ計画的な基本法の推進を図るため「男女共同参画基本計画」を策定した。

また、平成12年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を平成14年に全面施行するなど、育児・介護を支援するとともに、セクシュアルハラスメントについても防止を図り、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーらに対する暴力）から女性を保護する法律も整備され、女性を取り巻く環境を大きく変えた。

福岡県にあっては、昭和57年に、「婦人問題解決のための福岡県行動計画（第1次）」を策定し、同計画を第3次へと引き継ぎ、平成13年には、「福岡県男女共同参画推進条例」を公布、施行し、「福岡県男女共同参画計画」を策定して福岡県独自の取組みを行っている。

本市においては、平成6年に女性政策を担当部署とする「企画調整1係」を設置し、平成7年には「中間市女性行政推進協議会（現・中間市男女共同参画推進委員会）」を発足させ、各種審議会・委員会における女性の登用率調査を開始し、市における登用率目標30%達成に向けた取組みを開始した。

そして平成15年には、学識経験者・有識者及び、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、「中間市男女共同参画プラン」を策定している。

平成9年には、女性団体・グループ、個人に呼びかけ、お互いの活動をとおして女性の地位向上を図るため「女性ネットなかま」を10団体・個人の750人で発会させた。「女性ネットなかま」では、学習や研修に積極的に参加するとともに、独自の講演会の開催はもとより、福岡県男女共同参画センター「あすばる」との共催事業も手がけるなど、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けて行動している。

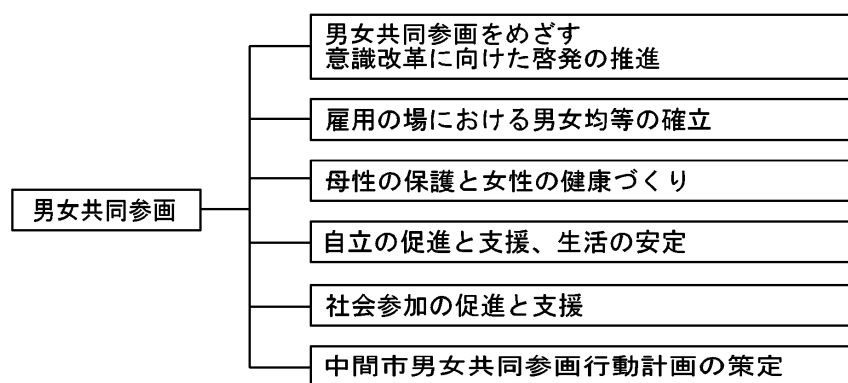
今後は、女性の就業拡大や社会進出に伴う子育て支援をはじめ、男女雇用機会均等の推進、セクシュアルハラスメント防止、さらに、ドメスティック・バイオレンスからの女性の保護にむけた取組みを、国や県、関係団体と連携のもとに推進するとともに、「中間市男女共同参画プラン」に基づく「行動計画」を策定し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指さなければならない。

〔施策の基本方向〕

市民の意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担については「同感する」という回答が微減している。女性の社会進出に対し、進出するほうがよいということに「同感する」考えは微増しているものの、女性の就業についての考え方は、前回（10年前）とほぼ同率で大きな変化は見られない。このことは女性を取り巻く社会経済情勢が好転しないことと併せて、男女ともに意識の変化が進展していない保守的な考え方が依然として多いことを表している。

女性の就業拡大や社会進出にむけては、市民の意識改革が重要な課題である。そのためには「中間市男女共同参画プラン」に基づく「行動計画」を策定し、民官の各セクションにおける実効ある行動を展開、促進する一方で、国や県、「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進するとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指す施策を展開していく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 男女共同参画をめざす意識改革に向けた啓発の推進

家庭や地域では、男女の役割分担、女性の社会進出への理解度に変化はなく、依然として厳しい環境である。実効ある取組みとして、国や県、「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進するとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充していく。また、幼児期・学齢期における男女共同教育を推進するとともに、教育指導者、地域リーダー等に対する研修会を充実させる。

2. 雇用の場における男女均等の確立

本市においては、比較的小規模、個人経営の企業や商店が多く、就業継続や労働環境には厳しいものがあるが、雇用の場における男女均等の確立に向けて、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の趣旨の周知を図るとともに、労働に関する相談の充実、就業などに関する情報の提供を図り、女性が能力を発揮しながら安心して働きつづけることができるよう、事業所等に働きかける。

3. 母性の保護と女性の健康づくり

合計特殊出生率の低下は、次代の担い手や生産人口の減少につながり、社会的にも大きな問題である。少子化の解消に向けては子育て支援も重要であるが、母性保護について男女が正しい認識を深めるとともに、出産からその後の健康支援、また女性のライフステージに応じた健康教育などを推進し、健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶のための研修会を開催するとともに、家庭児童相談係など各種相談機関の周知を行い、被害者救済のための支援体制を強化する。

4. 自立の促進と支援、生活の安定

女性の就業や社会進出を円滑に進めるためには、女性に偏りがちな育児・介護の負担軽減が求められる。男女がともに責任を担い仕事と家庭が両立できる環境を確立するため、一層の育児・保育施設及びその内容の充実に努めるとともに、介護保険制度や育児・介護休業制度の周知を図り、またひとり親などの自立と生活の安定に向けた諸施策を推進する。

5. 社会参加の促進と支援

女性の意見が政策、方針決定の場で反映される環境を整備し、女性の実質的な社会進出・参加を確立しなければならない。そのためには、地域活動やボランティア活動など、地域社会での理解を深めるとともに、あらゆる分野への参画の機会提供が必要である。市内だけではなく、国内外での活動にも参加が促進される環境の整備に向けては、海外研修事業などを支援していく。

また、市内の女性団体・グループ、個人で構成する「女性ネットなかま」についても学習や研修に積極的に参加できる環境を補完し、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けての活動を支援していく。

6. 中間市男女共同参画行動計画の策定

平成15年、学識経験者・有識者および、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、『中間市男女共同参画プラン』を策定している。この中間市男女共同参画プランに基づき「行動計画」を策定する。

第4節 国際交流

〔現状と課題〕

本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼や東南アジア青年の船といった交流への参加、またホームステイ受け入れといった様々な市民の自主的な交流が行われてきた。

ところが、平成13年の福岡県女性研修の翼への参加が本市から2名選考されたが、同年9月11日、ニューヨークで起こった同時多発テロの影響で事業が中止されている。この事件以降、国際情勢はテロの脅威にさらされるとともに、地震や風水害といった自然災害による被害の影響もあって、比較的に安全度の高かった諸国でもこれまでのような活動の範囲は狭められてきている。

しかし、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、参加者への支援は欠かせない。

一方、平成3年度から市内の中学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手（ALT）を招致し、語学教育の充実を図ってきた。また、平成12年度からは、小学校専任の外国語指導助手（ALT）も招致し、小学校における英語活動の充実を図ってきた。

さらに、平成6年度からは市内の中学生を対象にした「フレンドリーなかま国際交流事業」を行っており、これまで、カナダ、オーストラリアの語学学校での英語研修やホームステイによる国際交流体験学習で国際感覚を身につける人材育成を図ってきた。

今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要である。

表：国際交流・協力の実績

区 分	年 度	人数	派遣・研修先	備 考
青年海外協力隊	平成9年度	2名	エクアドル、タンザニア	
	平成10年度	1名	サモア	
	平成11年度	1名	パラグアイ	
	平成12年度	1名	カンボジア	
福岡県女性研修の翼	平成8年度	1名	オーストラリア	
	平成10年度	1名	アメリカ	
	平成13年度	2名	ヨーロッパ	中 止
ホームステイ	平成11年度	1名		
	平成16年度	1名		
シニア海外ボランティア	平成14年度	1名	インドネシア	
東南アジア青年の船	平成14年度	1名	東南アジア諸国	

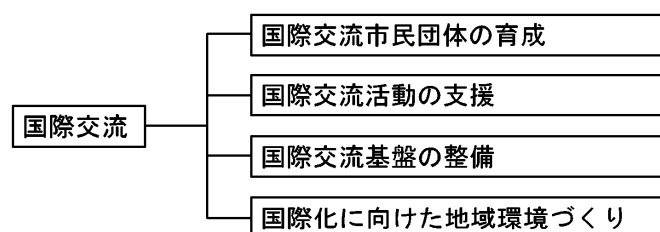
フレンドリーななかま国際交流事業の実績(市内中学生)

年 度	生徒数(参加合計)	研 修 先	備 考
平成6～8年度	35人(引率教師・6人)	カナダ	11日間
平成9～17年度	132人(引率教師・18人)	オーストラリア	11日間

〔施策の基本方向〕

これまでの国際交流・協力の実績を踏まえ、市民が積極的に国際交流や国際協力が図られるよう支援を継続するとともに、市民が主体となった国際交流や連帯活動の展開を図っていく。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 国際交流市民団体の育成

市民主導による国際交流が活発となるよう、市民団体の育成を図る。

2. 国際交流活動の支援

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった国際協力事業をはじめ、福岡県女性研修の翼などの研修事業や、ホームステイ、ホームビジットといった外国からの受け入れ事業にかかるボランティアなどの市民の活動を支援していく。

3. 国際交流基盤の整備

市民主導による多国籍間の国際交流の環境整備にむけて拠点施設の整備をめざす。

4. 国際化に向けた地域環境づくり

外国人滞在者が滞在しやすい環境整備に向けて、外国語表記案内の設置、各種情報が提供できる案内書の作成を行う。

第5節 広報・広聴

広報・広聴機能の充実

〔現状と課題〕

近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、一定程度の情報提供は行ってきた。

また、市長への手紙を市役所案内窓口や市関係施設4箇所の窓口に設置し、市民からの意見などを聴取したが、市民参加型という観点からは、まだまだ進んでいない。

市民参加型市政の進展のために市長への手紙や電子メール（ホームページ）を充実する必要がある。

〔施策の基本方向〕

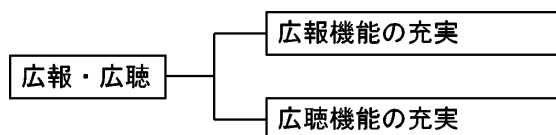
近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化が一層進展し、パーソナルコンピュータとインターネットの大幅な普及により、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報入手が容易になってきている。

しかし、市民の市の情報入手手段は「広報なかま」によるところが多く、インターネットの利用率が50%に達していない中では「中間市ホームページ」の閲覧は低い状況である。

市民参加型市政の進展のためには情報管理部門との連携を図りながらIT化を推進し、市長への手紙については電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討するとともに、「中間市ホームページ」の内容の充実と一層の周知啓発を図る。

また、近隣市町とも連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を充実する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 広報機能の充実

市民が市の行事やお知らせといった情報を入手する手段は、「広報なかま」によるところが多い。このため、行事やお知らせの内容の充実や掲載量を検討するとともに、イラストの挿入をはじめ、お知らせ、市民の投稿による歌や情報などを拡充するなど市民参加型紙面づくりに向けて、一層の充実を図る。

あわせて、近隣市町との連携による広域的、多角的な視点にたち、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を継続するとともに、少子高齢化社会に対応した多世代が楽しめる内容の充実も図る。

また、「中間市ホームページ」については、今日のパソコンとインターネットの大幅な普及によるIT社会においては、迅速かつ、柔軟な情報提供を展開できるよう内容の充実と一層の周知啓発を図る。

2. 広聴機能の充実

市長への手紙で市政への提案については、親書での受付を継続しながら、さらにホームページ掲示板において市政への提案や意見交換を行えるように、電子メールでの受付も普及・拡大を図らなければならない。そのためには情報管理部門との連携によるIT化を推進し、電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討し、市民参加型市政の確立に向けて取り組む。

第6節 行財政計画

〔現状と課題〕

行財政計画の取組みは、昭和61年5月に「第1次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきた。さらに、平成8年9月には「第2次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組みを進め、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに平成14年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組みの必要性に迫られ、平成15年4月からの3ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組みを始めた。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、平成17年11月に「第3次行政改革大綱」を、また同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を平成18年3月に策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間として、行政改革に取り組んでいく。

・国の三位一体改革

国の膨大な赤字を減らすためと、平成11年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金等の削減を目標に、平成15年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られた。

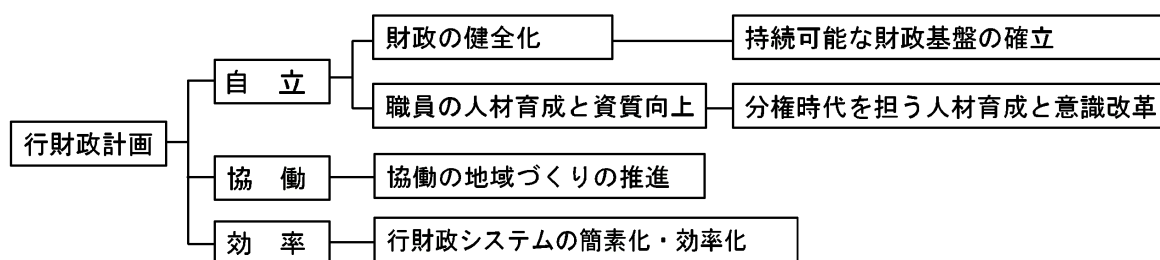
本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第3次行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければならない。

〔施策の基本方向〕

行財政改革の取組みは、地方分権や情報通信技術の進展、厳しい財政状況など、地方自治体の行財政運営をめぐる新たな環境に対応するために、自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、限られた財源と資産を最大限に活用するなかで、市民との協働による活力ある地域づくりを推進するものとする。

さらに行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立って、行政サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため「自立」、「協働」、「効率」の三つのキーワードのもとに、持続可能な財政基盤の確立と市民やNPO、その他民間セクターと協働し、相互に連携して新たなまちづくりの形成をめざす。

〔施策の体系〕



〔計画〕

1. 自立

(1) 財政の健全化 —— 持続可能な財政基盤の確立

依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財政構造の改善に取り組む。

また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え健全な財政運営を図る。

①財源不足に対しては、^{*}財政調整基金等の基金取崩しを極力回避し、歳出全般の徹底した削減を行う。

②徴収体制を強化し、市税徴収率を平成21年度までに90%の達成を目指す。

(平成16年度82%)

③各種補助金の効果や必要性を十分に精査し、抜本的な整理合理化を図る。

④水道事業及び病院事業においては、更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指す。

(2) 職員の人材育成と資質向上 —— 分権時代を担う人材育成と意識改革

行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要がある。また職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、新しい時代に相応した人材の育成・確保を図る。

①職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する。

②職員の意識改革と能力の向上のため、効果的な人材育成システムを構築する。

2. 協働 —— 協働の地域づくりの推進

中間市においても、地方分権を真に実効性のあるものとするために、市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加、参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。

①協働によるまちづくりに対応した行政の体制を整備し、市民の自立を支援する組織を構築する。

②地域コミュニティ活動やNPO・ボランティア活動等、自立的な市民活動の促進と支援を図る。

③^{*}パブリックコメント制度の導入等、市民が市政に参加できる仕組みを構築する。

3. 効 率 ー 行 政 財 政 シ ス テ ム の 簡 素 化 ・ 効 率 化

地域経営の視点から、事務事業全般について見直しを行い、市民満足度の高い行政サービスの提供に努める。

- ①市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織と、分権型社会に適応するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築する。
- ②行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分に吟味して、事務事業の整理合理化を図る。
- ③会計事務の効率化のため、収入役を廃止。
- ④縦割り行政を是正し、横断的組織運営を図るため組織の統廃合を行う。
- ⑤行政手続きのオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進などにより低コストで高い水準の運用が実現できる電子自治体の推進を図る。
- ⑥客観的な基準に基づく事務事業の評価を行い、事務事業の見直しを行う。

※ 行政改革

「最小の経費で最大の効果を挙げなければならない」という地方財政運営の基本理念のもとに、効率的行政組織による行政運営・行政制度を構築することにより、地方公共団体の自治力を高めるための取組みが行政改革である。

組織の簡素化・合理化や定員の削減を行い、行政の効率化と行政費用の抑制を図ることが行政改革の取組みである。

第3次行政改革では、組織が達成すべき目標を定め、その目標達成のために効率的に経営資源を投入し、最適な組織運営を行う「経営」の概念を取り入れている。

第7節 広域行政

〔現状と課題〕

本市及び北九州市・遠賀4町とで北九州都市圏広域行政推進協議会を構成し、「共創する都市圏づくりへの挑戦」をメインテーマにした平成13年度～平成22年度の「第4次北九州都市圏広域行政計画」をもとに圏域内、特に八幡西区黒崎地区を中心とした北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきた。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の17自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできた。福岡県及び九州全体における課題としては、東九州自動車道の整備が大きな課題となっていることから、その整備に向けて協調体制を強めてきた。このことは、平成18年3月の北九州空港開港とともに、本地域ばかりではなく、九州東側の人の動きや物流、商業やリゾートをはじめとした観光交流にも大きく貢献する事業であると期待されている。

遠賀・中間地域広域行政事務組合には、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことによる効率化を追求したもので、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務に関する事務を委託しているが、平成13年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀4町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいる。

今後は、中間市における未加入部門（消防行政）をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければならない。

合併問題については、昭和40年3月に10年間の時限立法として「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）が施行され、昭和50年、昭和60年と、「昭和の大合併」に続き、さらに平成7年に大幅に改正された合併特例法による「平成の大合併」により、平成17年3月31日までに合併を決定した全国の市町村は1,410で、平成18年3月31日までに全国の市町村数は1,820となる見込みである。

福岡県内でも宗像市や久留米市をはじめとした地域で合併が推進されたが、本市においては、北九州市との合併問題が不調に終わったことから、当分の間単独での市政運営を図らなければならなくなった。しかし地方分権や三位一体改革の進展状況からすると、自主財源に乏しい本市においては、今後の行財政運営は大変厳しいものがあり、今回の市民意識調査でも「効率的な運営をするためには、合併したほうがよい」と、64.3%の市民が回答している。

国においても、引き続き市町村の自主的な合併を推進していくため、新しい合併特例法を平成16年5月に制定し、平成17年4月から施行している。今後とも市民の意思を尊重しながら、合併問題の検討を図らなければならない。

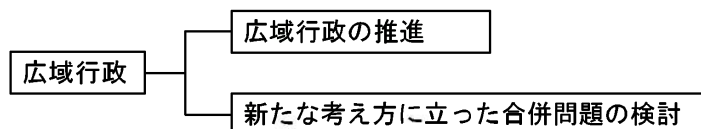
〔施策の基本方向〕

北九州都市圏広域行政推進協議会及び福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会を構成する自治体との協調を強め、圏域全体の活性化に向けた施策や事業の展開を推進する。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、北九州市での処理が検討されているじん荼処理については円滑な事業移転が進むように遠賀4町との調整を図るとともに、「中間・遠賀リサイクルプラザ」の運営についても資源リサイクル品目や種別の拡大、また未加入部門（消防行政）や、さらに情報処理や福祉部門などの広域化に向けた諸施策を検討し、市民サービスの向上を図る。

合併問題は、市民の生活圏の広域化・多様化が進む中での広域行政は避けて通れず、住民の意思を反映しながら合理的で効率的な行政を実現するため検討を進める。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 広域行政の推進

北九州都市圏広域行政推進協議会における事業展開は、「第4次北九州都市圏広域行政計画」の趣旨である八幡西区黒崎地区を中心とした北九州市西方地区の活性化を図ることとしている。そのことが本市及び遠賀4町の活性化につながる施策であるので、これを圏域内自治体と連携して推進する。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会では、平成18年3月に開港した北九州空港が本市市民の利便的な活用が図られるよう関係自治体と協調するとともに、東九州自動車道の早期完成に向けた取組みを推進する。

また、福岡地方裁判所小倉支部の「北九州地方裁判所」への昇格についても圏域内の大きな課題であることから、北九州地方裁判所昇格期成会に参画する自治体との協調を推進していく。

さらに、圏域内における広域情報ネットワークの構築による情報ネットワークをはじめ、各種証明の共同交付や既に広域利用が実施されている図書館をはじめ、各公共施設がIT技術を活用して利用が可能となるよう体制の整備を図っていく。

遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、じん荼処理については平成19年度から北九州市での処理が検討されていることから、遠賀4町との調整により、円滑に事業が移転できるように取り組むとともに、資源リサイクル品目の拡大・種別などを検討していく。

また、市民サービスの向上に向けた新たな事業については遠賀4町との協調を図り、積極的に取り組んでいく。

2. 新たな考え方に立った合併問題の検討

平成7年度に大幅に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)は、平成17年3月31日をもって一応の制度の役目を終了し、今回の合併において全国に約3,200あった地方都市が、平成18年4月1日には1,820と、約43%の市町村が合併された。一定の成果は見たものの、特に人口1万人以下の町村が多くあり、行政事務の効率化を今後とも推進していくとの国の方針から、平成17年4月1日から新たに5年間の時限立法により、新しい「市町村の合併の特例に関する法律」(合併新法)が制定されており、新たな考え方に立って合併問題を検討していく。

関係法規、計画、制度等

- 地方分権一括法

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のこと。地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、改正が必要な475の法律の改正部分を、1本の法律として改正したもの。

- ゴールドプラン

高齢化社会に備えて、在宅福祉、施設の整備等高齢者対策強化の目的で国が策定した施策計画。

- 中間市高齢化社会総合計画

本格的に到来する高齢化社会に向け、従来の福祉の分野に留まらず、保健・医療・雇用・生きがい・住環境などの施策を総合的に組み込んだ、幅広い分野の行政施策立案計画。

- 中間市ふるさと21健康長寿のまちづくり事業基本計画

高齢者の生活基盤である地域社会に密着した高齢者を主眼に捉え、在宅福祉サービスの充実と、保健・福祉・医療の相互の協働を図る計画。

- 中間市老人保健福祉計画

国のゴールドプランを受け、中間市においても地域の高齢者のニーズを把握し、将来必要とされるサービス提供体制を計画的に整備することを内容とした計画。

- なかま障害者プラン

障害のある人が障害のない人と同じように社会の一員として、生活や行動が出来るように、障害への理解促進を基本方針に、保健・医療・福祉はもとより総合的な施策推進を図る計画。

- 中間市高齢者総合保健福祉計画

介護保険制度の導入に伴い、老人保健福祉を総合的に見直し、各種介護サービスの利用を推進する計画。

- 中間市次世代育成支援行動計画

少子化対策として、子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じるができる社会へ転換するため、総合的に施策を推進する計画。

- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
都市計画法に基づき、市街化調整区域内における構造物を建設する基準を定めた条例。利用目的により、その基準は異なる。
- 中心市街地活性化法
中心市街地の活性化に取り組む市町村等を支援する為に制定された法律。全国の地方都市で、郊外化に伴い中心市街地の衰退や空洞化が進行するのを防ぐことを目的としている。
- 中間市公営住宅ストック総合活用計画
既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、一定期間を対象として、建替、改善等の各種整備内容を計画したもの。高齢者などの住環境づくりを主眼としている。
- 中間市母子保健計画
中間市の乳幼児健康診査、相談、訪問指導等様々な母子保健事業を5ヵ年計画で策定したもの。
- 障害者自立支援法
障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために制定された法律。障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供すること、サービスの提供主体を市町村に一元化することなどをねらいとしている。
- 中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針
すべての高齢者、障害者が身近な地域社会の中で、生き生きとした生活が送れるよう、多くの市民が利用する公共的建物、道路、公園、などを対象として整備、改善を進める指針。
- 中間市環境基本計画
国際社会の問題でもある環境問題を改善するため、中間市においても今後の環境行政の指針となるべき長期的な計画。
- 中間市水防計画
水害を警戒防御し、被害を軽減するため、水防法に基づき中間市の水防の調整及び円滑な実施を図るための計画。

- 福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画
同じ生活圏である福岡県北東部の6市11町で協議会を構成し、総合的な生活空間を創造することを目的として策定した計画。
- 食料、農業、農村基本法
食料の安定供給、農業の発展及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する為に定められた法律。
- 水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱
需要に応じた米の計画的生産を徹底するとともに、米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を推進することにより、安定した水田農業経営を確立することを目的とするもの。
- 消費者契約法
消費者と事業者の間のすべての契約を対象とし、事業者の不適切な行為があった場合の契約の取り消しや、消費者の権利を不当に害する契約条項の無効等を定めた法律。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律
障害者が職業生活において自立することを促進する為、雇用義務、職業リハビリテーションの措置等を定めた法律。
- 中間市生涯学習基本計画
市民が心豊かな人生を送れるように、生涯にわたり自由に学習機会が選択できるように策定した総合計画。
- 中間市人権擁護条例
日本国憲法及び世界人権宣言にのっとり、市民の人権意識の高揚、人権擁護の確立を図るために制定された条例。
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
「人権の世紀」と言われる21世紀に向け、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定、実施について定めた法律。
- 人権教育・啓発に関する基本計画
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、人権教育・啓発に関する基本的な方策、具体的な取組み方法等について定めた計画。

- 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくために制定された法律。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力行為は犯罪となるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてはいないため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された法律。

- ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為を処罰する等、ストーカー行為に必要な規制を行うとともに被害者に援助の措置等を定めた法律。

- 福岡県男女共同参画推進条例

男女の平等が尊重され少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応でき、生きがいを持って生きることのできる地域社会の実現のため制定された条例。

- 中間市男女共同参画プラン

ひとり一人が人間として尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる地域社会をめざした計画。

- 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進するため制定された法律。

- 市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）

平成17年4月1日から新たに5年間の時限立法として制定された法律。合併特例区制度などの創設、合併に関する特例措置の継続、合併特例債の廃止、市町村合併推進のための方策等を盛り込んでおり、市町村合併へのさらなる推進を定めている。

用語解説

○ア行

IT

情報技術、コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。

IT リテラシー

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

IT リーダー

地域住民の IT(情報技術)実践をサポートしたり、地域の情報化を推進していく人。

アプリケーション

文書の作成、数値計算など、ある業務の目的のために設計されたソフトウェア。

アメニティ

地域生活における居住空間としての快適さ、心地よさのこと。

アンモニア性窒素

下水、し尿、工場排水などに由来するタンパク質や有機窒素化合物が腐敗、分解する過程で発生したもので、検査場所に近い地点での汚染を示す有力な指標となる。

インフォームドコンセント

患者が自分の病気と医療行為について、知りたいことを「知る権利」があり、治療方法を自分で決める「決定する権利」を持つこと。

インフラ

産業基盤、経済基盤、社会的生産基盤、都市活動を支える骨格となる施設の総称。狭い意味では道路、鉄道、上下水道など。広い意味では学校、病院、福祉施設などを指す。

AED（自動体外式除細動器）

電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる心臓電気ショックの器械。一刻を争う心室細動の場面に対処できるよう、2004年7月から法改正により、一般市民でも使用できるようになった。

ATS（自動列車停止装置）

列車が信号機の指示速度を超過し、または停止信号を越えて進行しようとした場合に乗務員に警報を与え、列車のブレーキを自動的に動作させる装置。

NPO（民間非営利団体）

営利を目的としない公益事業、市民運動、ボランティア活動などを行う組織のこと。

MRI（磁気共鳴断層装置）

人間の体内にある弱い磁気を、強力な磁気や電波でゆさぶり、画像化する診断法。

オーダーリングシステム

「検査・処方等にかかる情報伝達システム」のこと。医療現場の一部業務を電子化し、病院業務の省力化と、サービス提供の短縮化を目指すもの。

○カ行

合併処理浄化槽

し尿処理のみの単独処理浄化槽に対し、生活雑排水も一緒に処理できる浄化槽。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱物質」と呼ばれ、生命体の外から進入して「ホルモン」のような働きをし、本来のホルモン分泌の作用を乱してしまう。そのため、体に異変がおきることが指摘されている。ダイオキシン類、農薬とその他の化学物質に分類される。

北九州 e-PORT センター

北九州地域に次世代 IT サービスの集積を目指す「北九州 e-PORT 構想」における高速ネットワーク機能を提供する施設。平成15年8月開設。

行財政改革

効率的で効果的な行政サービスの提供の実現に向けて、行政運営、財政構造のあり方を見直す取り組み。

共同アウトソーシング

住民へのサービス向上と、行政事務の効率化を目的として複数の地方公共団体が業務システムを共同開発、共同利用するという業務形態。

クリプトスポリジウム

クリプトスポリジウム症を起こす孢子虫類に属する原虫の名前。牛、豚、犬、猫、ねずみなどの腸管内寄生原虫。人への感染は1976年に初めての報告がある。

グループホーム

障害者や高齢者が援助を受けながら共同生活を営む施設。

言語聴覚士

言葉によるコミュニケーションに問題があるものに専門的なサービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。

高規格救急自動車

救急救命士が医師の指示のもとに、車内で特定の医療行為を行うことが出来るよう医療機器等を積載した救急自動車。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理する為に、地方公共団体が管理する下水道。

合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までとした、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の推計値。

高齢社会

65歳以上の占める割合が15%以上の社会。日本は、1995年に高齢化率が15%を越え、高齢社会になった。

○サ行

財政再建準用団体

自助努力で赤字を解消できず、国の管理下で財政再建を進めていく団体のこと。

財政調整基金

災害や緊急を要する経費に備える為に設置される基金。

作業療法士

身体又は精神に障害のあるものに対して、医師の指示のもと、主として応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作等の作業を行うことを業とするもの。

施設園芸

ビニールハウス等の施設を使って野菜類、果樹類、花木等の栽培をすること。

少子化

子どもの出生率、出生数が激減している現象。少子化が進行すると、人口構成の高齢化をさらに促進する。

情報セキュリティー

企業、組織における情報資産全般の機密性、完全性、可用性を確保すること。

スプロール現象

市街地が拡大する際に無秩序な開発が行われること。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進むことを指す。

すみよか事業

在宅要援護高齢者がいる世帯に対し、住宅を高齢者の居住に適するよう改造する費用の一部を補助する事業。

セクシュアル・ハラスメント

相手が望まない性的な意味合いを持つ言動を相手に強いること。

ソーシャルケースワーカー

病気・障害・高齢・経済的理由などで、社会生活に問題を抱える人に様々な福祉サービスの場での相談・援助を行う専門職。

○タ行

ダイオキシン

「ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン」の略称。ベトナム戦争でアメリカ軍が用いた枯葉剤で知られている。猛毒で、発ガン性や胎児への催奇形性が強く、ごみ焼却の灰、自動車の排気ガス等に見出されており、環境汚染物質として問題となっている。

第1次産業

自然に働きかけて採取を行う産業。農業、林業、水産業等。

第2次産業

地下資源の採取、又は材料を加工して工業製品を作る産業。製造業、建設業、鉱業等。

第3次産業

第1次、第2次に分類されない産業。流通業、小売業、サービス業、飲食業等。

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家。

地方分権

国に属していた権限が地方公共団体に委譲されることによって、地方自治体の自己決定権が強化されること。

沖積平野

河川の氾濫等により土砂が堆積することで形成された平野の一種。

トリハロメタン

浄水場で塩素殺菌を行う際に発生する発ガン性物質。

○ナ行

中間・遠賀リサイクルプラザ

中間市と遠賀4町が構成する広域行政事務組合が管理経営し、ゴミの減量化、再資源化に取り組んでいる施設。また、その一環として、ゴミとして出された家具類等を再生し、展示販売を実施している。

2 次的救急医療機関

休日、夜間に入院治療を必要とする患者に対応する為の医療機関。

農業振興区域

農業の近代化、公共投資の計画的推進など、原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図ることを目的に「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた地域のこと。

○ハ行

発生原単位

家庭系ゴミの一人1日当たりの排出量のこと。

パブリックコメント制度

市の重要な施策、計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、市民の方々から意見を求め、提出された意見などを考慮して決定していくもの。

バリアフリー

高齢者や障害者などが活動するうえで、社会の中に存在する障害（バリア）になるものを取り除くこと。道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置や点字での表示を言う。

p h 値（水素イオン濃度指数）

水の酸性・アルカリ性の強さを示す値。p h 7 が中性で、これより小さいと酸性、大きいとアルカリ性が強くなる。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者などの利用に限定せず、すべての人が利用できる製品や機能などのデザインのこと。

○ラ行

ライフライン

エネルギー供給施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的生活の維持に直結した基盤施設のこと。

L A N

ローカルエリアネットワークの略語。企業や官庁内の情報通信ネットワーク。各部署に分散配置されたOA機器を接続して、情報共有や情報通信の高速化、システム化を行う場合の基盤となる。

罹患率

ある期間に発生した特定の疾病の新患者数の、その疾病にかかる危険にさらされた人口に対する比率。

理学療法士

身体に障害のあるものに対して、医師の指示のもと、主として基本的動作能力の回復を図るための運動及びマッサージ等の物理的手段を行うことを業とする者。

流域下水道

2つ以上の市町村の下水を処理するために都道府県が設置する、終末処理場を有する大規模な下水道。

臨床心理士

臨床心理学の知識や技術を用いて、心理的な問題を取り扱う「心の専門家」のこと。

露地野菜

生育期間のほとんどを自然環境下で栽培した野菜。

ロードサイドショップ

道路沿いに立地する店舗のこと。一般的には、郊外のバイパス沿いに立地する中・大規模店舗を指すことが多い。

ローリング方式

計画を実施しながら、定期的に計画と実績について検討を行い、計画の見直しや調整を図っていくもの。

BOD値（生物化学的酸素要求量）

水の中の有機物を微生物が分解するのに使われた酸素量のこと、有機物による水の汚れを示す代表的な指標。

ビジョン

将来の構想、展望。

ポケットパーク

小公園、街角広場、橋詰広場など、身近なところでの憩いのスペース。

ほ場

耕作の場としての田・畑・農園のこと。

ホームステイ、ホームビジット

外国人を家庭へ受け入れたり、外国の家庭に一定期間滞在すること。家族の一員として生活を共にすることで、習慣、文化、言葉、ものの考え方の違いを体験、認識することにより、友好と相互理解を深めるもの。ホームビジットは、宿泊を伴わないものを言う。

ホームヘルプサービス（訪問介護）

在宅要支援・要介護者に対して日常生活に必要な掃除、洗濯、買い物、食事、調理、入浴などの在宅生活の援護をする。

○マ行

モータリゼーション

英語で「動力化」、「自動車化」という意味。自動車の大衆化（生活必需品としての自動車の普及）という意味で用いられる。

○ヤ行

有機減農薬栽培

有機栽培とは、化学的に合成された農薬を避け、播種、植付け前2年以上（多年生植物は3年以上）の間、堆肥等で土づくりを行ったほ場で、通常の栽培法より農薬、化学肥料を50%以上削減して作った農作物。